

山梨市こども計画

(案)

— 目 次 —

第1章 計画策定の概要	1
1 国の動向と計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	10
3 計画の期間	11
4 計画とSDGsとの関連	12
 第2章 山梨市の現状と課題	 13
1 人口の推移と子育て世代を取り巻く環境	13
(1) 人口の推移	13
(2) 子育て世代を取り巻く環境	17
2 出生と乳幼児健康診査の状況	23
(1) 出生数の推移	23
(2) 市立産婦人科医院との連携	25
(3) 乳幼児健康診査の受診率	26
3 こどもたちを取り巻く環境	28
(1) 未就学児の推移	28
(2) 子育て支援の実施状況	29
(3) 小学校の児童数の推移	35
(4) 放課後の過ごし方	36
4 山梨市における前計画での取り組み状況	38
5 山梨市のこども・子育て及び若者をめぐる課題	39
(1) アンケート調査の概要	39
(2) 調査の結果から見られる課題	40
(3) 追加アンケート調査の概要	59
(4) 調査の結果から見られる課題	60
 第3章 計画の基本的な考え方	 64
1 基本理念	64
2 取り組み方針	64
3 施策体系	67

第4章 具体的な取り組みの成果指標及び概要	69
1. こどもとともに育つ子育て	69
(1) 子育て家庭の交流の場とネットワークづくり	70
(2) 親子の健康づくり	71
(3) 相談支援や情報提供体制の充実と子育て負担の軽減	73
2. 切れ目のない子育て支援	75
(1) 教育・保育の提供体制	76
(2) 地域子ども・子育て支援事業	77
3. 地域社会全体で作る子育て環境	80
(1) 多様な遊びや体験の充実と社会参画への機会の創出	81
(2) 学校教育環境の整備	85
(3) 安心・安全なまちづくり	88
(4) 仕事と子育ての両立の支援	90
4. こども・若者の良好な成育環境と自立に向けた支援	91
(1) こどもの健やかな成長と次の子育てを担う人材の育成	92
(2) 支援を必要とするこどもや家庭への取組の充実	93
(3) こどもの権利と居場所づくり	96
(4) 若者のライフデザイン実現に向けた環境の整備	98
 第5章 子ども・子育て支援事業の推進	 100
1 保育の必要性の認定について	100
2 教育・保育提供区域の設定	101
3 教育・保育の量の見込みの算出	102
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	108
 第6章 計画の推進と進捗状況の管理	 120
1 計画の推進体制	120
2 計画の評価・点検	120
 資 料 編	 121

第1章 計画策定の概要

1 国の動向と計画策定の趣旨

国は、仕事と子育ての両立支援など、こどもを生み育てやすい環境づくりに向けた対策として、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みをはじめ、平成 24 年に制定された「子ども・子育て3法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、様々な取り組みを展開してきました。さらに、平成 27 年に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、こどもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域のこども・子育て支援を充実させることが求められました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況に加え、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こども・若者を取り巻く状況はより一層深刻なものとなっています。

こうした中で、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくために、「こども家庭庁」の発足と施策に対する包括的な基本法となる「こども基本法」が、令和 5 年 4 月に施行されました。同年 12 月 22 日には、同法に基づき「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

また、国では、乳幼児期が脳発達において環境の影響を受けやすい限定された時期の一つであるなど、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって、特に重要な時期でもあることから、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」いわゆる「はじめの100か月の育ちビジョン」を策定し、各地方公共団体に対して、「こども大綱」や「こどもの居場所づくりに関する指針」と併せて、このビジョンの理念や基本的な考え方を踏まえて、こども施策を実施するよう方針が示されています。

こうした国の取り組みを受け、「こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現する」という「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、本市でも「こどもまんなか応援サポーター」宣言を令和 5 年 10 月に行

い、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会の実現を目指して、より一層、取り組みを推進することとしました。

このことから、本市では「子ども・子育て支援事業計画」の他、こども施策に関連する計画を内包する「山梨市こども計画（以下、「本計画」といいます）」を策定し、こども・若者に関わるすべての人の幸せが、こどもやその保護者、若者の幸せにつながることを念頭に、こども・若者と子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目指します。

■本計画における「こども」の表記について

こども基本法において、「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義しており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、それぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示しています。

この計画においても、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとしますが、法令に根拠がある語を用いる場合（子ども・子育て支援法）や、既存の事業名などの固有名詞を用いる場合（子どもフェスティバル）については、今までの表記を使用します。

■ライフステージに応じた区分について

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けた基本的な方針として、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する取り組みを提供することとしています。

この計画では、こども誕生前から乳幼児期（小学校入学まで）、学童期（小学生年代）、思春期（中学生年代を前期、高校生年代を後期）、青年期（おおよそ18歳～30歳未満、一部施策によってはポスト青年期として40歳未満までを含みます）にそれぞれ分けて表記します。

また、「乳幼児期」から「思春期」までを「こども」、「思春期」から「青年期」を「若者」とし、「こども」と「若者」は施策によって一部重なり合う部分があります。

（１）こども基本法

こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（「こどもの権利条約」）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

また、国は、こども基本法の基本理念にのっとり、こども施策を総合的に策定・実施する責務があり、政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（「こども大綱」）を定めなければならないとされています。

【こども基本法の基本理念（こども基本法第３条）】

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（２）こども大綱

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく３つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。

こども大綱において、目指すのは「こどもまんなか社会」であり、「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会であるとされています。

【こども大綱の基本的な方針】

- （１）こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- （２）こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- （３）こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- （４）良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- （５）若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいり）の打破に取り組む
- （６）施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(3) こども未来戦略

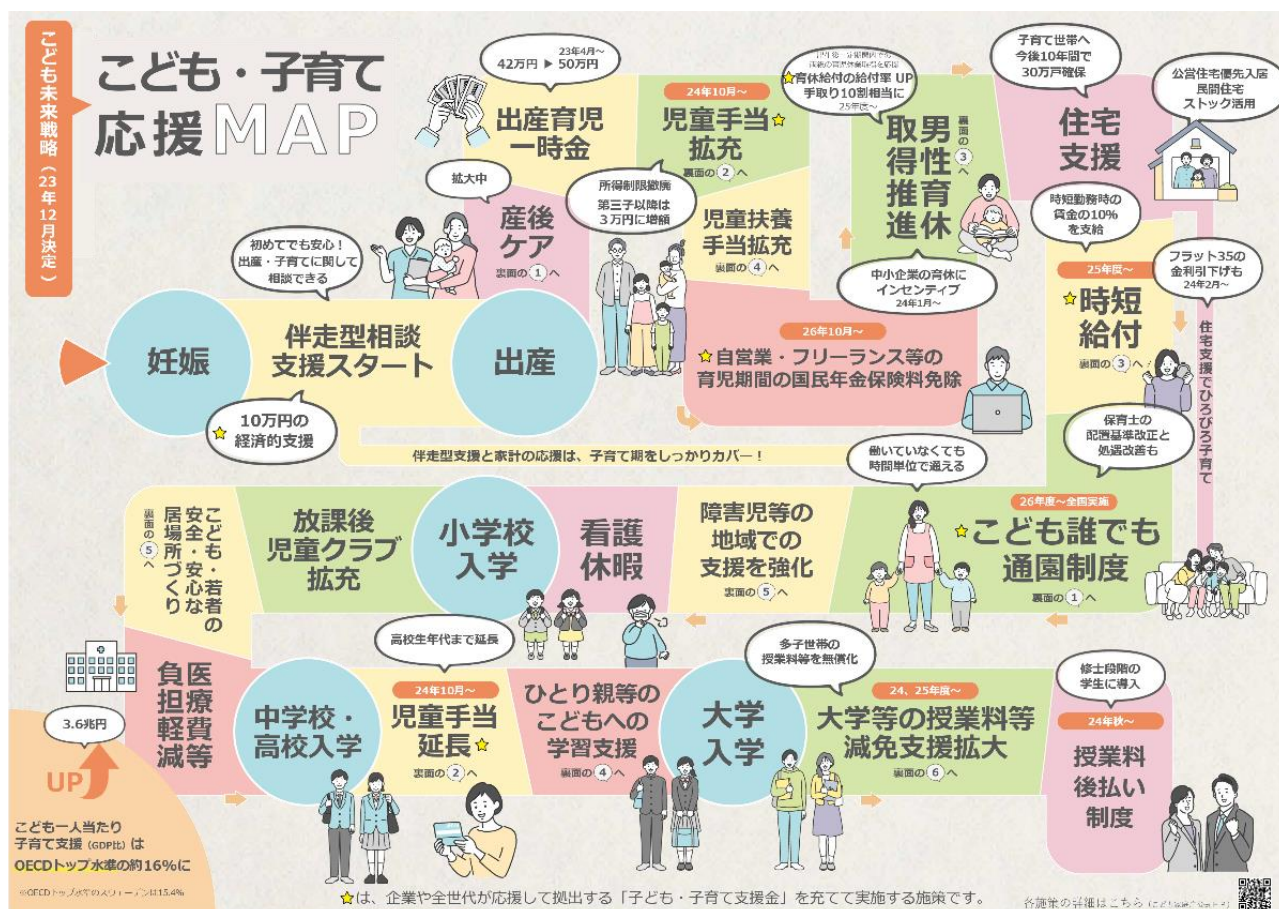
こども未来戦略は、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、若者人口が急激に減少する 2030 年代に入るまでのこれからの 6～7 年を、少子化傾向を反転できるかのラストチャンスであるとして、「加速化プラン」を今後 3 年間の集中取組期間において、できる限り前倒しして実施することとしています。

【こども・子育て政策を抜本的に強化していく上で乗り越えるべき重要課題】

- (1) 「若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない」こと
- (2) 「子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある」こと
- (3) 「子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する」こと

【こども未来戦略の基本理念】

- (1) 若い世代の所得を増やす
- (2) 社会全体の構造・意識を変える
- (3) 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する



（４）こどもまんなか実行計画

こどもまんなか実行計画は、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策として、こどもや若者の健やかな成長のための施策のほか、少子化対策、こどもの貧困対策など、幅広いこども施策を網羅しています。また、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策も、こどもまんなか実行計画に包含されています。

国では、施策の実施状況やこども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年こどもまんなか実行計画を改定し、継続的に施策の点検と見直しを図ることとしています。

（５）こどもの居場所づくりに関する指針

こどもの居場所づくりが目指す理念とは、全てのこどもが、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるようにすることです。その際、こども・若者の視点や子育て当事者の視点に立つこと、全てのこども・若者の健やかな成長や幸せな状態（ウェルビーイング）の向上に資すること、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援であることが必要です。

こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得えます。すなわち居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものです。

こうした多様な場がこどもの居場所になるかどうかは、一義的には、こども・若者本人がそこを居場所と感じるかどうかによっています。したがって、その場や対象を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められます。

一方で、居場所をつくること（居場所づくり）とは、第三者が中心となって行われるものであるため、居場所と感じることと、居場所づくりには隔たりが生じ得ます。こどもの居場所づくりを進めるに当たっては、この隔たりを認識することが必要です。

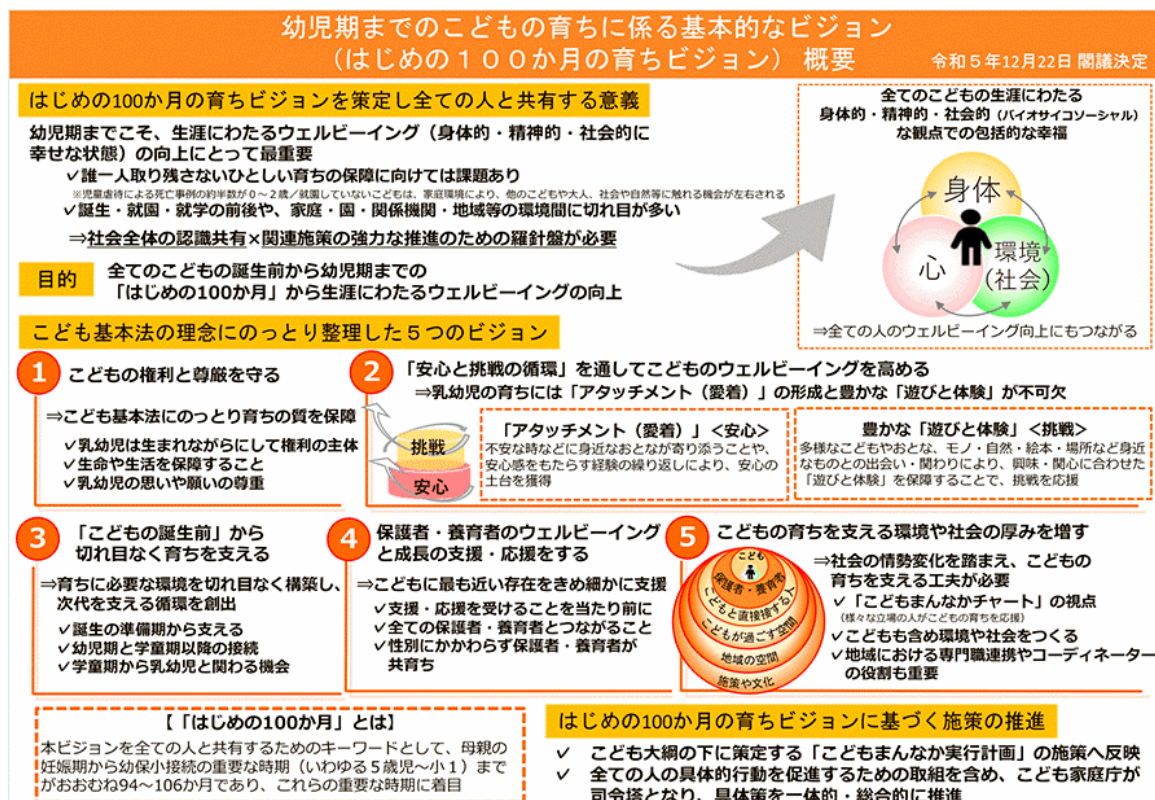
重要なことは、様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることです。どこにも居場所がないこども・若者が生じないよう、また、できるだけ多様な居場所を持てるよう支援していく必要があります。

(6) はじめの100か月の育ちビジョン

乳幼児期は、脳発達において環境の影響を受けやすい限定された時期の一つであるなど、生涯にわたるウェルビーイング向上にとって、特に重要な時期であります。また、生涯の健康や特定の病気へのかかりやすさは、胎児期や生後早期の環境の影響を強く受けて決定されるという考え方もあるなど、「こどもの誕生前」も含め、育ちを支える基盤的時期として捉える必要があります。

【はじめの100か月の育ちビジョンにおける実現を目指すべき社会】

- (1) 乳幼児を含めた全てのこどもが誰一人取り残されずに、権利主体として、命と尊厳と権利を守られる社会
- (2) 乳幼児の思いや願いが受け止められ、社会への参画が応援される社会
- (3) 乳幼児と保護者・養育者が安定した「アタッチメント（愛着）」を形成できる社会
- (4) 人や場との出会いを通して、豊かな「遊びと体験」が保障される社会
- (5) 保護者・養育者になる前から切れ目なく、様々な人や機会に支えられ、こどもとともに育ち、成長が支援・応援される社会
- (6) 各分野や立場を超えた認識共有により、乳幼児に関わる人が緊密に連携し、切れ目のない「面」での支援が実現できている社会
- (7) 乳幼児と全ての人がともに育ち合う好循環が続いていく社会



（７）健やか親子２１と成育基本法

【健やか親子２１】

「健やか親子２１」は、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する母子保健の国民運動として、平成 13 年より展開されてきており、令和 5 年度以降は、成育医療等基本方針に基づく国民運動として位置付け、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い取組を推進しています。

「健やか親子２１」の取組により、こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者の方が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、国民全体の理解を深めるための普及啓発を促進していきます。

【成育基本法】

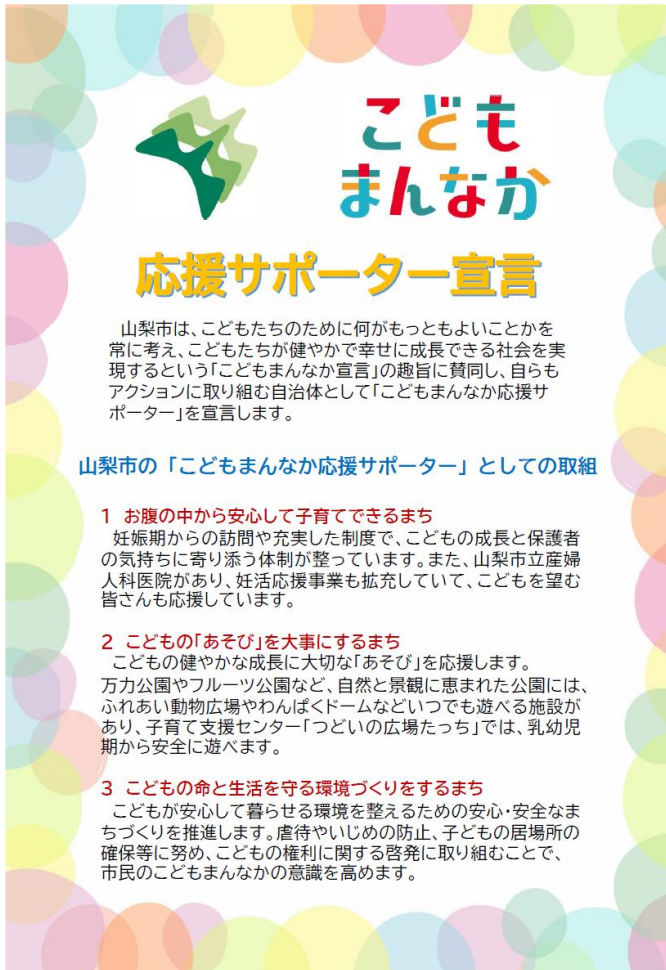
成育基本法は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的としています。成育医療等の提供に関する施策に関する基本理念のほか、国、地方公共団体、保護者、医療関係者などの責務を明らかにするとともに、成育医療等基本方針の策定、基本的施策となる事項などについて定めています。

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成 30 年法律第 104 号）

【成育基本法の基本理念】

- （１）心身の健やかな成育が図られることを保障される権利を尊重します
- （２）多様化・高度化する成育過程にある者などの需要に適格に対応した成育医療等の提供をします
- （３）どの地域に住んでいても、適切な成育医療等を提供します
- （４）成育医療等に関する情報が適切に提供され、安心してこどもを生み、育てられる環境を整備します

■ こどもまんなか応援サポーター宣言について



**こどもまんなか
応援サポーター宣言**

山梨市は、こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組む自治体として「こどもまんなか応援サポーター」を宣言します。

山梨市の「こどもまんなか応援サポーター」としての取組

- 1 お腹の中から安心して子育てできるまち**
妊娠期からの訪問や充実した制度で、こどもの成長と保護者の気持ちに寄り添う体制が整っています。また、山梨市立産婦人科医院があり、妊活応援事業も拡充していて、こどもを望む皆さんも応援しています。
- 2 こどもの「あそび」を大事にするまち**
こどもの健やかな成長に大切な「あそび」を応援します。万力公園やフルーツ公園など、自然と景観に恵まれた公園には、ふれあい動物広場やわんぱくドームなどいつでも遊べる施設があり、子育て支援センター「つどいの広場たち」では、乳幼児期から安全に遊べます。
- 3 こどもの命と生活を守る環境づくりをするまち**
こどもが安心して暮らせる環境を整えるための安心・安全なまちづくりを推進します。虐待やいじめの防止、子どもの居場所の確保等に努め、こどもの権利に関する啓発に取り組むことで、市民のこどもまんなかの意識を高めます。

国の少子化対策について定めた「こども未来戦略」における取り組みの中で、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるように、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進める施策の一つとして、「こどもまんなかアクション」がスタートしました。

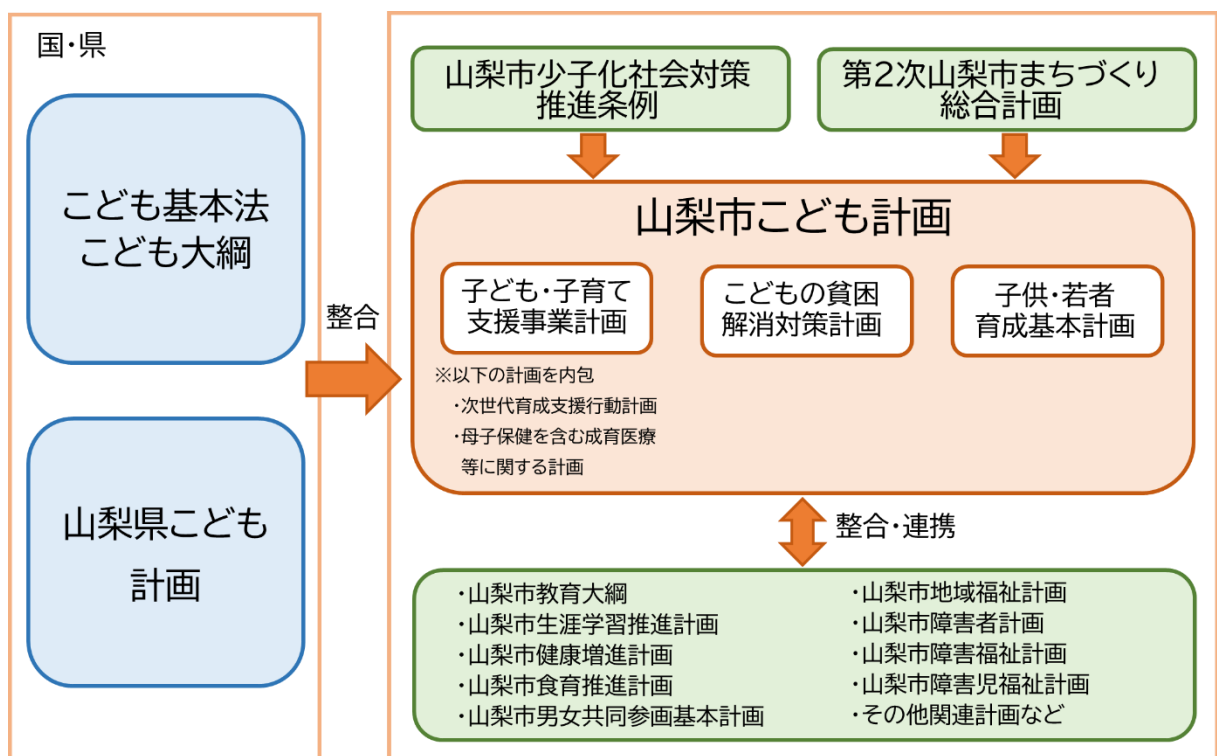
本市でも、3つのアクションに取り組むこととし、「こども応援サポーター」宣言を行い、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。また、本計画は、「こども基本法」第10条第5項に定められているように、次のこども施策に関連する計画を含むものとして、策定しています。

- 「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に定める「市町村計画」
- 「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める「市町村行動計画」
- 「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」第3条に規定する基本理念に基づく計画

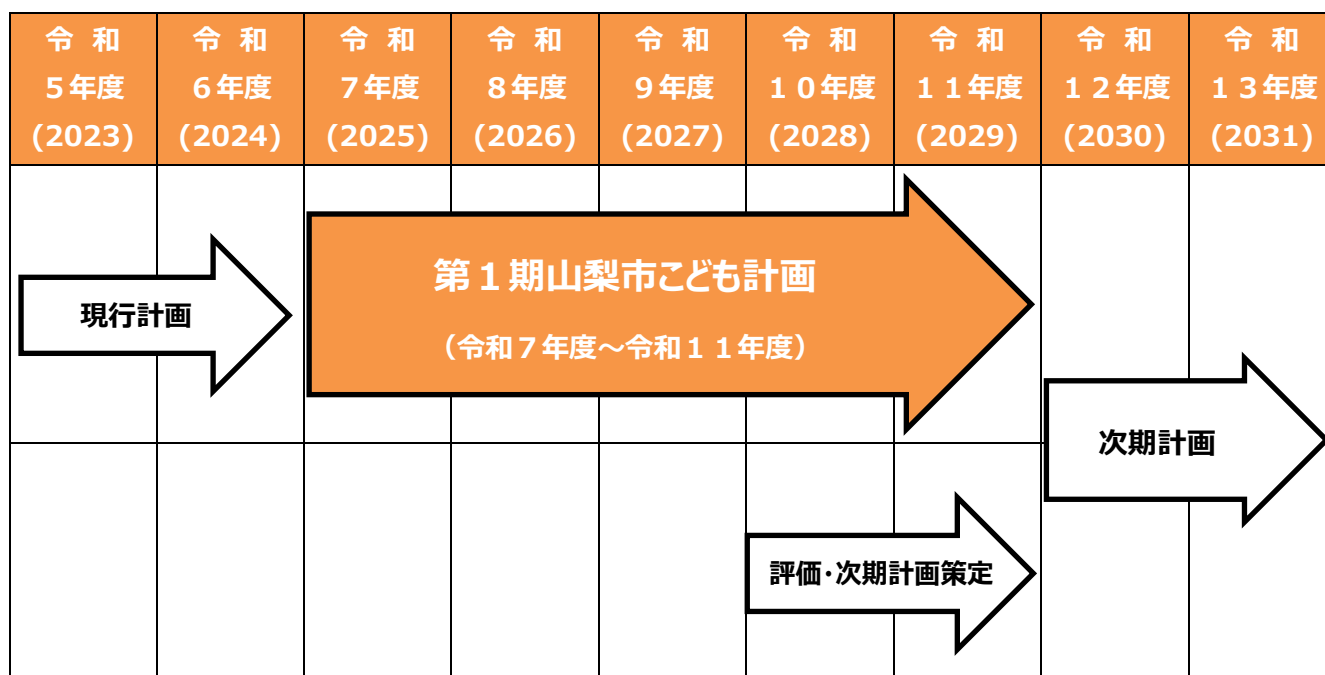
なお、本計画は、国のこども大綱を始め、県が策定する「山梨県こども計画」などを勘案しつつ、上位計画である「山梨市まちづくり総合計画」や、その他関連計画とも整合性を図ります。その後も、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて見直すとともに、より効率的・効果的に事業を推進していきます。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会経済情勢の著しい変化等が生じた場合は、「山梨市子ども・子育て会議」で協議し、必要に応じて計画を見直すものとします。



(※) 第二期山梨市子ども・子育て支援事業計画

4 計画とSDGsとの関連

SDGs（持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」という理念のもと、2030年までの間に達成すべき17の目標及び細分化された169のターゲットから構成された包括的な目標です。

本市では、第2次山梨市まちづくり総合計画「第2期中期計画」において、地方創生への取り組みの深化のため、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を総合的に推進する必要があるとしています。

本計画においても、「誰一人取り残さない」理念のもとSDGsの達成に向けた取り組みを推進していきます。



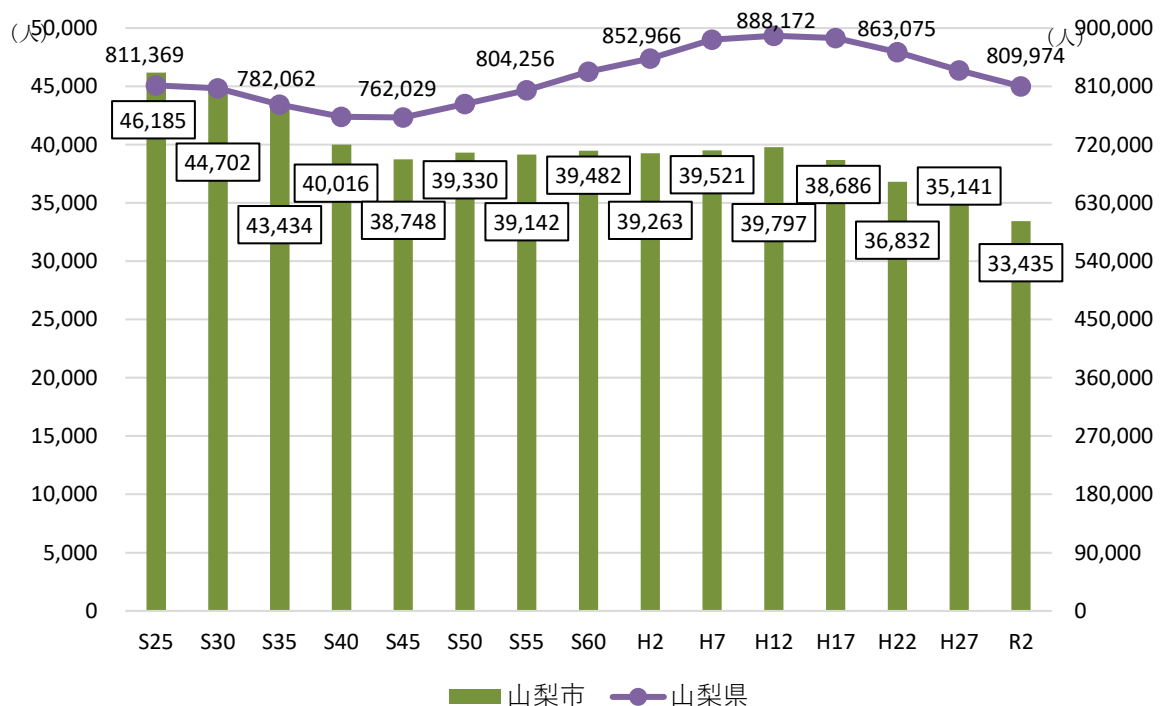
第2章 山梨市の現状と課題

1 人口の推移と子育て世代を取り巻く環境

(1) 人口の推移

本市の人口は、減少傾向にあります。山梨県全体では、昭和40年から平成12年にかけて増加しましたが、本市は4万人前後とほぼ横ばいで推移しました。平成12年以降は山梨県全体と同様に減少しています。令和2年には33,435人と、昭和25年以降、最も少なくなりました。

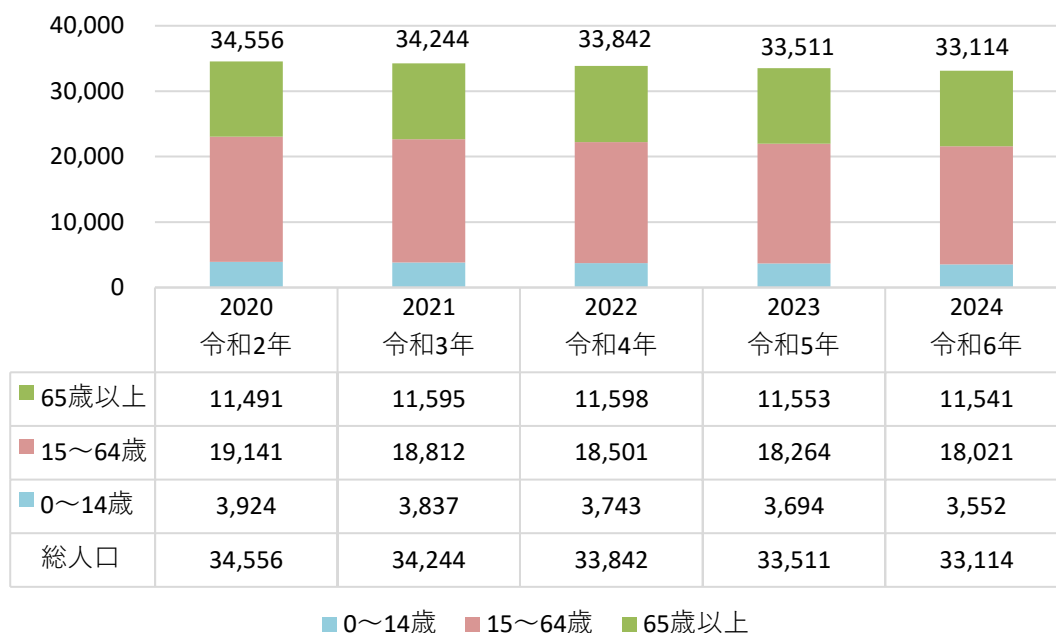
【山梨市と山梨県の人口の推移】



【出典】国勢調査

住民基本台帳に基づく人口を令和2年以降でみると、総人口は34,556人（令和2年）から33,114人（令和6年）と過去5年間で1,442人減少しています。また、年少人口（14歳以下）も、3,924人（令和2年）から3,552人（令和6年）と過去5年間で372人減少（9.5%減）しています。

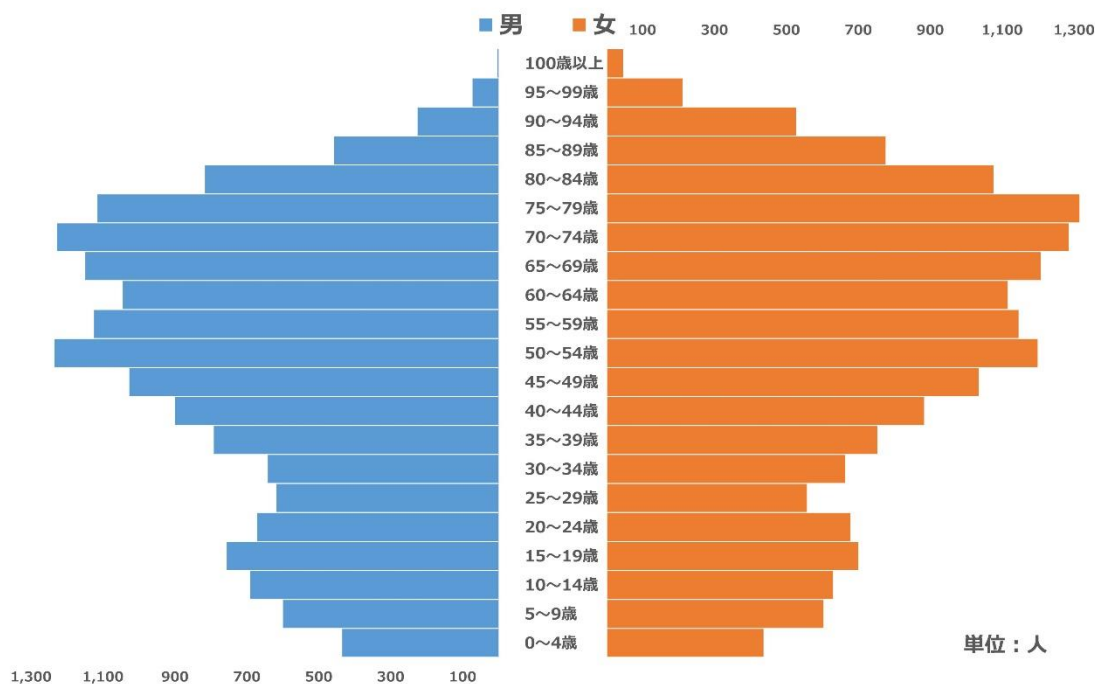
【過去5年間の人口の推移】



【出典】住民基本台帳（1月1日現在）

令和6年の年齢別の人口をみると、20代から30代前半にかけて男女ともに減少していることがわかります。次の人口動態のグラフからも、就業等を転機とした若者の転出超過が課題となっています。

【人口ピラミッド（令和6年）】



【出典】住民記録 年齢別人口集計表（3月31日現在）

人口動態に関しては、転入転出などによる社会増減は、コロナ禍以降で減少幅が小さくなり、令和4・5年はわずかですが、増加に転じています。しかしながら、令和6年はグラフにあるとおり、若者の転出の影響により再度転出超過となりました。

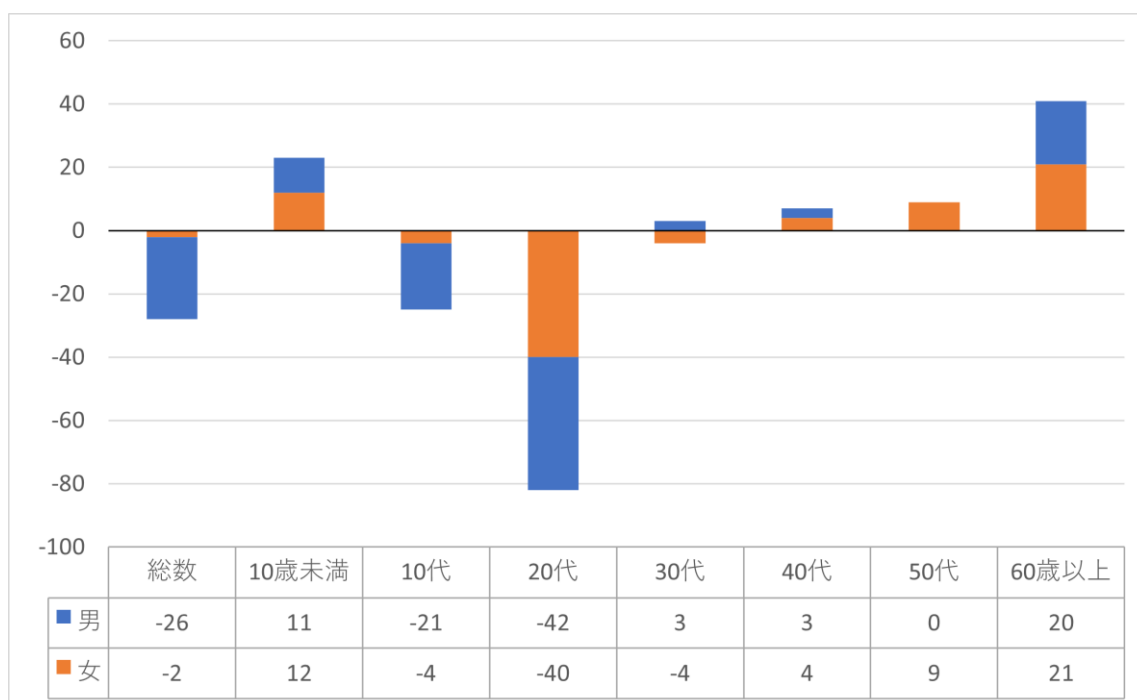
また、出生死亡による自然増減はマイナスで推移し、減少に歯止めがかからない状況です。

【人口動態】

	2019 令和元年	2020 令和2年	2021 令和3年	2022 令和4年	2023 令和5年
社会増減	▲ 147	▲ 11	▲ 49	48	15
自然増減	▲ 277	▲ 301	▲ 353	▲ 379	▲ 412

【出典】住民基本台帳（1月1日から同年12月31日）

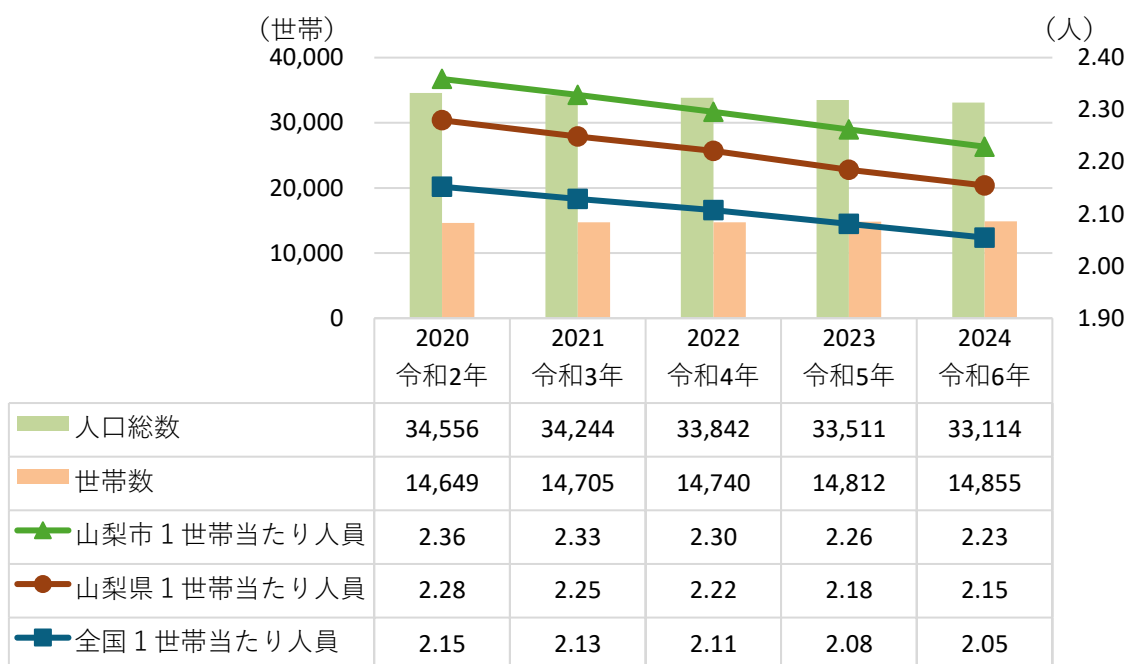
【10歳区分年齢別の転入・転出の状況（令和6年）】



【出典】総務省統計局 住民基本台帳人口移動報告

1世帯当たりの人員は、全国や山梨県よりも多くなっていますが、過去5年間で2.36人から2.23人に減少しており、核家族化、単身者世帯の増加が見受けられます。

【世帯数・1世帯当たりの人員の推移】

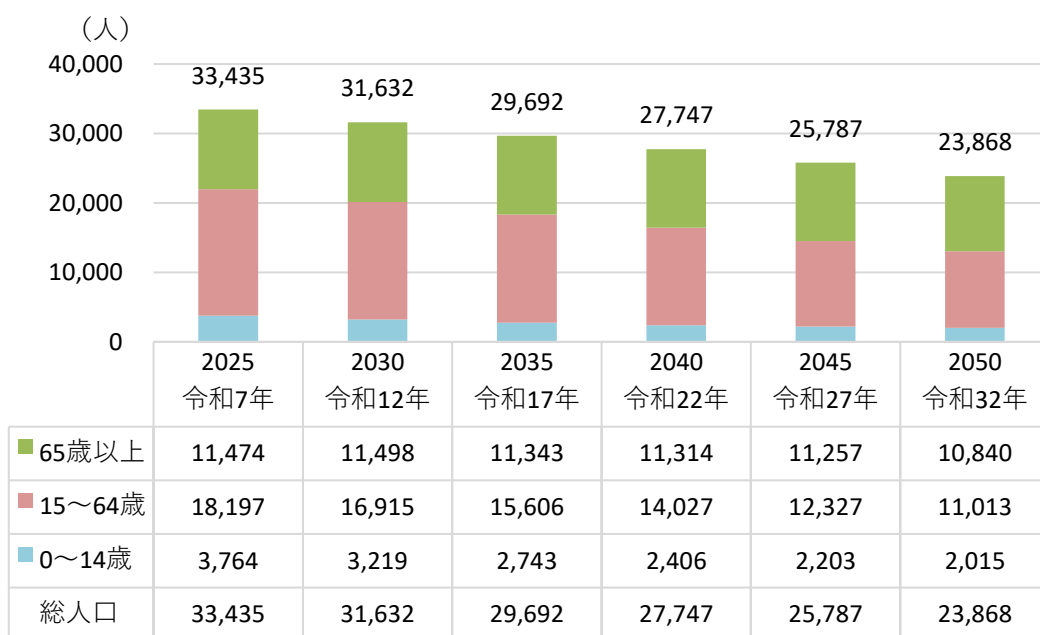


【出典】住民基本台帳（1月1日現在）

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32年には本市の総人口は23,868人、うち年少人口は2,015人まで減少するとされています。

なお、平成27年に作成され、令和2年に改定された「山梨市人口ビジョン」においては、令和22年に総人口33,000人程度を目指していくとしています。

【将来人口】



【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（RESAS）

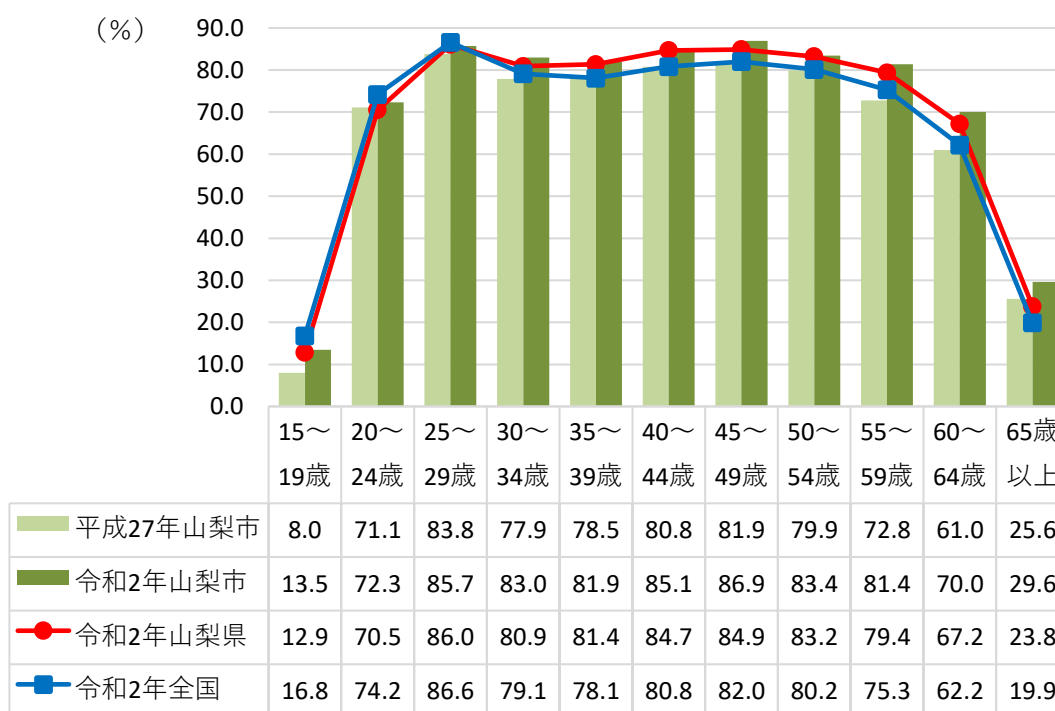
(2) 子育て世代を取り巻く環境

女性労働力率（15歳以上の女性の人口に占める、働いている、もしくは求職中の女性の割合）を見てみると、30歳代前半で一度下がり、その後は緩やかに上昇するといった傾向を示しています。この傾向は、国や県と同じであるものの、本市では概ね全国や山梨県全体の女性労働力率を上回っています（20歳代後半のみ全国、山梨県全体を下回る）。

出産や子育てで一度落ち込む傾向のある30歳代前半での就業率は、本市では83.0%と、同じ年代の全国（79.1%）、山梨県全体（80.9%）と比べて高くなっており、出産や子育てをしながらも働き続ける女性が多いことが分かります。

本市において、平成27年と令和2年を比較すると、全ての年齢層で、令和2年の就業率が高いことが分かります。

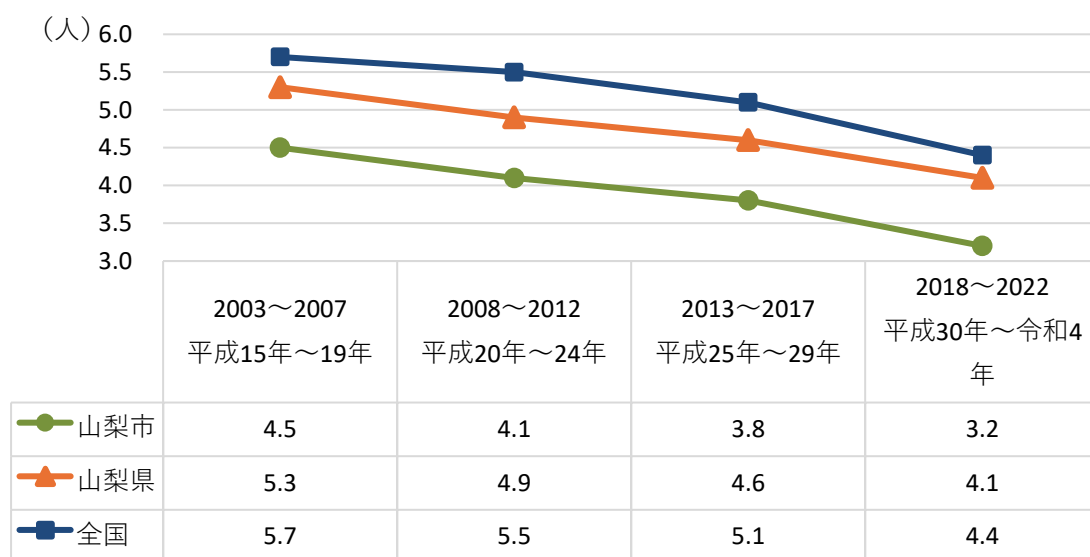
【女性の労働力率】



【出典】国勢調査

本市の婚姻率（人口 1,000 人当たり）は、全国や山梨県全体よりも明らかに低い状況となっています。過去 15 年ほどの間で、4.5 件（平成 5 年～平成 19 年）から 3.2 件（平成 30 年～令和 4 年）と全国も同様の傾向ですが、減少傾向にあります。

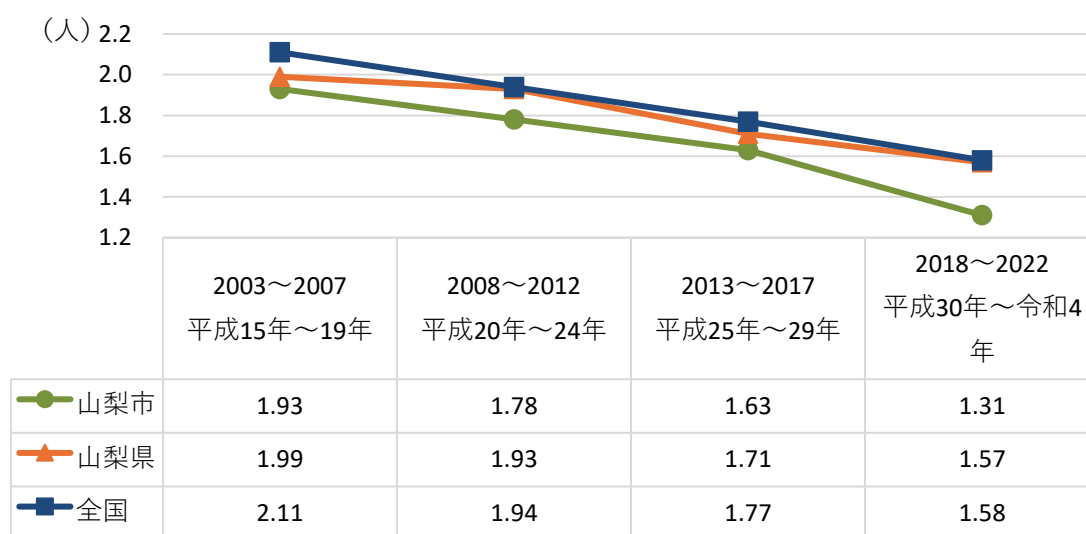
【婚姻率（1,000 人当たり）の推移】



【出典】厚生労働省 人口動態保健所・市区町村別統計

本市の離婚率（人口 1,000 人当たり）は、全国や山梨県と比較すると低い水準にあります。婚姻率と同様に離婚率も減少傾向です。

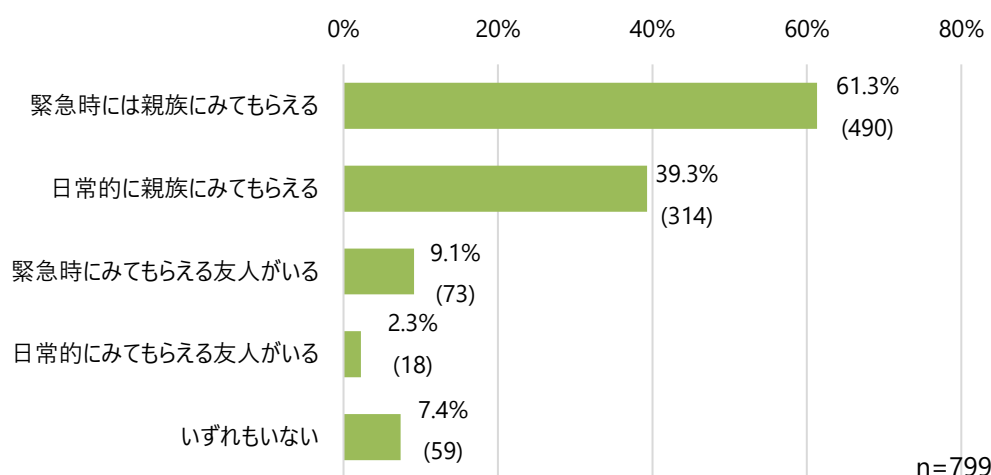
【離婚率（1,000 人当たり）の推移】



【出典】厚生労働省 人口動態保健所・市区町村別統計

令和6年度に行った「子育て支援に関するニーズ調査」で、「緊急時等に子どもを親族にみてもらえる」と回答した割合は61.3%（前計画策定時は54.4%）、「子どもを日常的に親族にみてもらえる」と回答した割合は39.3%（同じく41.4%）でした。核家族化が進んではいるものの、親族からの協力はある程度得やすい状況にあると考えられます。

【日頃、子どもをみてもらえるか】（複数回答あり）

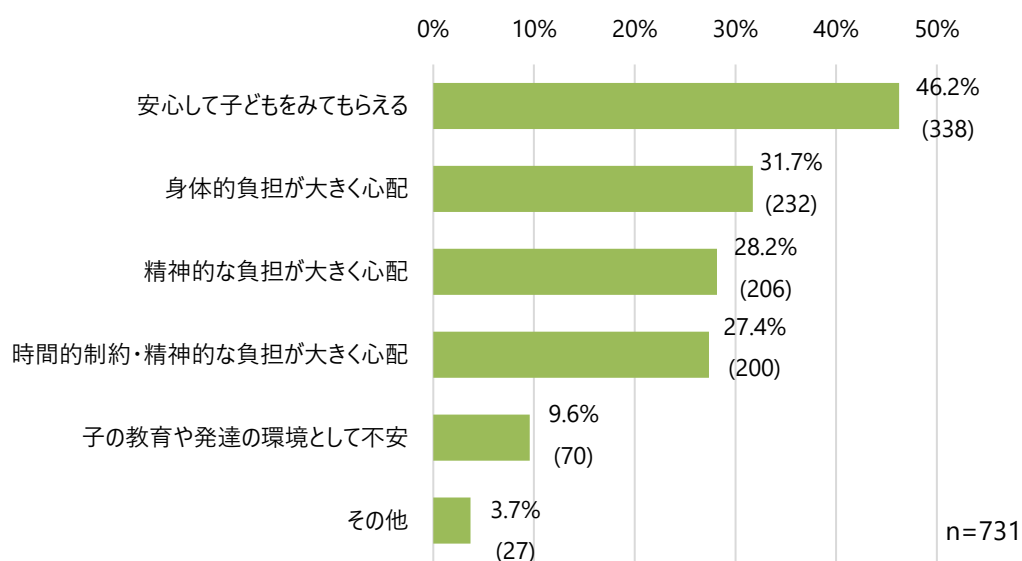


※n=回答者数（number）を表す。「n=100」は、回答者数が100人ということ。

複数回答の場合は合計値が100%にならない場合がある。

また、こどもをみてもらう際の親族の負担に関しては「心配はない」と回答した割合が46.2%（前計画策定時は53.9%）と最も高くなっています。一方で、「様々な面で心配」と答えた割合も3割前後と高くなっています。

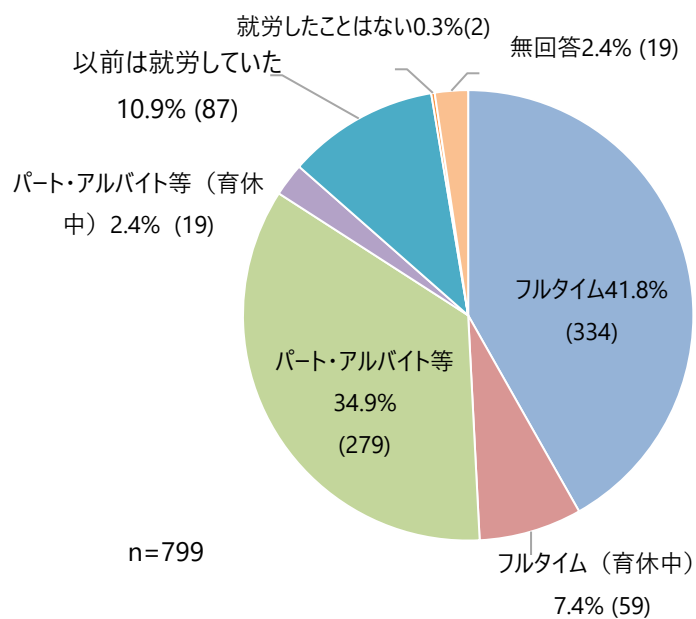
【親族にみてもらう際の状況】（複数回答あり）



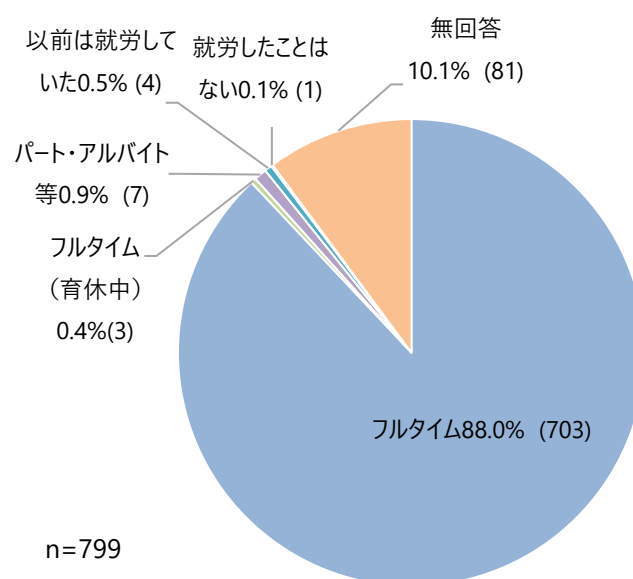
【出典】子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

ニーズ調査から就労状況を見ると、母親は「フルタイム」の割合が最も高く 41.8%（前計画策定時は 30.4%）、次いで「パート・アルバイト等」が 34.9%（同じく 29.7%）となっています。育休中も含めると、約半数がフルタイムで就業していることとなります。父親は 88.0%（同じく 89.9%）が「フルタイム」となっています。

【母親の就労状況】

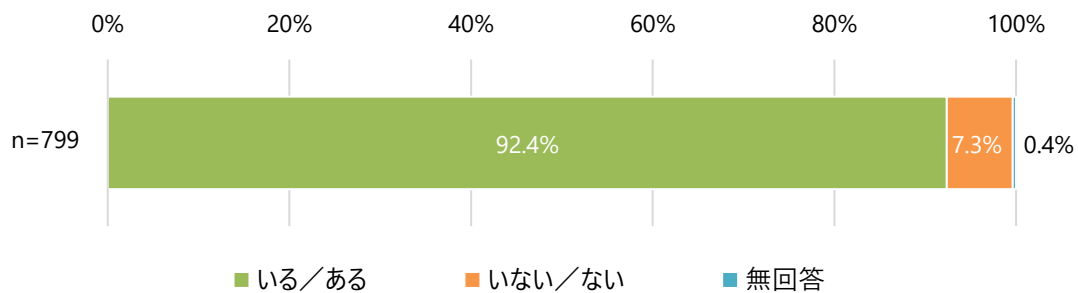


【父親の就労状況】

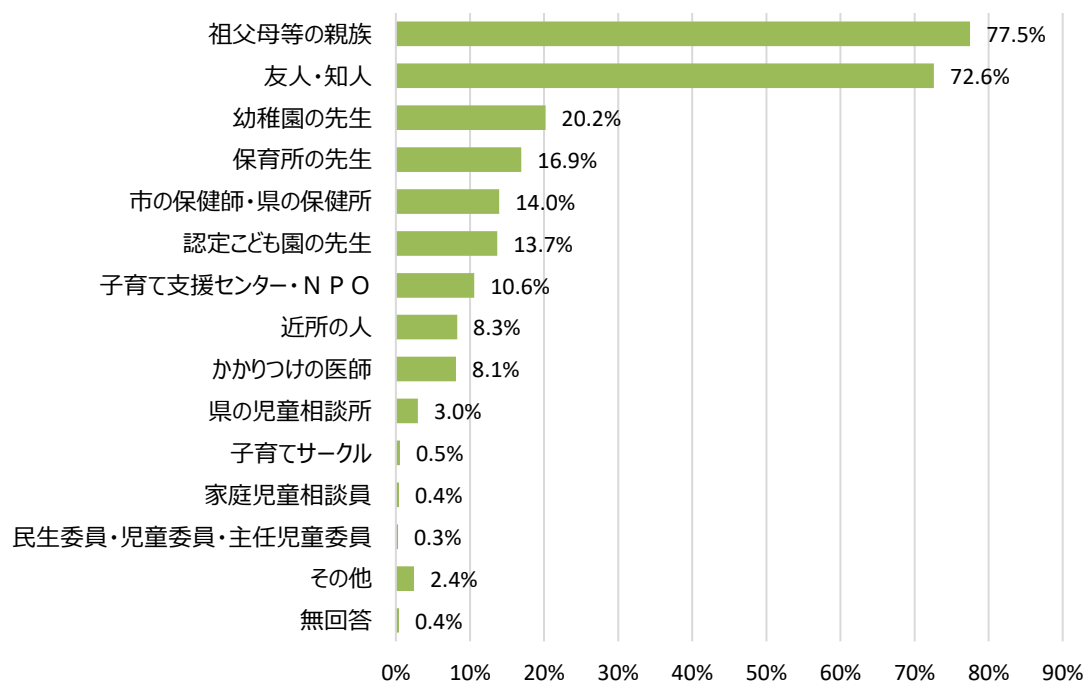


【出典】 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

子育てについて気軽に相談できる人に関しては、92.4%と大部分が「いる／ある」と回答していますが、7.3%は「いない／ない」と回答しています。相談先としては、「祖父母等の親族」が77.5%と最も高く、「友人や知人」(72.6%)となっています。



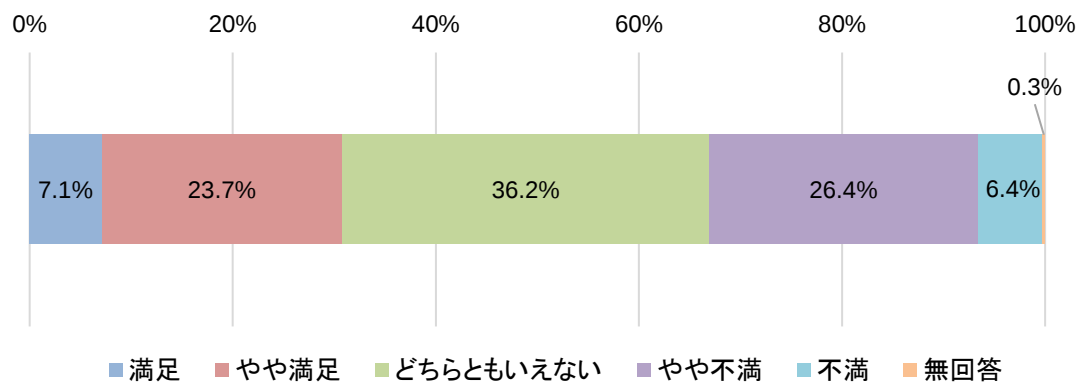
【子育てについての相談先】(複数回答あり)



【出典】子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

子育て環境や支援に対する満足度については、「満足度が高い」「やや満足度が高い」とした割合は合わせて 30.8%（前計画策定時は 39.2%）に対し、「満足度が低い」「やや満足度が低い」としたのは 32.8%（同じく 18.9%）となり、不満と回答した割合が満足と回答した割合を上回りました。

【子育て環境や支援に対する満足度】



n=799

【出典】子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

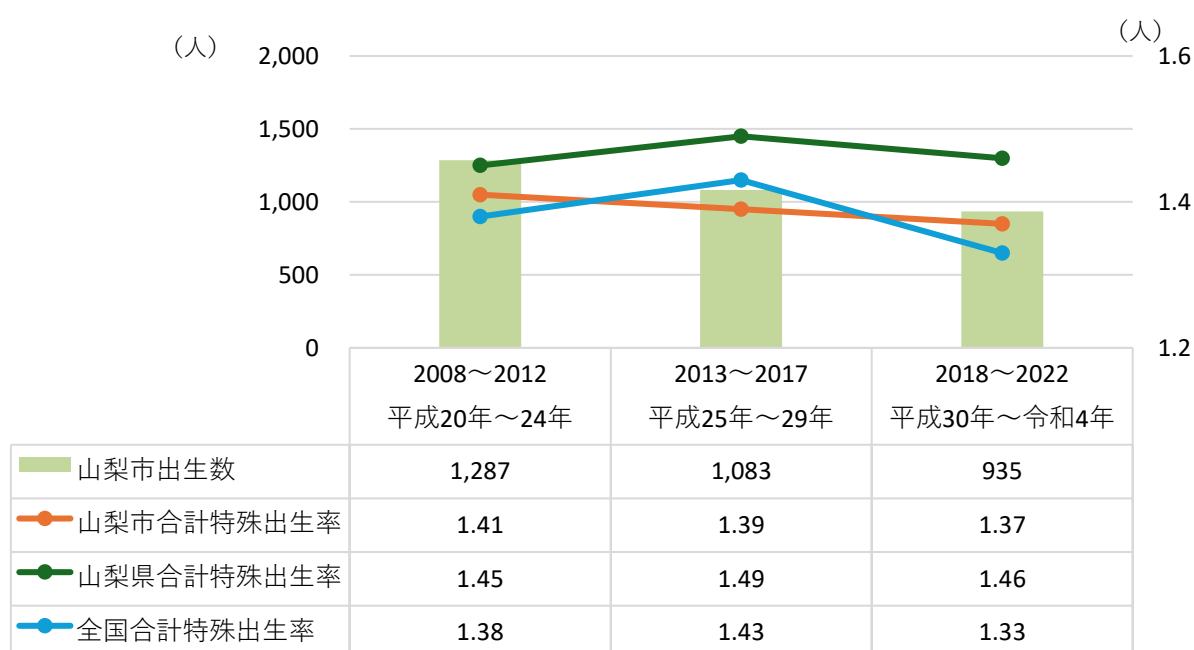
2 出生と乳幼児健康診査の状況

(1) 出生数の推移

平成 20 年～平成 24 年の 5 年間の本市の出生数は 1,287 人でしたが、平成 30 年～令和 4 年の 5 年間では、935 人と大きく減少しています。

合計特殊出生率(15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの)は、山梨市の値は、山梨県全体を下回っています。

【出生数・合計特殊出生率】



【出典】厚生労働省「人口動態統計特殊報告 人口動態保健所・市区町村別統計」

【地区別出生数の推移】

(単位：人)

	2019 令和元年	2020 令和2年	2021 令和3年	2022 令和4年	2023 令和5年
加納岩	47	44	39	37	30
日下部	46	55	38	56	26
八幡	13	16	13	14	11
山梨	36	22	24	18	17
日川	20	26	25	25	21
後屋敷	23	14	18	21	14
岩手	2	2	5	1	2
牧丘	12	7	9	15	9
三富	1	2	1	1	4
合計	200	188	172	188	134

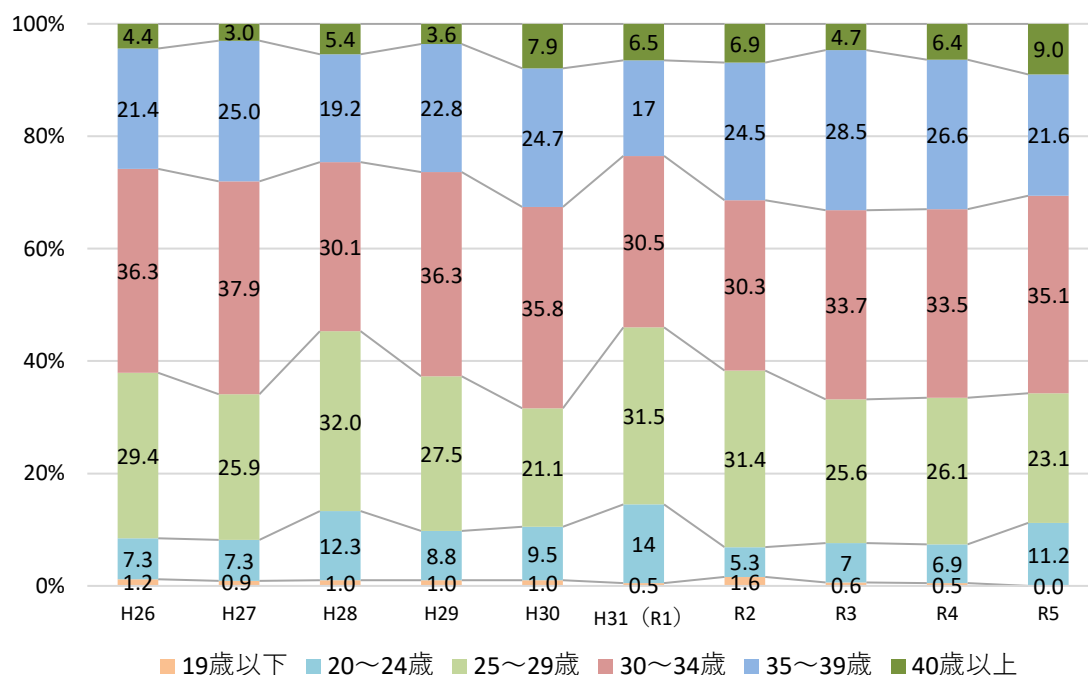
【出典】保健統計（1月1日～同年12月31日）

女性の年齢階層別に平成 26 年から令和 5 年までの出生数の推移をみたところ、「30～34 歳」で出産する割合が最も高くなっています。また、40 歳以上で 出産する割合は令和 5 年に 9.0%となっています。19 歳以下は減少傾向、40 歳以上は増加傾向にあります。

【母親の年齢階層別出産児の割合の推移】

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
19 歳以下	1.2%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%
20～24 歳	7.3%	7.3%	12.3%	8.8%	9.5%
25～29 歳	29.4%	25.9%	32.0%	27.5%	21.1%
30～34 歳	36.3%	37.9%	30.1%	36.3%	35.8%
35～39 歳	21.4%	25.0%	19.2%	22.8%	24.7%
40 歳以上	4.4%	3.0%	5.4%	3.6%	7.9%

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
19 歳以下	0.5%	1.6%	0.6%	0.5%	0.0%
20～24 歳	14.0%	5.3%	7.0%	6.9%	11.2%
25～29 歳	31.5%	31.4%	25.6%	26.1%	23.1%
30～34 歳	30.5%	30.3%	33.7%	33.5%	35.1%
35～39 歳	17.0%	24.5%	28.5%	26.6%	21.6%
40 歳以上	6.5%	6.9%	4.7%	6.4%	9.0%



【出典】保健統計（1 月 1 日～同年 12 月 31 日）

（２） 市立産婦人科医院との連携

平成 29 年 6 月 1 日に公設民営の市立産婦人科医院を開設し、安心してこどもを生み育てる環境を整備することにより、妊娠期から出産、子育て期へと切れ目のない支援体制を提供しています。妊産婦の心身のケアや孤立感、育児不安の解消を図るため産前産後サポート事業を連携して行っています。

令和 5 年度は、本市で出生したこども 134 人のうち 63.7%（86 人）が市立産婦人科医院で生まれています。

【市立産婦人科医院 居住地別分娩数】

	山梨市	甲州市	笛吹市	その他
令和元年度	112	78	72	110
令和 2 年度	117	69	87	135
令和 3 年度	105	93	114	127
令和 4 年度	118	77	106	142
令和 5 年度	86	76	118	143

【出典】山梨市立産婦人科医院事業報告書

市立産婦人科医院が開設されたことに伴い、切れ目のない子育て支援に向けて連携事業が開始されています。（妊娠出産包括支援事業）

（１） 宿泊型産後ケア事業

産後 4 か月までの母子が宿泊して、助産師から心身のケアや育児サポートを受けられる事業。

（２） 訪問型事業

妊産婦やその家族が抱える悩み等に、助産師が妊娠中 1 回、産後 2 回家庭を訪問、相談支援を行う事業。

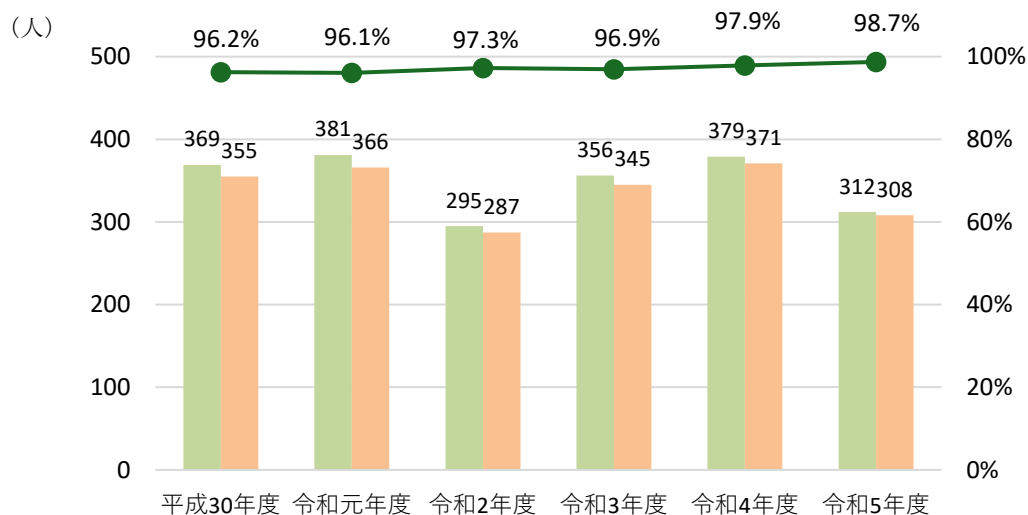
（３） デイサービス事業（リラックスペース「ふわふわ」）

妊婦及び産後 5 か月までの産婦と乳児（新生児を含む）が交流したり、保健師や助産師のアドバイスを受けることができる事業。

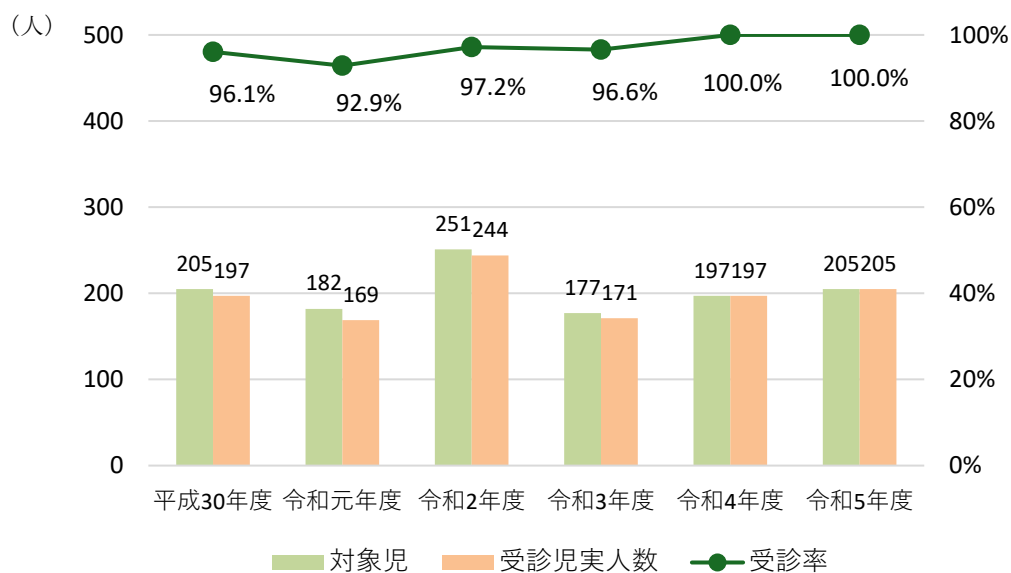
(3) 乳幼児健康診査の受診率

乳児健康診査、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査の受診率は、90%後半の年が多く、コロナ禍においても高い水準で推移しています。

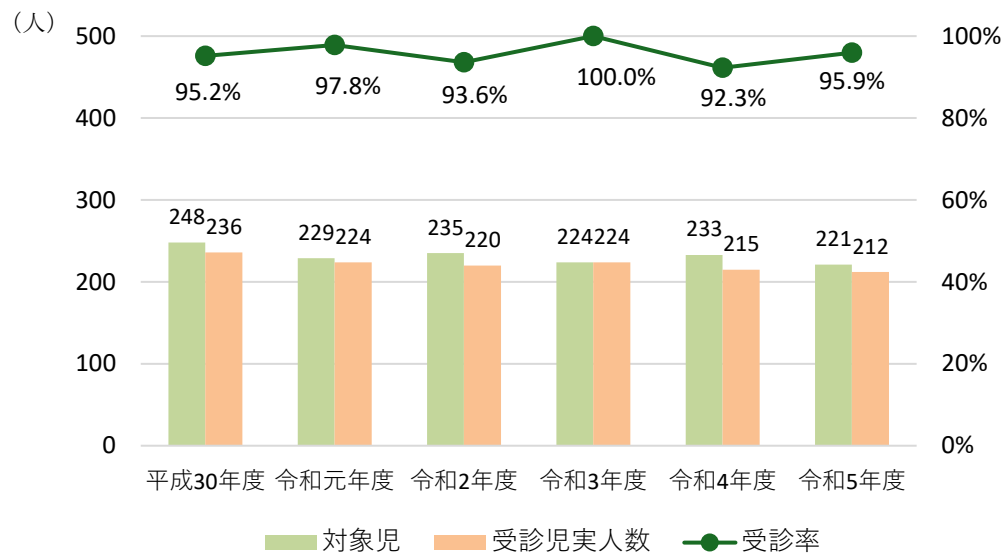
【乳児】



【1歳6カ月児】



【3歳児】

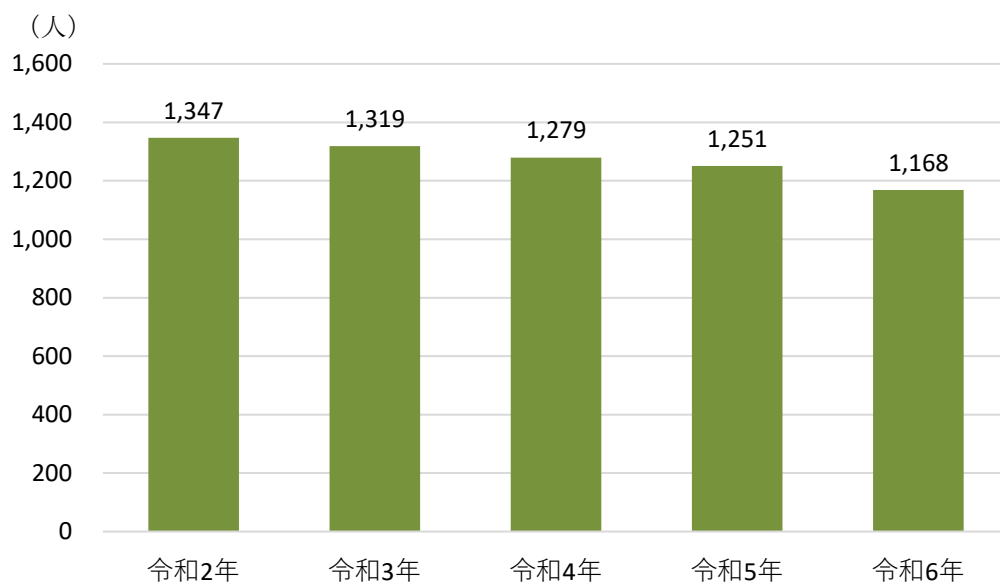


【出典】山梨市資料

3 こどもたちを取り巻く環境

(1) 未就学児の推移

本市の未就学児（6歳未満）の人数をみると、令和2年から令和6年にかけて、1,347人から1,168人へと減少しました。緩やかな減少傾向が続いていましたが、令和5年から令和6年にかけての減少幅が大きくなっています。



【出典】年齢統計表（各年1月1日現在）

(2) 子育て支援の実施状況

市内には公立保育園が6園、私立保育園が2園の計8園が設置されています。

保育園名		所在地	定員
公立	後屋敷保育園	三ヶ所 317-1	90
	山梨保育園	落合 43-1	160
	八日市場保育園	小原東 238-1	70
	八幡保育園	北 977	90
	窪平保育園	牧丘町窪平 527	90
	岩手保育園(休園※)	東 1693	40
私立	光明保育園	上神内川 945	110
	加納岩保育園	下神内川 522	160

※令和7年4月から休園

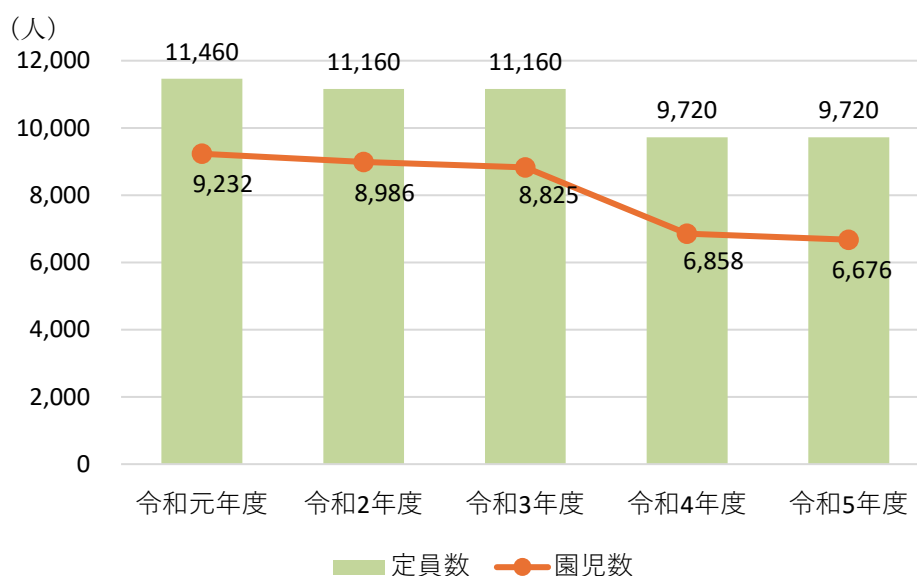
認定こども園は、市内に全3園（すべて私立）設置されています。

認定こども園名		所在地	定員
私立	くさかべ幼稚園	小原東 356	1号 25 2,3号 40
	風の子保育園	歌田 27	1号 20 2,3号 80
	日下部保育園	小原西 389-7	1号 15 2,3号 115

幼稚園は、市内に全2園（公立1園、私立1園）設置されています。

幼稚園名		所在地	定員
公立	つつじ幼稚園	上神内川 187-5	105
私立	双葉幼稚園	小原西 733-4	75

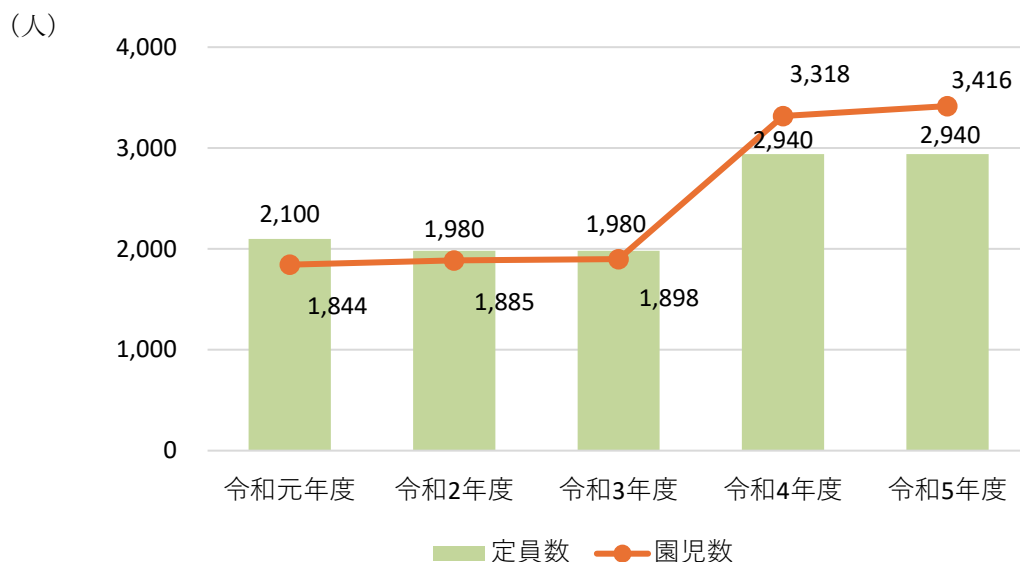
本市の保育園の数は、令和元年度の10園から8園に減少しました。減少した2園のうち1つは、こども園に移行しています。全体でみると、定員を下回っていますが、個別にみると、定員率が100%を超える施設は令和5年度には1施設となっています。



	2019 令和元年度	2020 令和2年度	2021 令和3年度	2022 令和4年度	2023 令和5年度
施設数	10	10	9	8	8
定員数	11,460	11,160	11,160	9,720	9,720
0歳児	483	568	618	420	393
1～2歳児	2,749	2,695	2,675	2,286	2,301
3歳児	1,999	1,738	1,617	1,277	1,363
4～5歳児	4,001	3,985	3,915	2,875	2,619
定員率（%）	80.6%	80.5%	79.1%	70.6%	68.7%
100%を超える施設数	2	2	2	1	1

※定員数、入所児童数は年間延べ人数（広域委託含む）

本市のこども園の数は、保育園からの移行により 2 園から 3 園に増加しています。令和 4 年度から園児数が定員数を上回る状況が続いており、個別にみても定員率が 100%を超える施設は、令和 5 年度には 2 施設となっています。



	2019 令和元年度	2020 令和2年度	2021 令和3年度	2022 令和4年度	2023 令和5年度
施設数	2	2	2	3	3
定員数	2,100	1,980	1,980	2,940	2,940
0歳児	62	36	72	160	177
1～2歳児	555	564	521	1,016	1,117
3歳児	456	393	447	736	682
4～5歳児	771	892	858	1,406	1,440
定員率(%)	87.8%	95.2%	95.9%	112.9%	116.2%
100%を超える施設数	0	0	0	1	2

※定員数、入所児童数は年間延べ人数（広域委託含む）

本市では、その他に子育て支援事業として、以下のような事業を行っています。

<保育園などで実施している特別保育事業など>

冠婚葬祭などの保護者の都合に合わせて一時的に預かる一時保育は、全ての公立保育園、2か所の認定こども園で実施しています。午後6時以降まで預かる延長保育は、公立・私立保育園及び認定こども園の全てで行われています。通常の時間を超える保育については、幼稚園でも実施されており、公立・私立の全施設で行われています。

保育園名		一時保育	延長保育
公立保育園	後屋敷保育園	●	●
	山梨保育園	●	●
	八日市場保育園	●	●
	八幡保育園	●	●
	窪平保育園	●	●
	岩手保育園(休園※)	—	—
私立保育園	光明保育園		●
	加納岩保育園		●
私立認定 こども園	くさかべ幼稚園	●	●
	風の子保育園	●	●
	日下部保育園		●

※令和7年4月から休園

また、病気のこどもや病気からの回復期のこどもを預かる病児・病後児保育などが実施されています。市内にある施設は 1 か所ですが、平成 30 年 4 月から県内全域での広域利用が可能となっています。

病児・病後児保育	所在地
山梨厚生病院 病児・病後児保育所「ひまわり」	落合 860 山梨厚生病院敷地内

特定保育事業実施保育園

保護者がパート労働、定期的な看護や介護のため、週 2 ～ 3 日、または午前か午後のみなど（月 64 時間以上）児童を保育できず、かつ同居の親族等も保育ができないと認められる場合に預かる制度です。

保育園名	所在地
八幡保育園	北 977

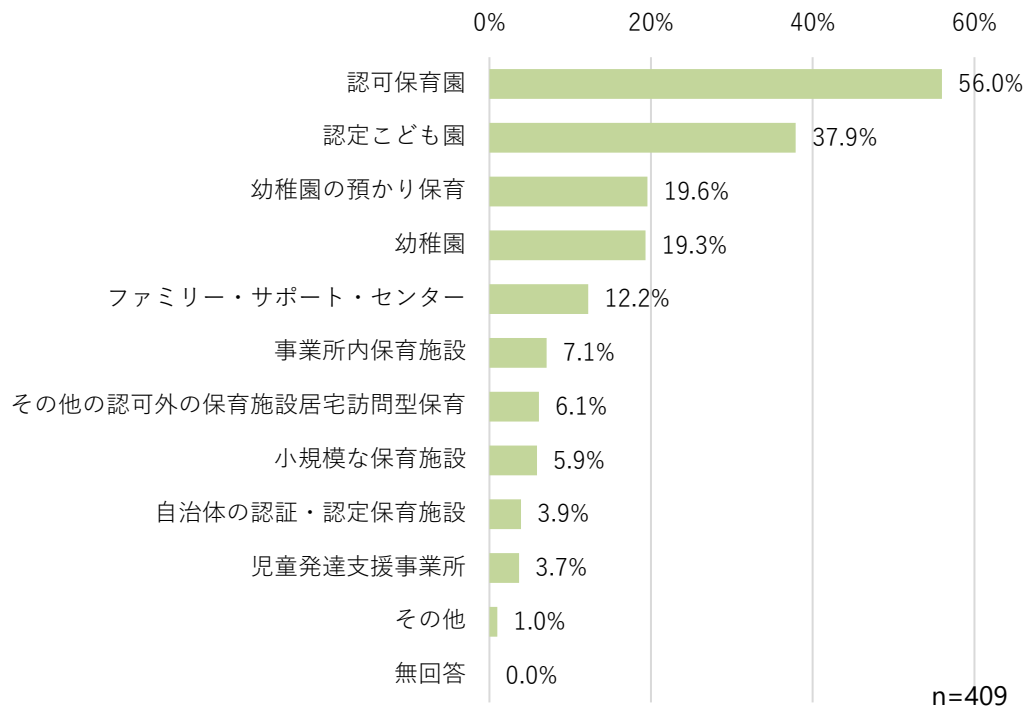
<ファミリー・サポート・センター事業>

子育てを「手助けしてほしい人」と「手助けしたい人」が会員となって、子育てをお互いに支え合う事業です。令和 5 年度の利用実績は 399 件となっています。

＜平日の定期的な教育・保育事業の利用意向＞

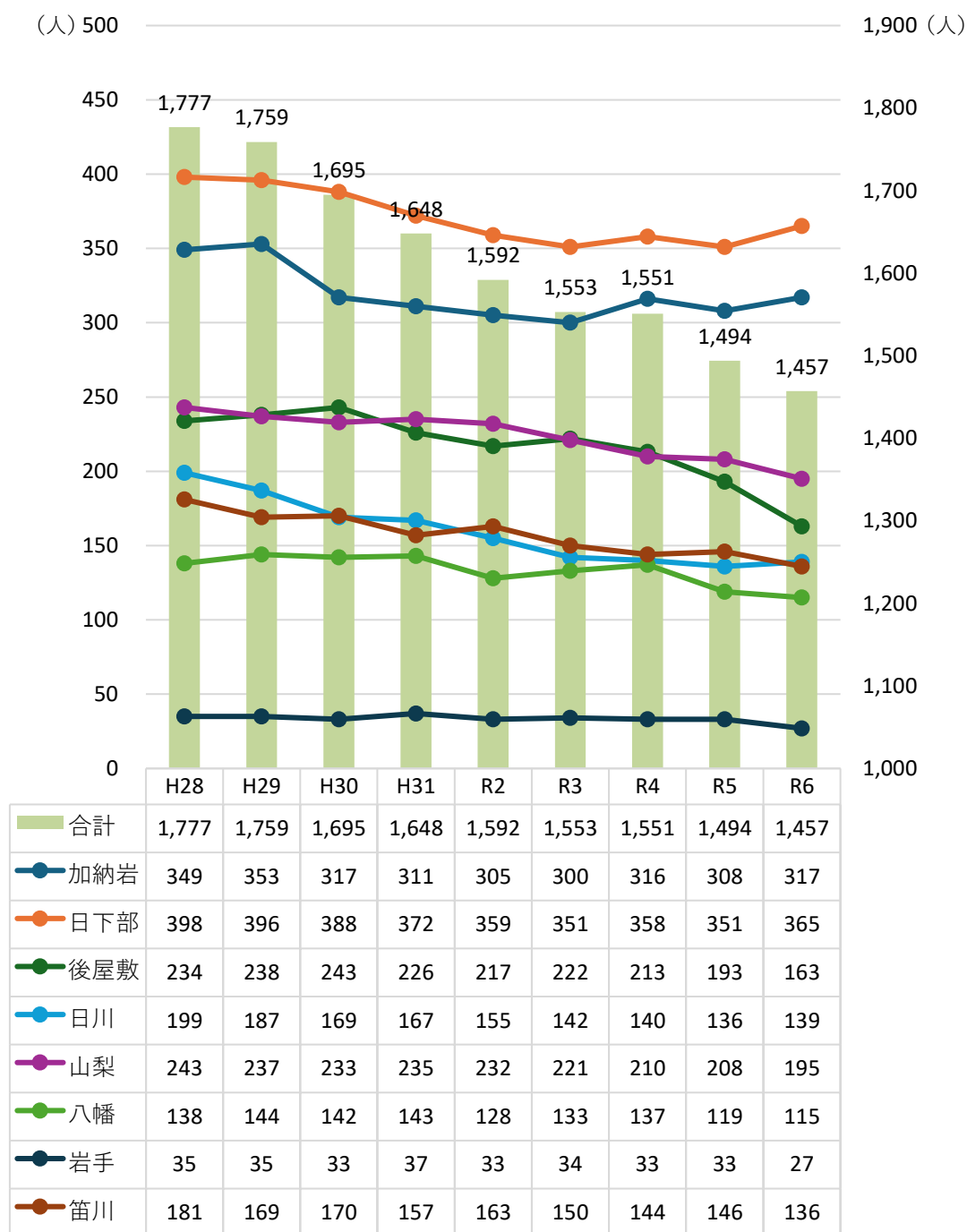
現在、利用していない人も含めた利用意向では、認可保育園が 56.0%、認定こども園が 37.9%、幼稚園の預かり保育が 19.6%、幼稚園が 19.3%、ファミリー・サポート・センターが 12.2%となっています。

【平日の定期的な教育・保育の事業に対する今後の利用意向（未就学児）】 （複数回答あり）



【出典】子育て支援に関するニーズ調査

(3) 小学校の児童数の推移



【出典】 山梨市資料

本市内の小学校の児童数をみると、全体として減少傾向にありますが、令和 6 年度には加納岩、日下部、日川の 3 校で増加となっています。

平成 28 年度に牧丘第一、牧丘第二、牧丘第三、三富の各小学校が笛川小学校に統合され、さらに義務教育学校が設置される見込みです。令和 6 年度で、全校生徒が 50 人を下回る学校は 1 校、100 人以上 300 人未満は 5 校、300 人以上の学校は 2 校となっています。

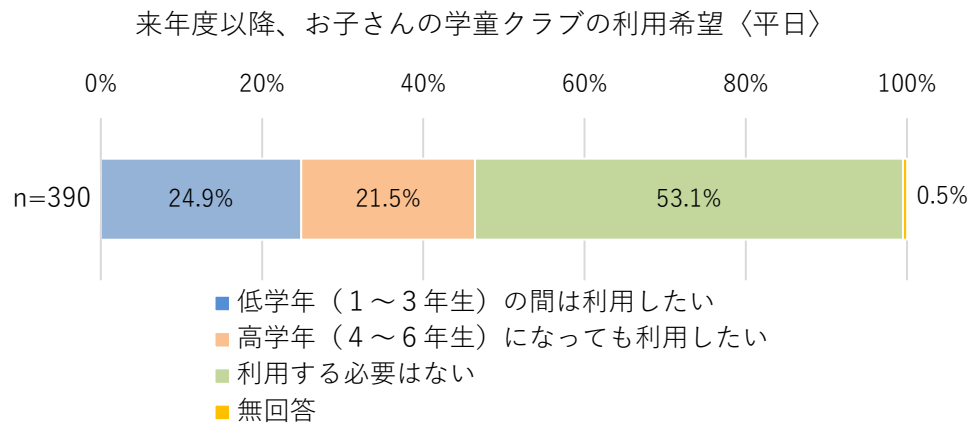
(4) 放課後の過ごし方

放課後、就労等の理由により保護者が保育できないこどもを預かり、遊びの指導などを行う学童クラブは、市内 10 か所開設されています。

学童クラブ名	所在地	開設時間	定員
		①平日 ②春・夏・冬休み及び休校日 ③土曜日（申込者のみ）	
加納岩学童クラブ	加納岩児童センター内	①午後 2 時～午後 6 時 ②③午前 8 時～午後 6 時	50
おおとり学童クラブ	加納岩小学校内	①午後 2 時～午後 6 時 ②午前 8 時～午後 6 時	40
日下部第一学童クラブ	日下部児童センター内	①午後 2 時～午後 6 時 ②③午前 8 時～午後 6 時	50
日下部第二学童クラブ			30
山梨学童クラブ	山梨児童センター内	①午後 2 時～午後 6 時 ②③午前 8 時～午後 6 時	60
八幡学童クラブ	八幡小学校内	①午後 2 時～午後 6 時 ②午前 8 時～午後 6 時	40
日川学童クラブ	日川小学校敷地内	①午後 2 時～午後 6 時 ②午前 8 時～午後 6 時	50
後屋敷学童クラブ	後屋敷小学校内	①午後 2 時～午後 6 時 ②午前 8 時～午後 6 時	50
岩手学童クラブ	岩手公民館内	①午後 2 時～午後 6 時 ②午前 8 時～午後 6 時	40
笛川学童クラブ	牧丘町窪平 1212-1	①午後 2 時～午後 6 時 ②午前 8 時～午後 6 時	40

※保護者の就労条件などにより、午後 6 時 30 分までの延長保育を実施しています。

ニーズ調査によると、学童クラブの利用希望については、低学年の間は比較的需要がありますが、高学年になると需要は半分以下に減っています。



【出典】子育て支援に関するニーズ調査

4 山梨市における前計画での取組み状況

前計画にあたる第二期山梨市子ども・子育て支援事業計画では、第一期の基本理念を引き継ぎ、「みんなでつくる 夢を持って子育てできるまち 山梨市」のもと、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、様々な子ども・子育て支援関連事業を展開してきました。

毎年度、点検・評価を行い、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量については実績と確保数を比較するとともに、必要な量を確認し、また、各事業に対しては妥当性・必要性・効率性・進捗度といった観点から事業の継続や改善等を行いました。

各事業としては、健やか育児支援祝金の支給や子ども家庭総合支援相談室整備事業、妊活応援事業、不育症検査・治療費助成事業、高校3年生までの子ども医療費助成対象の拡大などを新たに加えました。また、コロナ禍における代わりとなる民間事業の急成長などの理由から、子育てグッズ交換マーケットを廃止する他、コロナ禍の間は、事業の中止・縮小等の対応を取らざるを得ない状況の時期もありました。

なお、前計画期間中における、地域子ども・子育て支援事業の実績は以下のとおりです。

【教育・保育の実績】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1号認定	118	122	138	141
2号認定	576	554	502	476
3号認定	324	329	300	298
0歳児	41	29	24	20
1・2歳児	283	300	276	278

【地域子ども・子育て支援事業の実績】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育事業	239	154	132	126
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	402	354	352	359
子育て短期支援事業	0	10	10	27
乳児家庭全戸訪問事業	179	158	172	122
養育支援訪問事業	7	6	9	12
地域子育て支援拠点事業	1,465	3,984	3,820	5,958
一時預かり事業	68	40	183	14
病児病後児保育事業	36	20	6	30
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート ・センター事業)	283	383	228	399

5 山梨市のこども・子育て及び若者をめぐる課題

以下、本計画策定にあたって実施したアンケート調査の結果について、その概要と結果から見えた課題についてまとめます。

(1) アンケート調査の概要

① 調査目的

5年間を1期とする「第二期山梨市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終期を迎えることから、新たに令和7年度から令和11年度を計画期間とする、子ども・子育て支援事業計画などを内包する「山梨市こども計画」を策定するための基礎資料とするため、調査を実施しました。

② 調査期間

令和6年7月18日から令和6年8月12日まで

③ 調査対象及び回収率

調査対象	調査数	回収数	回収率	調査種別
① 未就学児の保護者	919	409	44.5%	子ども・子育て調査
② 小学生（1～4年生）の保護者	1,500	389	25.9%	子ども・子育て調査
③ 小学校・5・6年生 本人	500	308	61.6%	こどもの生活状況調査
④ 中学生	800	445	55.6%	こどもの生活状況調査
⑤ 高校生	897	403	44.9%	こどもの生活状況調査
⑥ 19歳～39歳市民	2,000	500	25.0%	若者の意識と生活状況調査
合 計	6,616	2,454	37.1%	

※紙と Web アンケートの併用で調査を実施

(2) 調査の結果から見られる課題

① 総論

出産や子育てで一度落ち込む傾向のある30歳代前半女性の就業率は、本市では全国、山梨県全体と比べて高くなっており、また、「フルタイム」で働く母親の割合も前計画策定時調査30.4%から、41.8%に増加していることを踏まえると、子育てしながら働く女性が増えていることが分かります。ニーズ調査では、「子どもを緊急時等に親族にみてもらえる」「子どもを日常的に親族にみてもらえる」という回答が多く、親族からの協力は得やすい状況にあると感じている市民が多いと推察されますが、今後、高齢化がさらに進行することを踏まえると、親族だけに頼るのではなく、地域社会全体で子育て環境を支えていけるような各種事業を展開することも必要となります。

また、子育てについて気軽に相談できる人がいないという回答が前計画時と比較して増加しており、コロナ禍の影響もあり、子育てについて大きな不安を抱えている家庭もある様子が窺えます。

他にも、全国的に問題となっているこどもの貧困やヤングケアラー、児童虐待、発達に特性を持つこどもへの支援についても、様々なニーズを適切に把握して対応するとともに、支援が必要な人が必要な情報を入手できるよう幅広く情報提供を行う環境を整え、的確に支援を行っていくことも課題の1つと思われます。

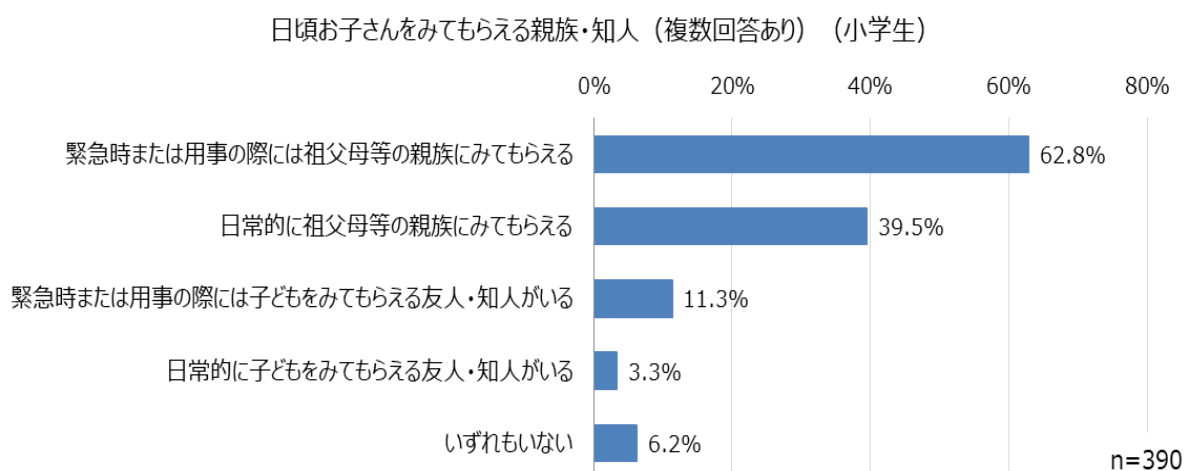
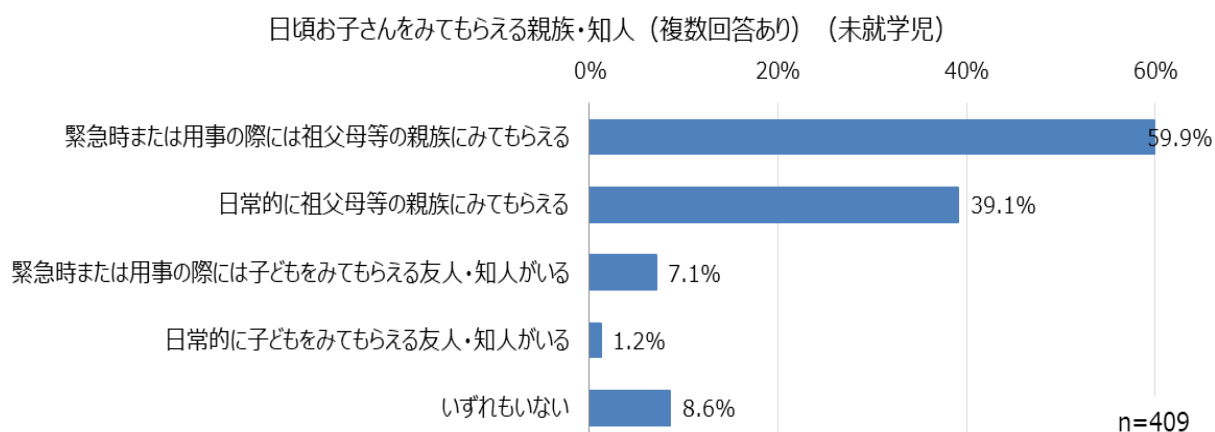
また、物価高の影響による経済的な負担が増加している中、より直接的な給付やサービスの無償化を求める声が多くあがっています。両親ともにフルタイムでの就労希望が高まっている背景には、家計を維持するために共働きを選択している家庭の状況が反映されており、特に未就学児の保護者において、幼児期を一緒に過ごす時間が短くなってしまうことに寂しさを感じている意見もありました。前計画の策定時より本市の子育て支援に対する満足度が下がっている背景には、このような国内の情勢が直接的に影響を与えているものと考えられます。

本市の出生数の減少に歯止めがかからない現状からも、安心して生み育てる環境の総合的な整備が重要と考えます。

② 各論

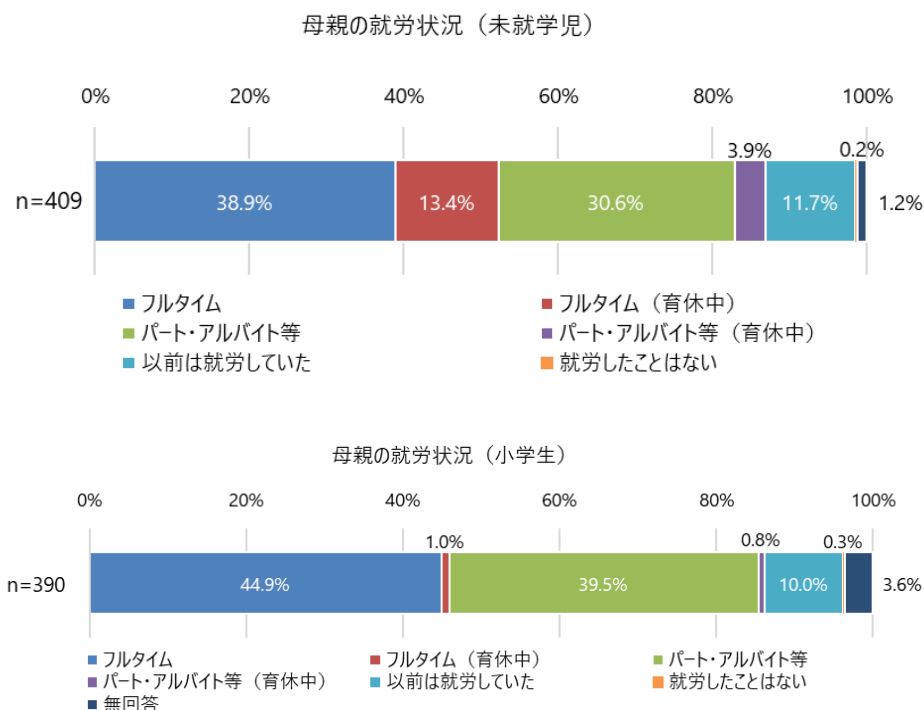
【こども・子育て支援】

- こどもの育ちをめぐる環境について
 - ・ こどもを日常的に祖父母等の親族にみてもらえる環境があるという回答者は4割程度だが、緊急時や用事の際は6割程度がみてもらえると回答している。一方、いずれもないと回答した人も1割弱見られ、いざという時に頼れる先がない人が一定程度いることが分かる。また、みてもらえる環境については、親族や友人、知人に安心してみてもらえると回答する人も4割から6割程度いるが、その一方で、相手の負担になっていることを心配する回答も見られた。



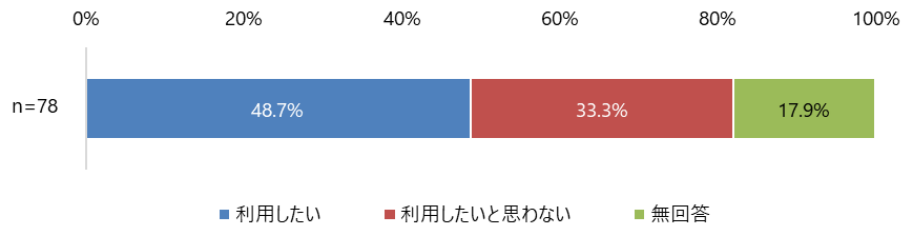
- 保護者の就労状況について
 - ・ 現在、就労していない回答者の今後の就労希望については、母親において、こどもがある程度の年齢になった頃と、直ぐにでも1年以内に就労したい回答者が3割から4

割程度と同じくらいである。就労希望がないという回答は、小学生の保護者では3割程度だが、未就学児の保護者で、2割弱と低くなっており、未就学児の保護者の方が就労意欲が高い様子が窺える。

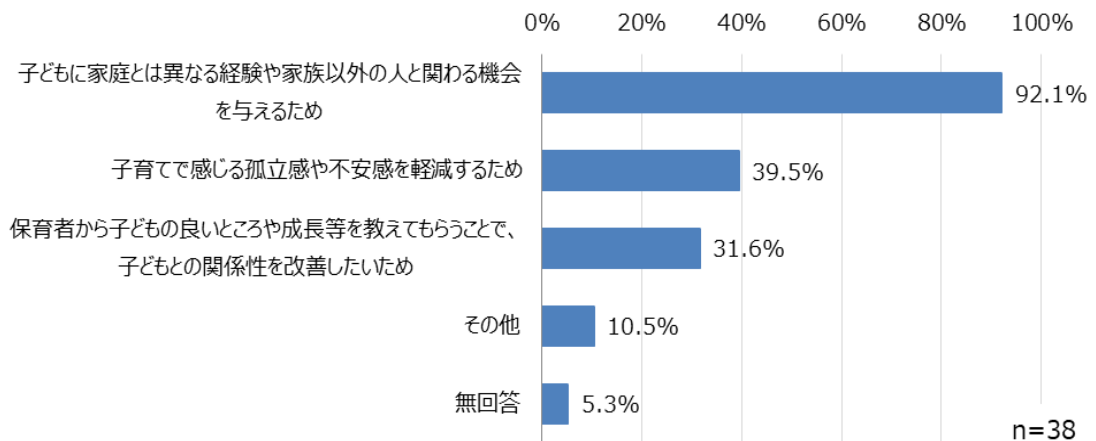


- 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について（未就学児の保護者のみ）
 - ・就労等の条件が必要ない「こども誰でも通園制度」の利用希望については、現在教育・保育事業を利用していない場合でも、5割弱の利用希望がある。利用したい日数についても、週に5日との割合が最も高いが、次いで2日または3日との回答が高く、ばらつきが見られる。また、利用時間についても5時間との割合が高いものの、4時間、6時間から8時間との割合も高く、様々な利用形態を希望している様子が窺える。
 - ・利用したい理由としては、家庭とは異なる環境・家族以外の人と関わらせたいが9割を超えている。他にも子育てによる孤立感や不安感の軽減、こどもとの関係性の改善などが理由として挙げられている。一方、利用したいと思わない理由については、保育所や認定こども園等に預けたいためが7割弱と最も高くなった。

国が検討している「こども誰でも通園制度（仮称）」が実施された場合、利用したいか（未就学児）



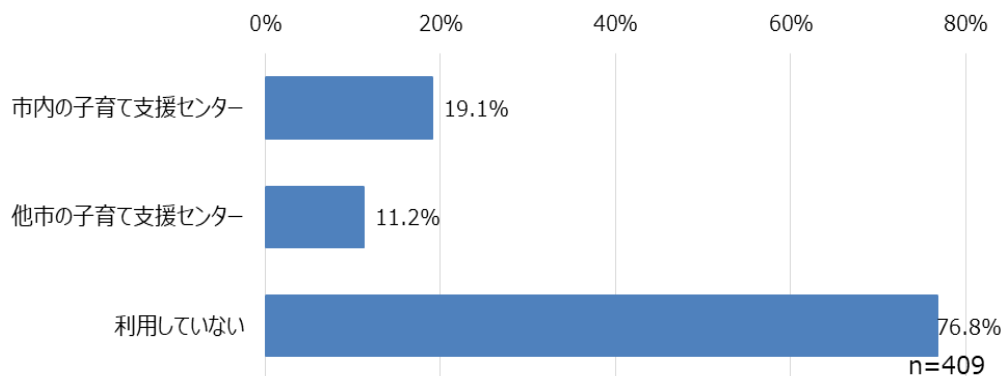
こども誰でも通園制度（仮称）を利用したい理由（複数回答あり）（未就学児）

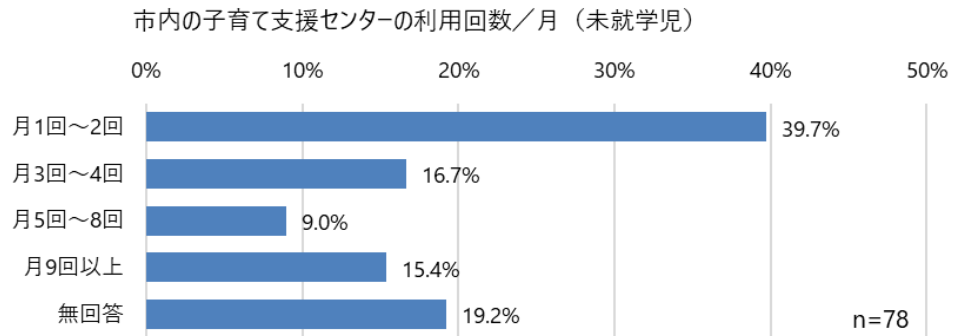


● 地域の子育て支援事業の利用状況について（未就学児の保護者のみ）

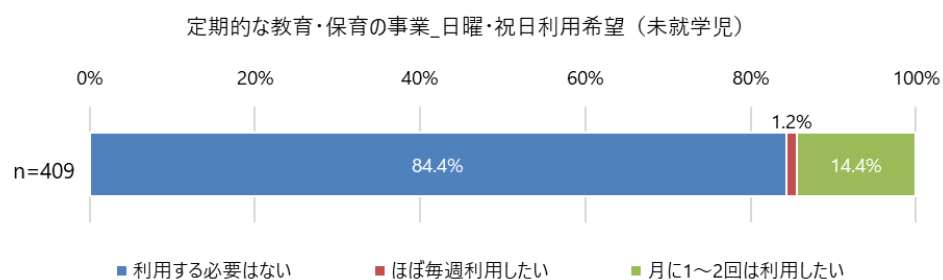
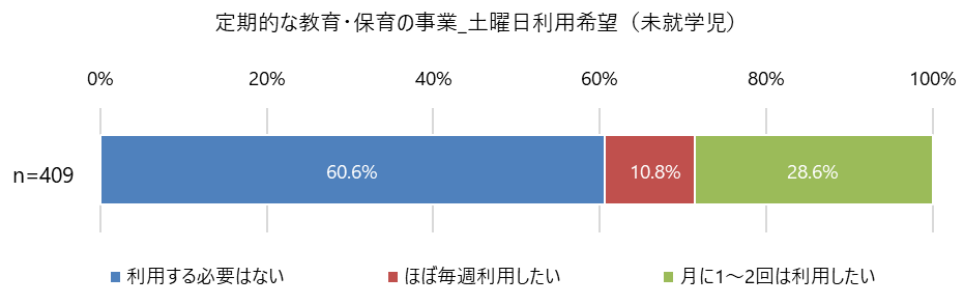
- ・ 子育て支援センターの利用については、8割弱の人が利用していないと回答し、山梨市内の子育て支援センターの利用は2割弱にとどまった。利用回数については、月に1回から2回が4割弱と最も高くなった。他市の子育て支援センターについても、利用回数について同様の傾向が見られた。

利用している子育て支援センター（複数回答あり）（未就学児）



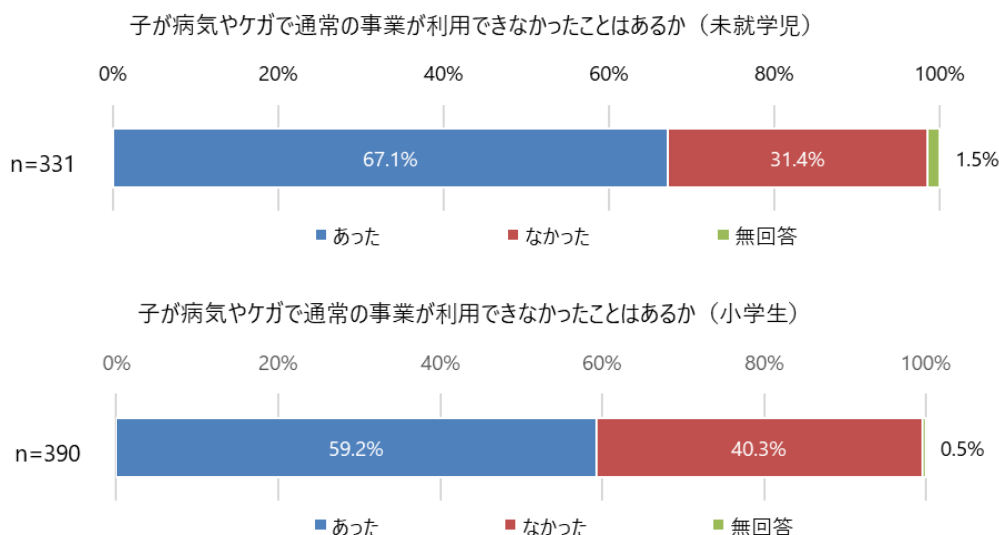


- 土曜、休日や長期休暇中の「定期的な」教育・保育事業の利用希望について（未就学児の保護者のみ）
 - ・土曜日や日曜日・祝日の保育事業等のニーズについては、土曜日は6割強、日曜日・祝日は9割弱が利用の必要はないと回答している。また、土曜日は4割程度、日曜日・祝日は1割強の保護者が、月に1回以上利用したいと考えていることになる。その理由としては、仕事の他にも用事や息抜きなどが見られる。

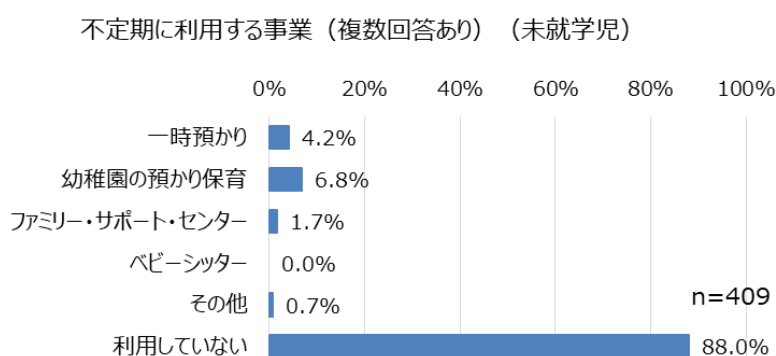


- 病気やケガ等の際の対応
 - ・こどもが病気やケガで教育・保育事業を休まなければならないことがあったかについては、小学生の保護者が6割弱、未就学児の保護者が7割弱であると回答した。その際の対処法については、母親が仕事を休んだが割合最も高く、未就学児の保護者で9割強、小学生の保護者で8割弱となり、日数の平均については、未就学児の保護者が12日、小学生の保護者が7日という結果となった。

- ・その際の病児・病後児保育の利用希望については、未就学児の保護者で4割強、小学生の保護者で2割に利用希望がある。また、利用希望の日数については、年6日以下がいずれの場合も最も高くなった（未就学児の保護者：42.0%、小学生の保護者：59.5%）。



- 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等利用について（未就学児の保護者のみ）
- ・不定期の一時預かりについて、直近一年の利用実績は、9割弱が利用していないと回答した。理由としては、必要がないとの回答が7割弱見られた以外には、料金や利用方法、利便性等が利用していない理由となった。一方で、利用希望については、4割弱が利用したいと回答した。その理由については、家族や親族の用事の他に、私用、不定期の就労などであった。

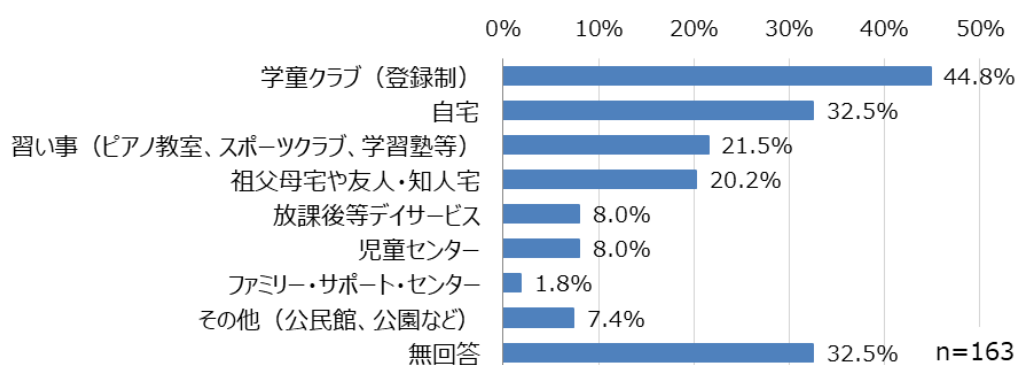


- 小学校就学後の放課後の過ごし方について（5歳以上未就学児の保護者）
- ・低学年の放課後の時間の過ごし方については、学童クラブが4割強で最も高く、だいたい毎日（平均4.4日）利用させたい保護者が多い結果となった。また、学童クラブ終了の時刻については、18時が最も高く、次が19時以降までと長い時間の利用希望

があることが分かる。高学年の過ごす場所については、自宅が8割弱で最も高くなった。

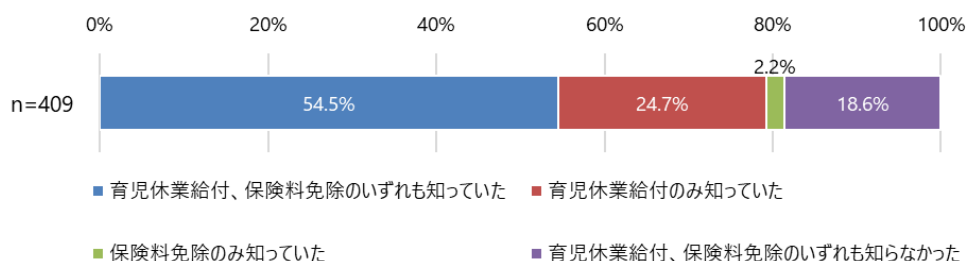
- ・学校がない日の学童クラブの利用について、土曜日が24.0%で低学年の間、20.8%で高学年になっても利用希望がある。

放課後の過ごし方（1～3年生）（複数回答あり）（5歳以上未就学児）



- 育児休業や短時間勤務制度等職場の両立支援制度について（未就学児の保護者のみ）
 - ・育児休業に関する制度について、5割強が主な2つの制度について知っていたものの、2割弱がどちらの制度も知らなかった。育児休業の取得については、母親の6割強、父親の1割強がそれぞれ取得したものの、父親の8割弱が未取得であった。
 - ・復帰時の短時間勤務については、母親の約半分が利用したが、父親は3.7%にとどまった。利用しなかったがしなかった（できなかった）割合は、母親が2割強、父親が3割弱であった。利用しなかった（できなかった）理由としては、父母ともに取りにくい雰囲気が高く、それ以外に給与が減額される、仕事が忙しい等が見られた。

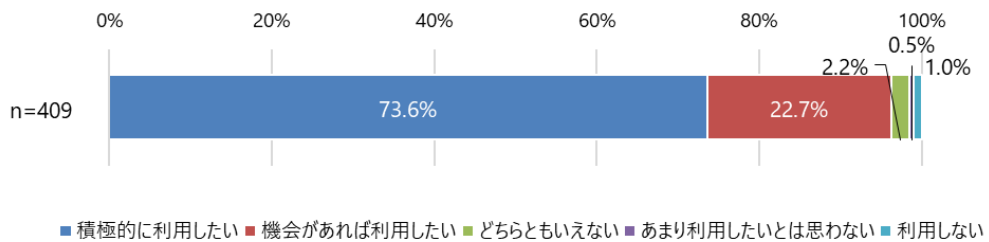
育児休業に関連する制度の認知（未就学児）



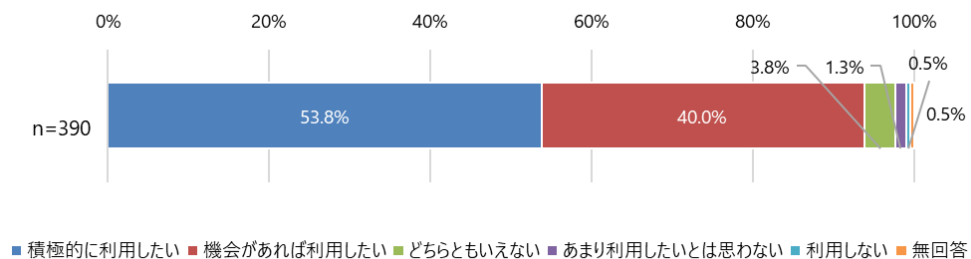
- 子育てに関する一般的な事項について
 - ・屋内運動遊び場の整備については、どちらも9割以上が利用したいと回答し、有料の場合でも6割から7割が利用すると回答している。金額については、300円程度であ

れば半数以上が利用すると回答した。

屋内運動遊び場ができた場合、利用したいと思うか（未就学児）

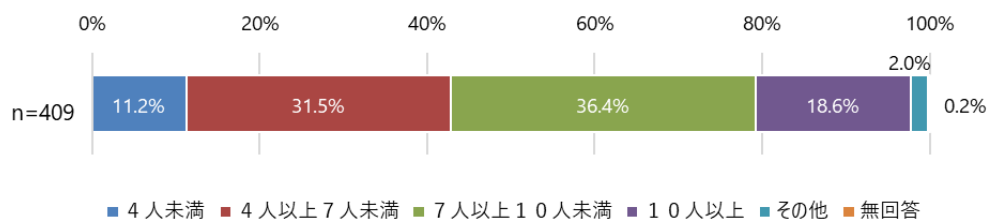


屋内運動遊び場ができた場合、利用したいと思うか（小学生）

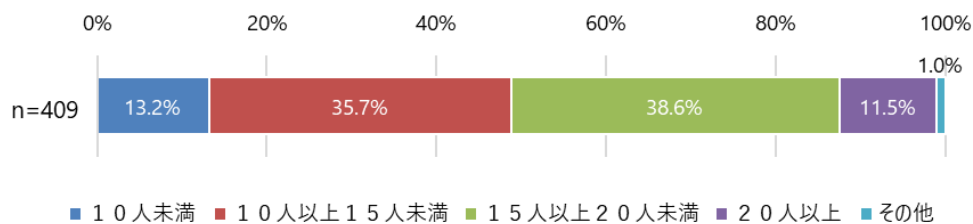


- 保育園の適正規模と施設整備について（未就学児の保護者のみ）
 - ・ 保育園のクラスの人数について、2歳児クラスまでは、4人から10人未満の希望が多く、3歳児以降になると10人から20人未満の希望が多くなった。

保育園の希望クラス人数【0～2歳児クラス】（未就学児）



保育園の希望クラス人数【3～5歳児クラス】（未就学児）

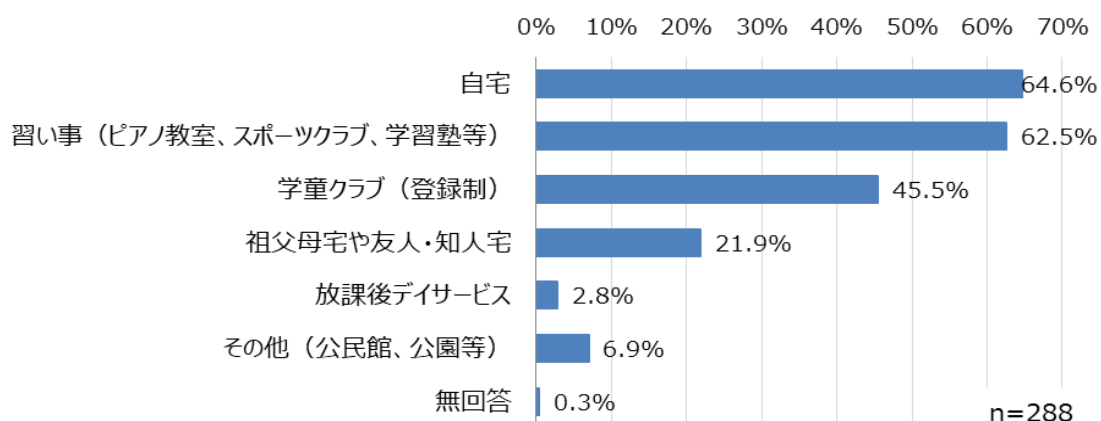


- 小学校就学後の放課後の過ごし方について（小学生の保護者のみ）
 - ・ 低学年の場合、自宅と習いごとが6割強で、学童クラブは4割強であるが、高学年に

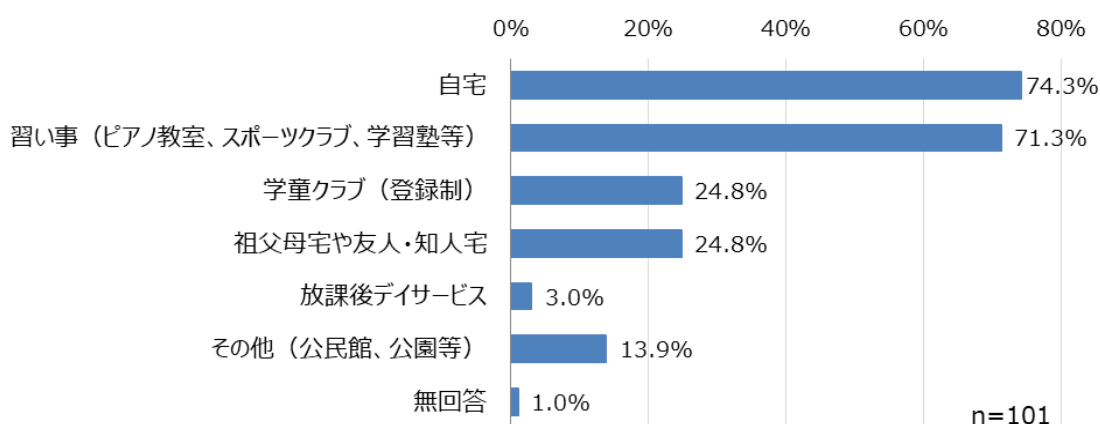
なると、自宅と習いごとの割合が高まり、学童クラブの割合は低くなる。また、学童クラブの終了時間について、低学年では 17 時までが 4 割弱、18 時まで 3 割強で同程度だが、高学年になると 18 時までが 5 割強となっている。

- ・学童クラブに対しては、現状のままでよいが 4 割弱で最も多く、次いでが利用時間の延長で 3 割強となった。

放課後の過ごし方／現状（複数回答あり）（1～3 年生）

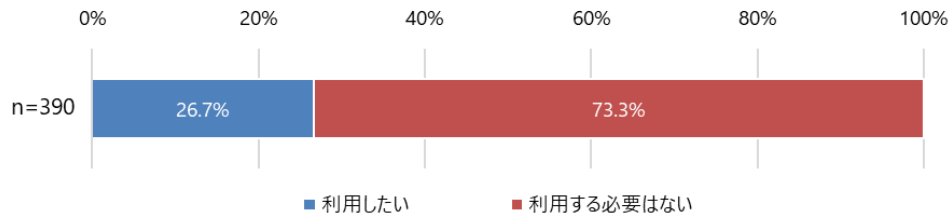


放課後の過ごし方／現状（複数回答あり）（4～6 年生）

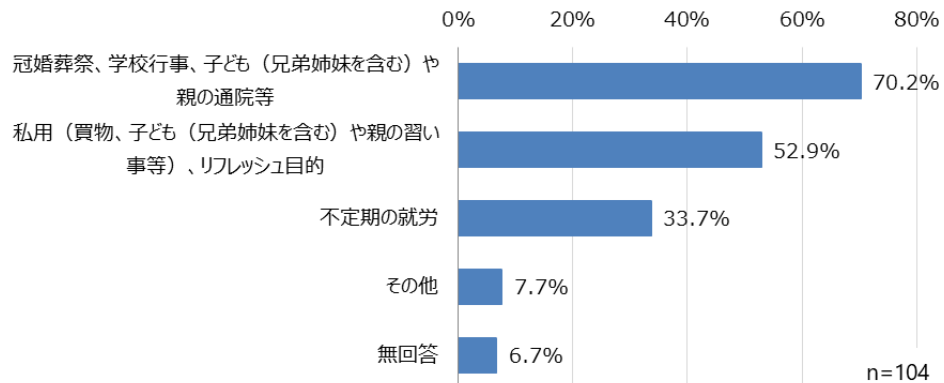


- 一時預かり等の利用について（小学生の保護者のみ）
 - ・一時預かりの利用については、3 割弱が利用したいと回答した。その理由としては、冠婚葬祭、学校行事等の家族の用事が 7 割強、私用やリフレッシュ目的が 5 割強となっている。また、預かりの形態としては、ファミリー・サポート・センター事業が 7 割弱で最も高く、次いでベビーシッターが 2 割強となっている。

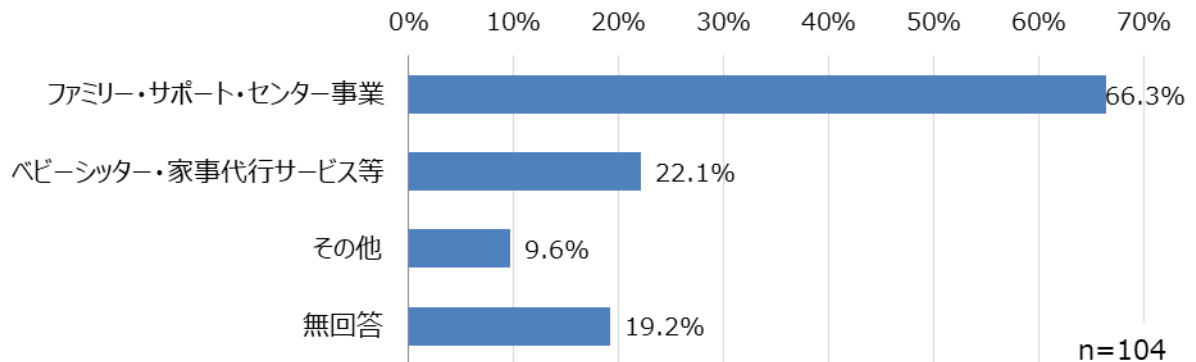
私用、親の通院、不定期の就労等の目的で一時預かり等の事業を利用する必要があると思うか



利用したい目的（複数回答あり）



お子さんを預ける場合、望ましい事業形態（複数回答あり）

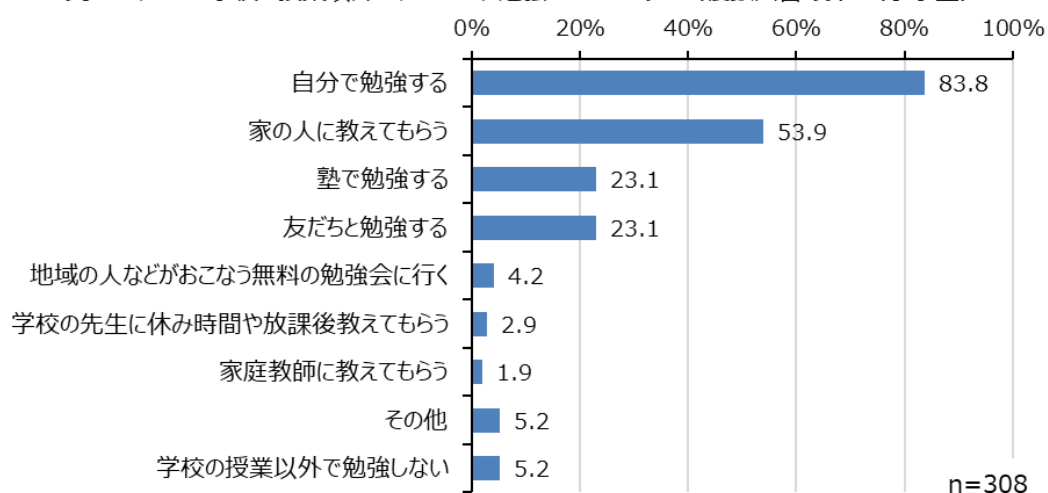


【こどもの生活状況】

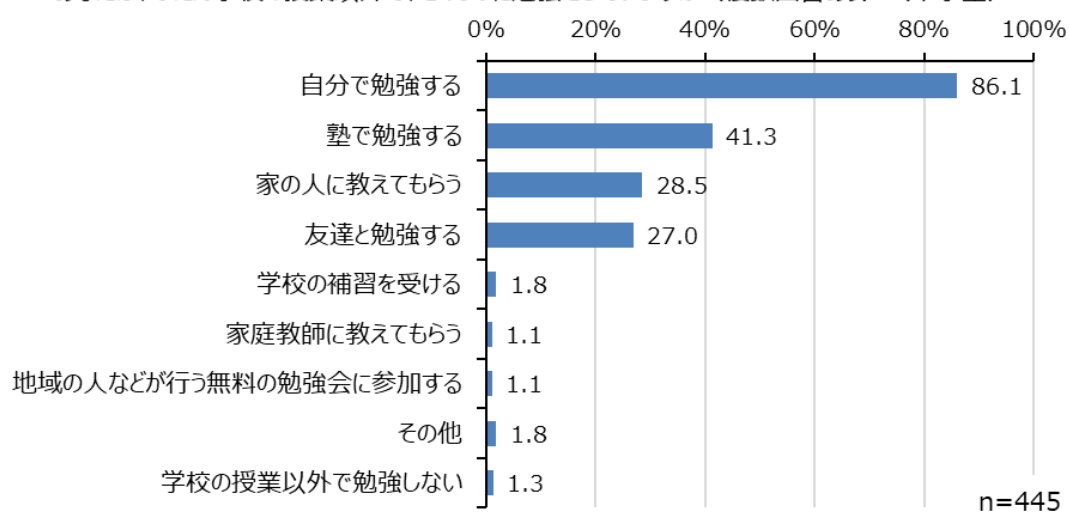
● 学習について

- ・ 学習する場所について「自宅で勉強する」という割合がすべての年代で8割を超え、最も多い。一方で、「塾で勉強する」は、小学生と高校生が2割強であるが、中学生は4割を超え、中学生にピークがある。
- ・ 学習の習熟度について「学校の授業がわからないことがある」という割合は小学生で4割、中学生、高校生では半数となっている。授業が分からなくなってきた時期については、小学校高学年以降で高くなる傾向が見られる。

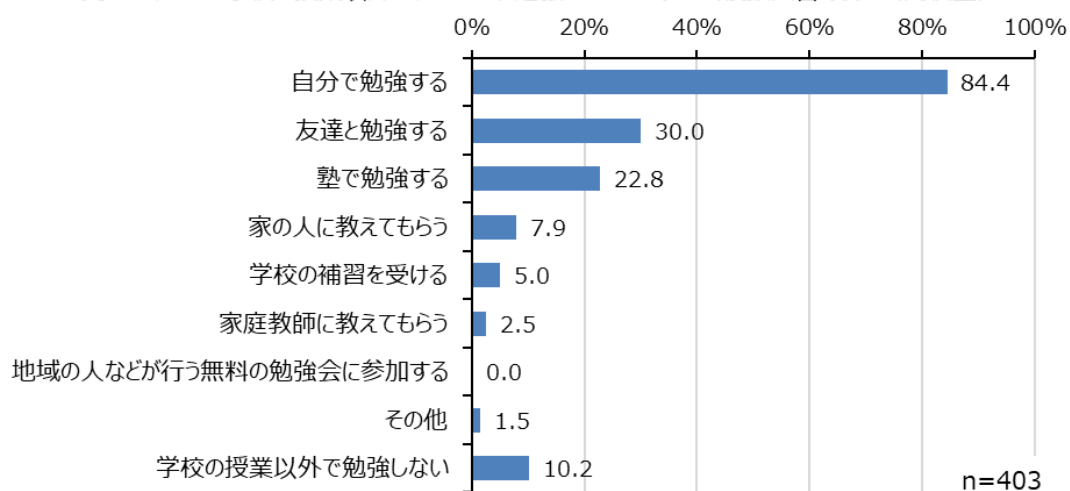
あなたは、ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか（複数回答あり）（小学生）



あなたは、ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか（複数回答あり）（中学生）



あなたは、ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか（複数回答あり）（高校生）

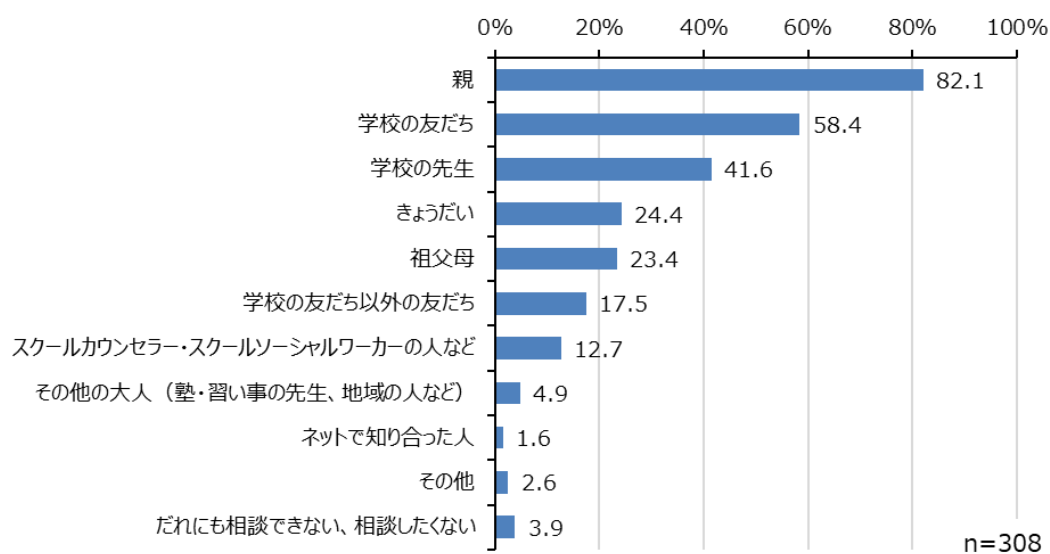


● 相談できる人の有無について

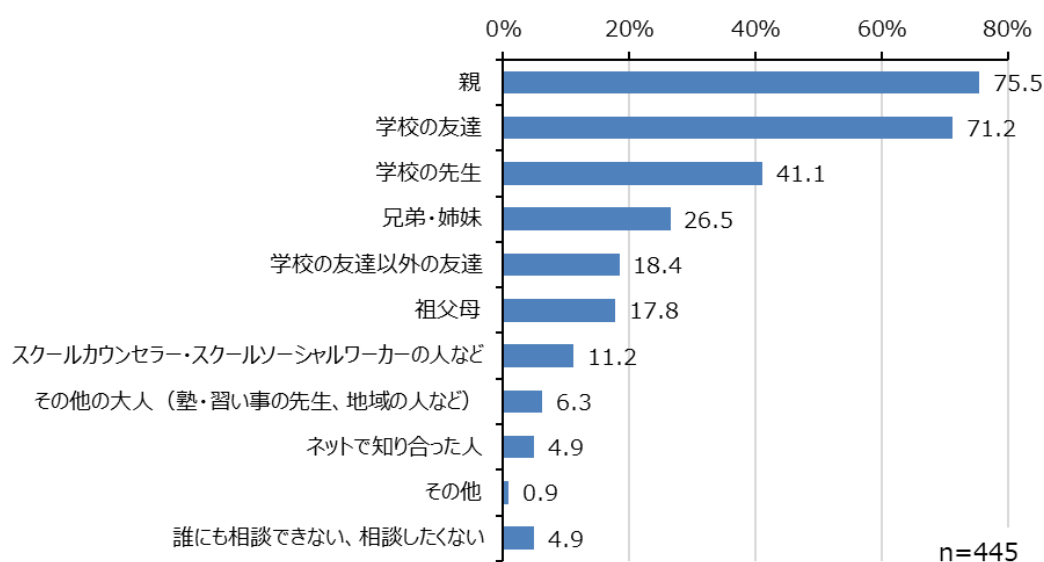
・相談できる相手については、すべての年例で「親」が最も高くなったが、小学生で 82.1%、

中学生で 75.5%、高校で 74.2%と、年齢が上がるにつれ、その割合は減少する。「友人」や「ネットで知り合った人」などは、年齢が上がる若干高まる傾向にあるが、「誰にも相談できない」という回答も見られ、悩みを誰にも相談できないこどもが一定数いることを示している。

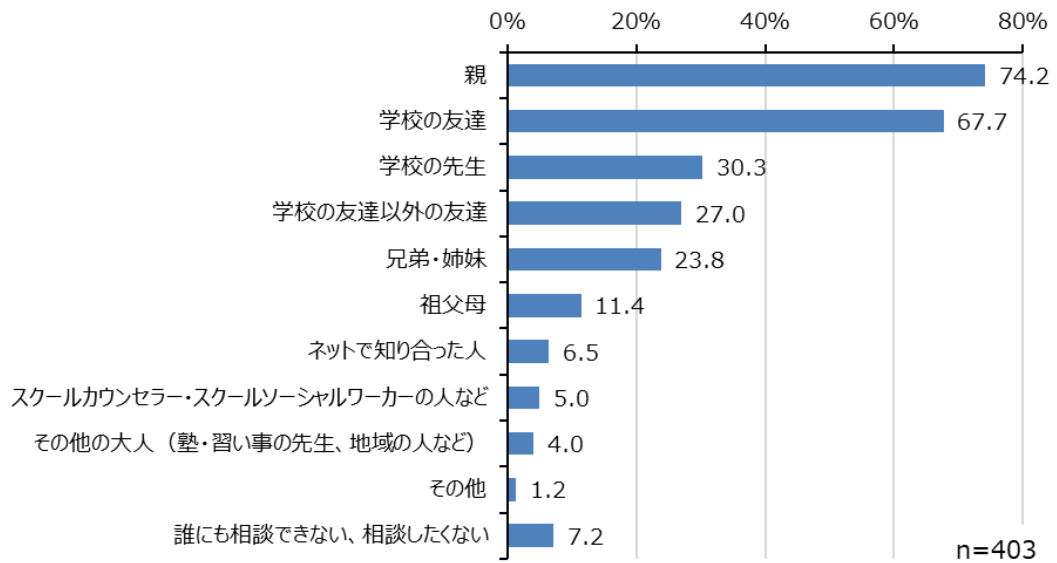
困っていることや悩みごとがあるときに相談できると思う人（複数回答あり）（小学生）



困っていることや悩みごとがあるときに相談できると思う人（複数回答あり）（中学生）



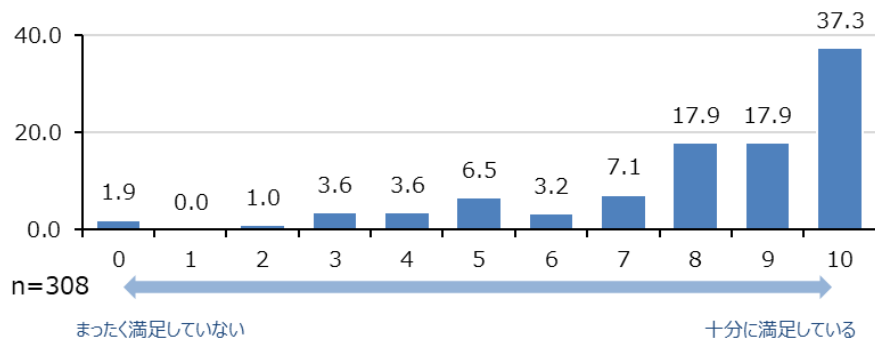
困っていることや悩みごとがあるときに相談できると思う人（複数回答あり）（高校生）



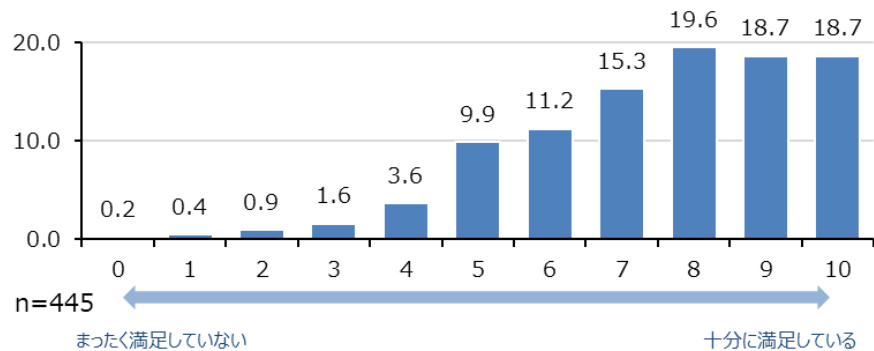
● 日常生活への満足感について

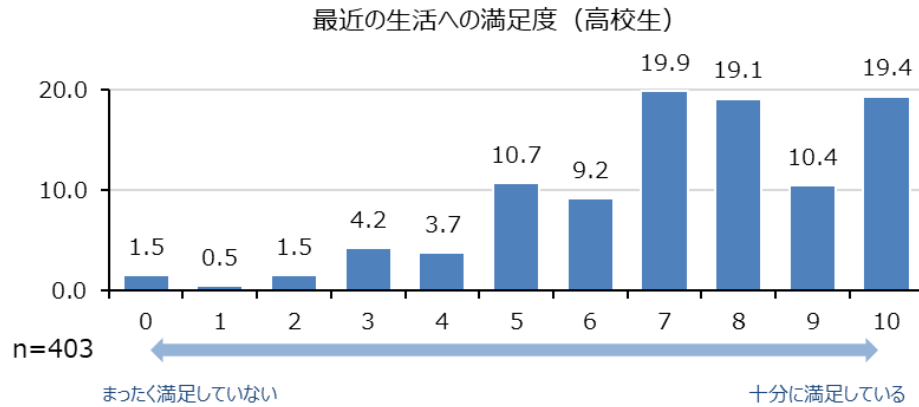
- ・ 平均点は、小学生が 8.06 点で最も高く、次いで中学生が 7.56 点、高校生が 7.19 点となっている（最高点 10 点）。

最近の生活への満足度（小学生）



最近の生活への満足度（中学生）





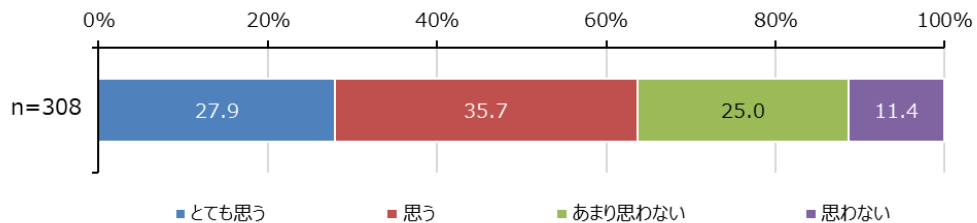
● 現在の思いや気持ちについて

- ・「不安を感じることはない」については、年齢が上がるにつれ、「あまり思わない」「思わない」の割合が高くなる傾向にあり、高校生の6割弱が何らかの不安を感じている。

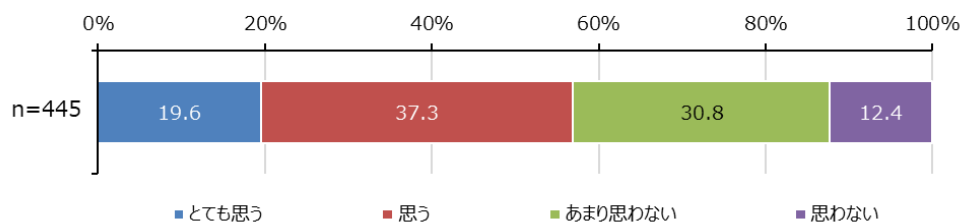
「孤独を感じることはない」についても、年齢が上がるにつれ、「あまり思わない」「思わない」の割合が高くなる傾向にあり、高校生の4割弱が孤独を感じている。

- ・「自分のことが好きだ」については、小学生の3割弱、中学生・高校生では4割弱が「あまり思わない」、「思わない」と回答しており、一定程度のこどもで自己肯定感が低い様子が窺える。

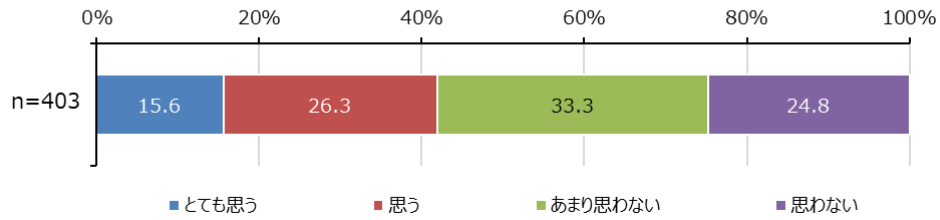
あなたの思いや気持ちについて、いちばん近いものを答えてください[不安を感じることはない]（小学生）



あなたの思いや気持ちについて、一番近いものを答えてください[不安を感じることはない]（中学生）



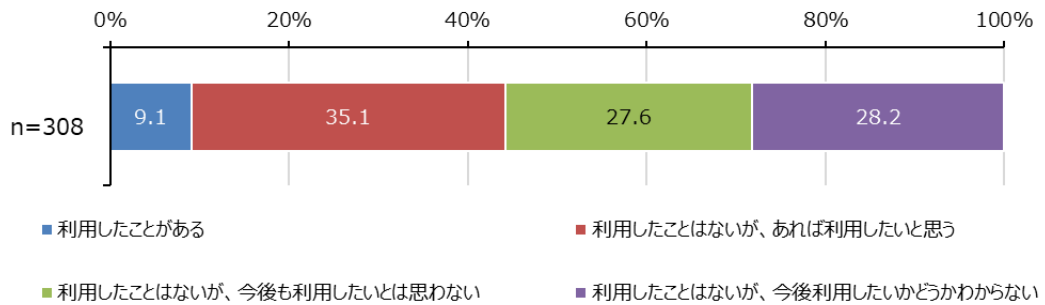
あなたの思いや気持ちについて、一番近いものを答えてください [不安を感じることはない] (高校生)



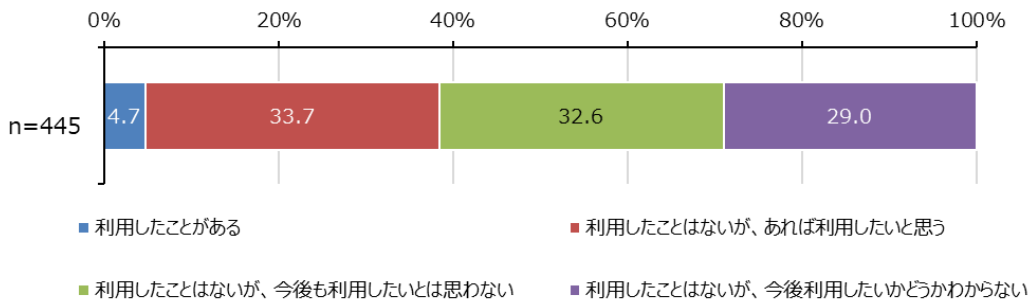
● 居場所について

- ・ (自分や友達の家以外で) 夕ご飯を無料か安く食べることができる場所 (子ども食堂など) では、「利用したことはないが、あれば利用してみたいと思う」が、小学生で4割強と最も高く、中学生で3割強、高校生で3割弱と、年齢が上がるにつれ、低くなる傾向にある。

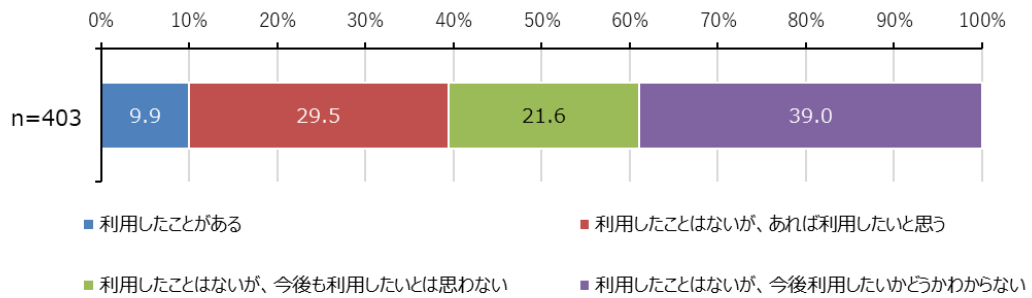
あなたは、次のような場所を利用したことがありますか。また利用したことはない場合、今後利用したいと思いますか
[(自分や友だちの家以外で) 夕ご飯を無料か安く食べることができる場所 (子ども食堂など)] (小学生)



あなたは、次のような場所を利用したことがありますか。また利用したことはない場合、今後利用したいと思いますか
[(自分や友だちの家以外で) 夕ご飯を無料か安く食べることができる場所 (子ども食堂など)] (中学生)



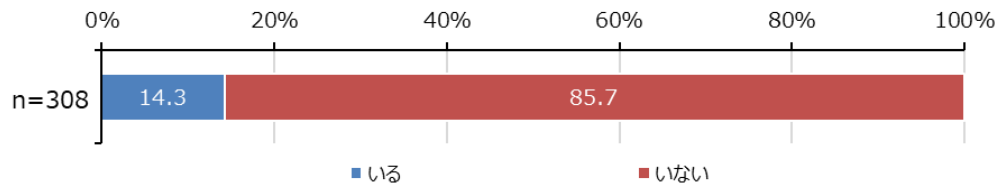
あなたは、次のような場所を利用したことがありますか。また利用したことはない場合、今後利用したいと思いますか
 [(自分や友だちの家以外で) 夕ご飯を無料か安く食べることができる場所 (子ども食堂など)] (高校生)



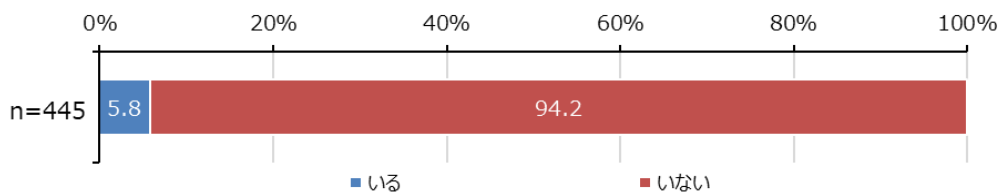
● ヤングケアラーについて

- ・ 家族の中にあなたがお世話をしている人がいるかという設問に対し、小学生では 14.3%、中学生では 5.8%、高校生では 3.0%が「いる」と回答した。そのうち小学生では 4 割強、中学生では 3 割弱、高校生では 5 割が負担を感じていると回答しており、主に睡眠時間や友達と遊ぶこと、自分の自由な時間がとれないなどの影響が見られた。

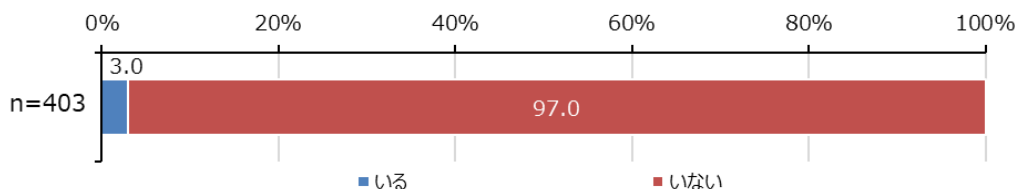
家族の中にあなたがお世話をしなければならない人はいますか (小学生)



家族の中にあなたがお世話をしなければならない人はいますか (中学生)



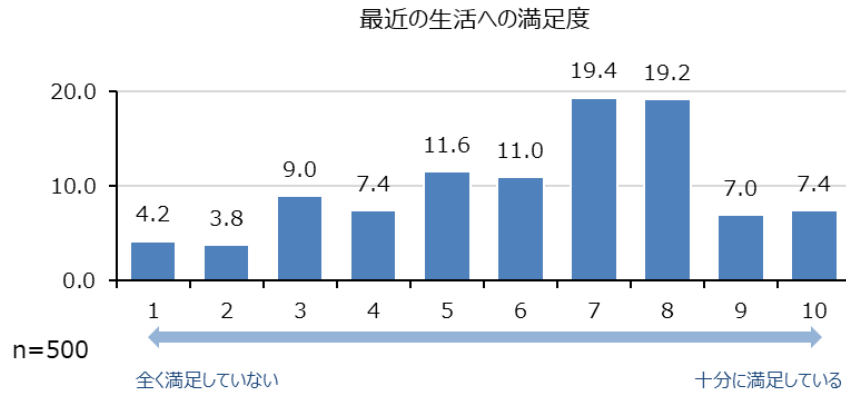
家族の中にあなたがお世話をしなければならない人はいますか (高校生)



【若者の意識と生活状況】

● 満足度及び日ごろの意識と生活について

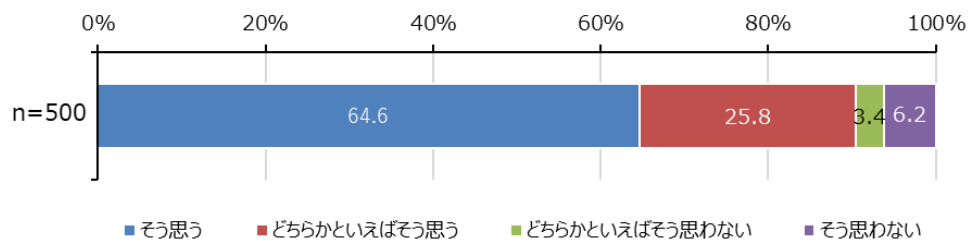
- ・ 最近の生活の満足度については、平均点が 6.19 点となっている (最高点 10 点)。



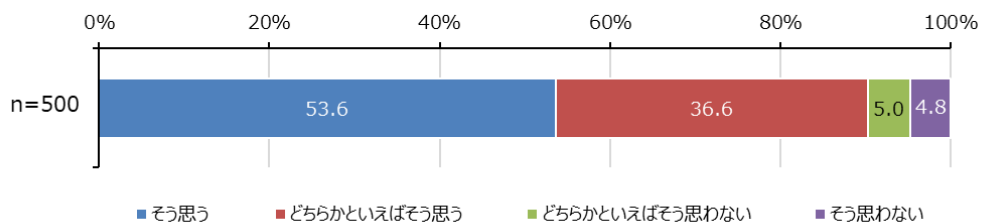
● ほっとできる場所・居心地のいい場所について

- ・ ほっとできる場所、居心地のいい場所については、「自分の部屋」、「家庭」は「思う」、「どちらかといえば思う」の割合が 9 割を超えており、高い割合となっている。

今のあなたにとってほっとできる場所、居心地のいい場所になっていますか [①自分の部屋]

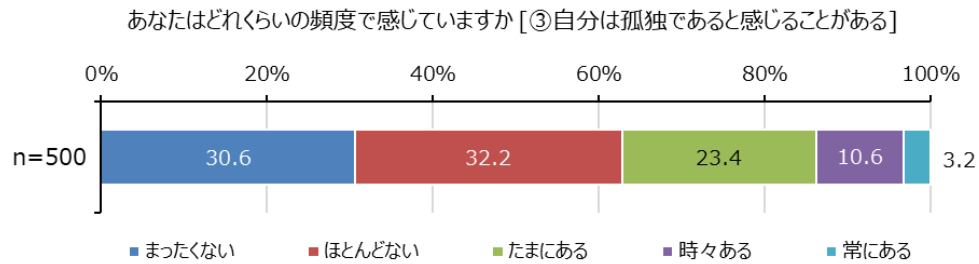


今のあなたにとってほっとできる場所、居心地のいい場所になっていますか [②家庭（実家や親族の家を含む）]



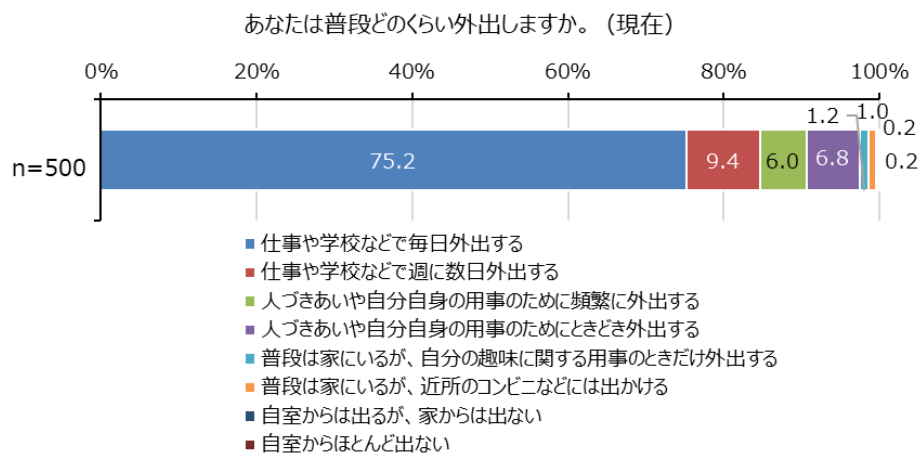
● 孤独感について

- ・ 孤独感などに関する設問では、「自分には人とのつきあいがないと感ずることがある」で約 5 割、「自分は取り残されていると感ずることがある」、「自分は孤独であると感ずることがある」で約 4 割が「たまにある」、「時々ある」、「常にある」と回答している。



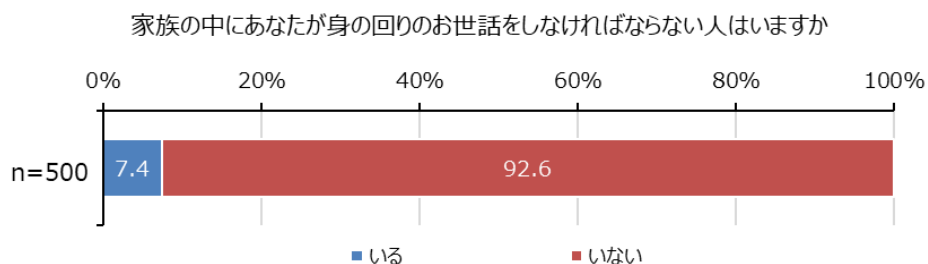
● 外出について

- ・外出の頻度については、97.4%が「毎日外出する」、「週に数日外出する」などと回答しており、「基本的に外出しない」との回答は 2.6%（13 人）にとどまっている。



● 家族のお世話について

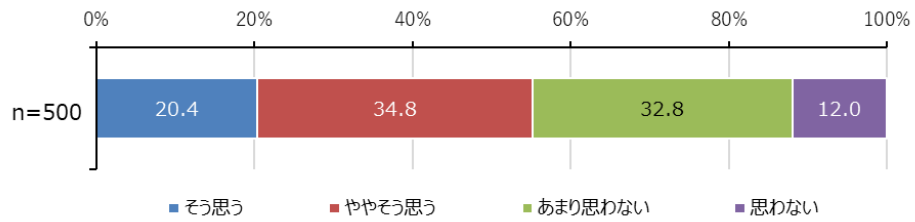
- ・家族の中に、身の回りのお世話をしなければならない人がいるかについては、7.4%（37 人）が「いる」と答えており、そのうちの 40.5%（15 人）はお世話をすることに「とても負担を感じている」、「負担を感じている」と回答している。



● 市に対する意見について

- ・市に対する意見や思いについては、44.8%が「あまり伝えたいと思わない」、「伝えたいと思わない」と答えており、その理由としては「意見を伝えても、反映されないと思うから」が 54.5%で最も高くなっている。

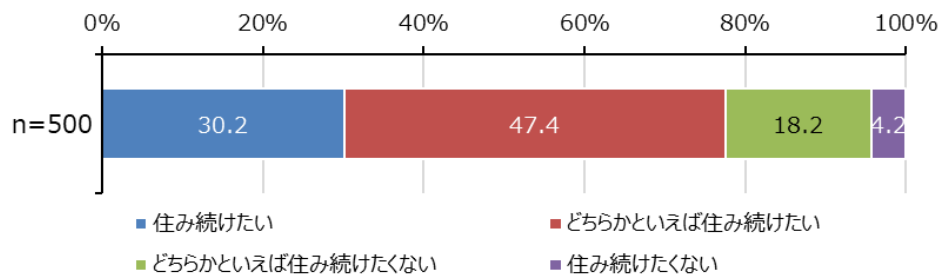
国や山梨市では、まちづくりなどに関して、若者の意見の反映に取り組んでいます。山梨市に対して、自分の意見や思いを伝えたいと思ったことはありますか



- 山梨市に住み続ける意思について

- ・ 将来に渡り、山梨市に住み続けたいと思うかについては、77.6%が「住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」と回答している。

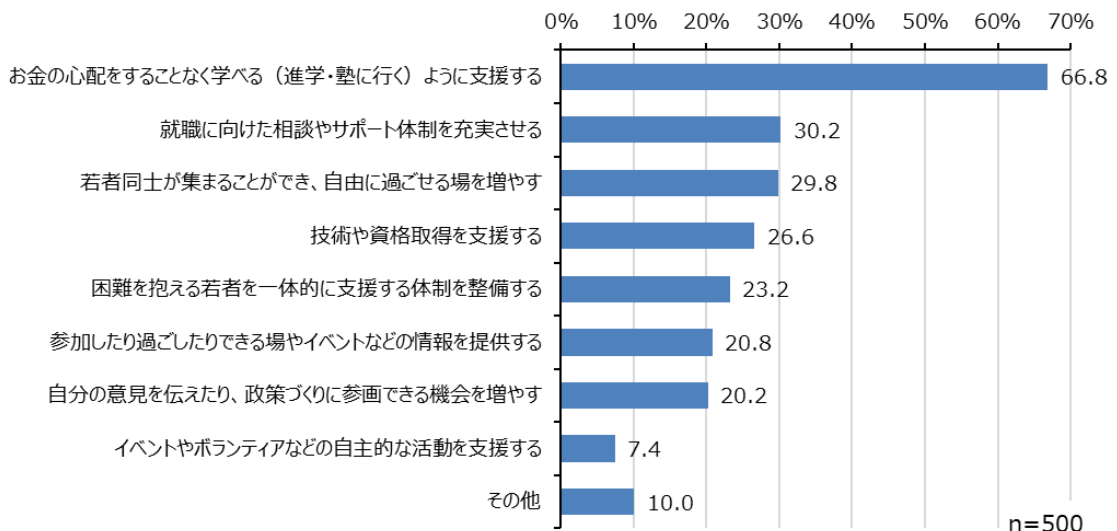
あなたは将来に渡り、山梨市に住み続けたいと思いますか



- 若者のためにこれから山梨市に必要な取組について

- ・ 若者のために、これから山梨市に必要な取組については「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が 66.8%と最も高く、次いで「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が 30.2%、「若者同士が集まることができ、自由に過ごせる場を増やす」が 29.8%などとなっている。

若者のために、これから山梨市に必要な取組は何だと思いますか（複数回答あり）



(3) 追加アンケート調査の概要

① 調査目的

「山梨市こども計画」策定の基礎調査として、国から新たに示された方針に沿い、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」に対する対象者の二週を始め、家事や子育てへの不安や負担について、より詳細に把握するため、追加調査を実施しました。

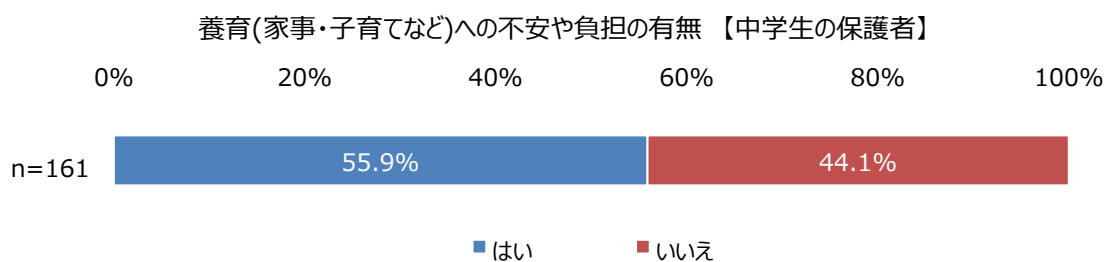
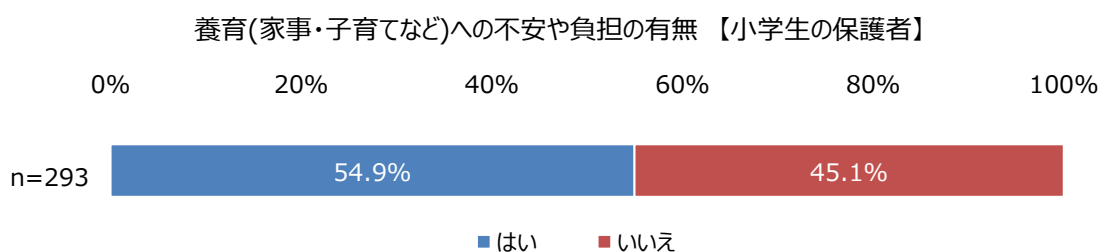
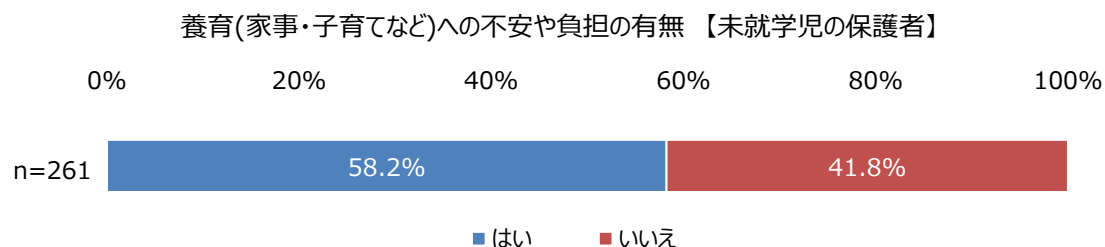
② 調査対象及び回収率

調査対象	調査数	回収数	回収率	調査種別
① 未就学児の保護者	771	261	33.9%	子ども・子育て追加調査
② 小学生（1～4年生）の保護者	1,456	293	20.1%	子ども・子育て追加調査
③ 中学生の保護者	733	161	22.0%	こどもの生活状況調査
合 計	2,960	715	24.2%	

※Web アンケートで調査を実施

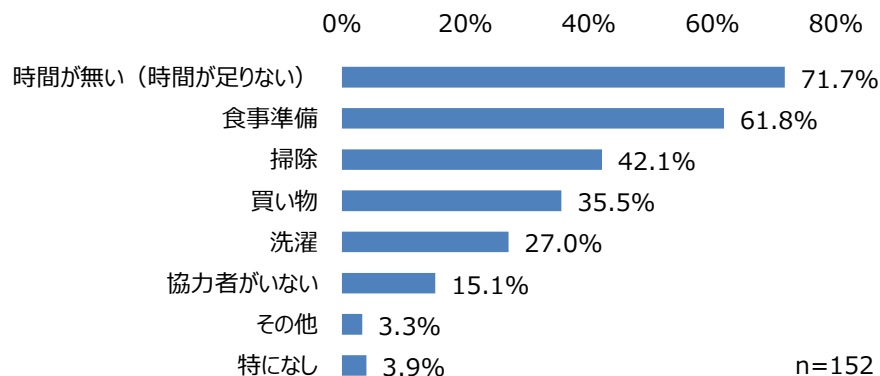
(4) 調査の結果から見られる課題

養育（家事・子育て）への不安や負担の有無について、未就学児の保護者で 58.2%と最も高く、中学生の保護者で 55.9%、小学生の保護者で 54.9%となっている。

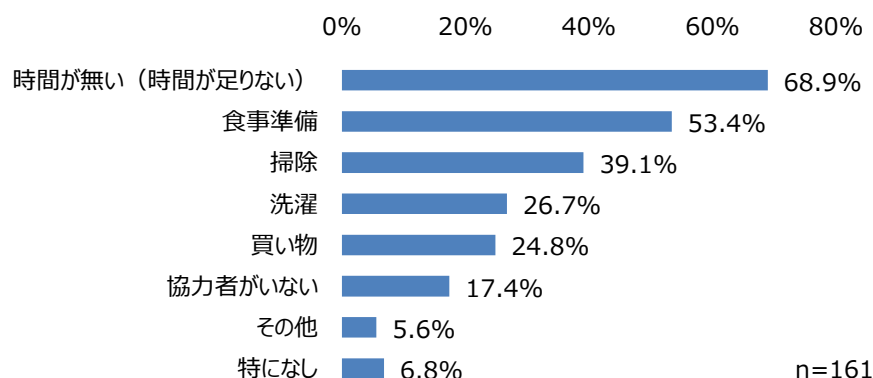


具体的に家事で不安や負担を感じている内容については、一部順位の違いはあるものの、いずれの年代でも「時間がない」「食事準備」「掃除」が上位を占める結果となっている。

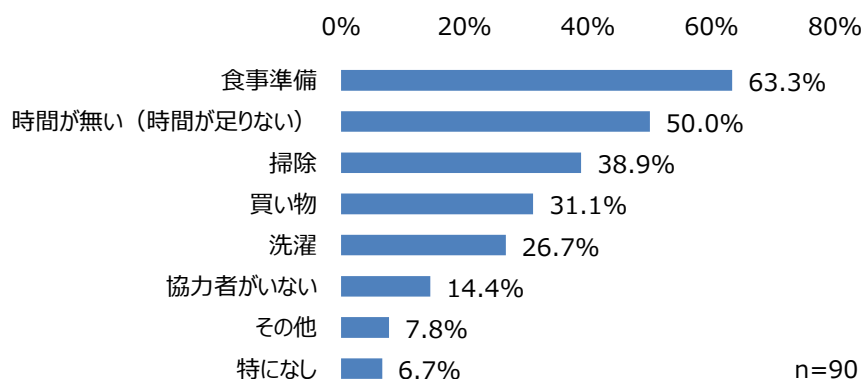
家事に不安や負担を感じていること（複数回答あり）【未就学児の保護者】



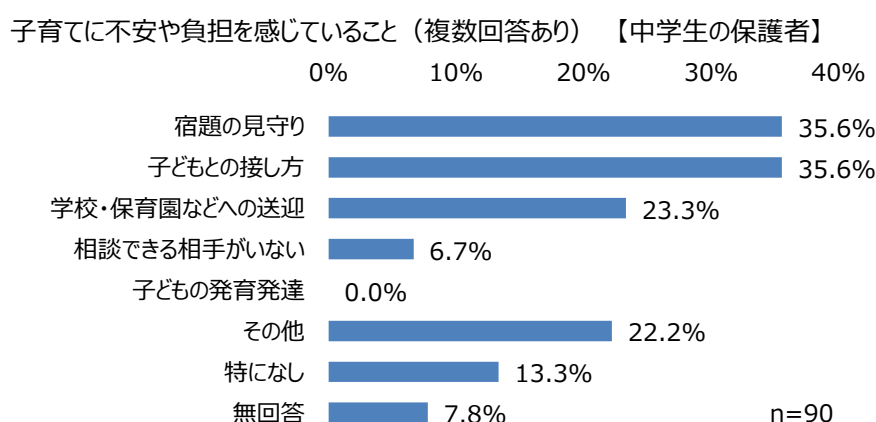
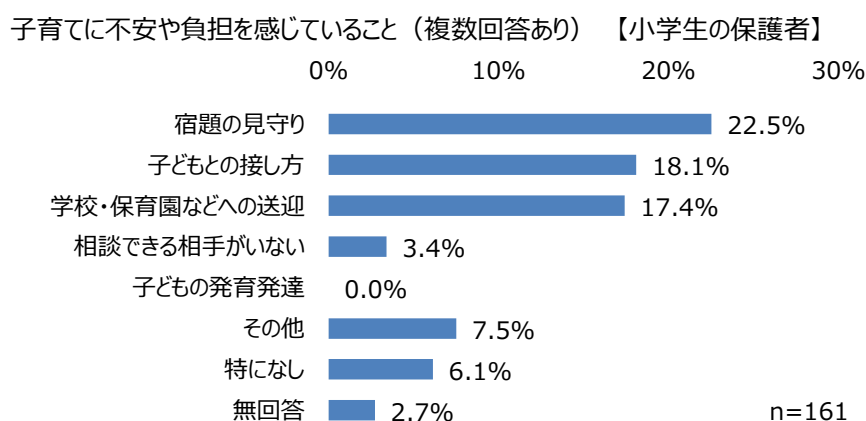
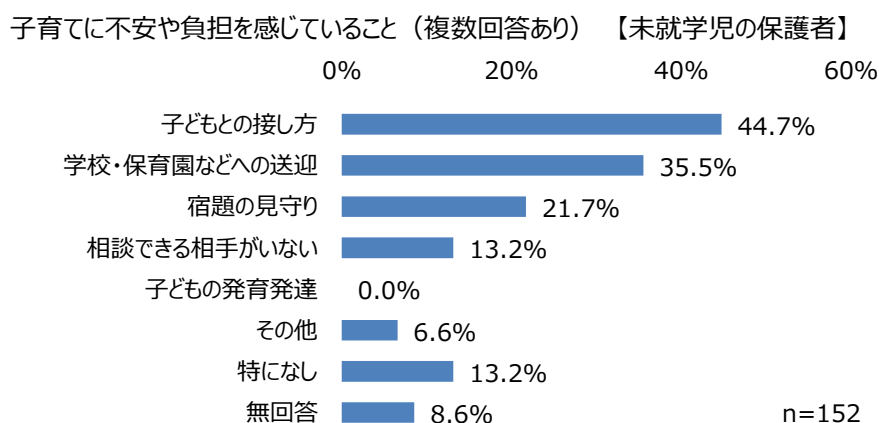
家事に不安や負担を感じていること（複数回答あり）【小学生の保護者】



家事に不安や負担を感じていること（複数回答あり）【中学生の保護者】

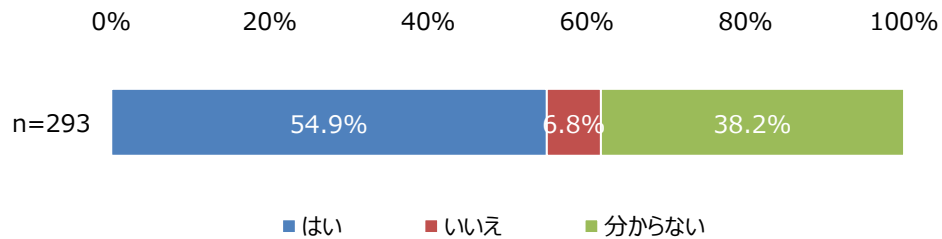


また、子育てで不安や負担を感じている内容については、未就学児の保護者では、「子どもとの接し方」「学校・保育園などへの送迎」が上位となっており、小学生と中学生の保護者では、「宿題の見守り」「子どもとの接し方」の順で高くなっている。いずれの年代でも「子どもとの接し方」に悩んでいる保護者が高い割合でいる結果となっている。

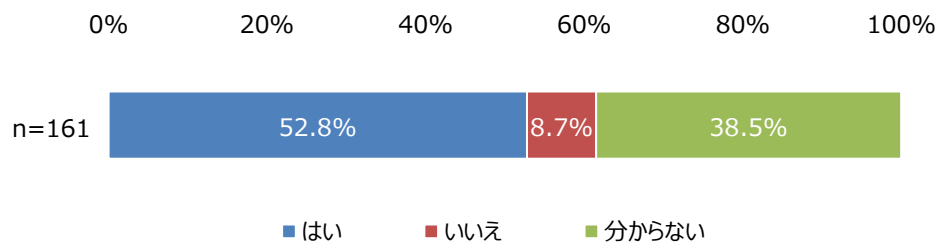


不安や悩みを抱えるお子さんに対する「家庭や学校、その他の居場所事業（教育支援センター「With」、子どもの学習・生活支援「B@SE」）」以外の居場所の必要性については、小学生と中学生の保護者ともに 5 割程度見られる結果となった。

不安や悩みを抱えるお子さんに対する「家庭や学校、その他の居場所事業（教育支援センター「With」、子どもの学習・生活支援「B@SE」）」以外の居場所の必要性
【小学生の保護者】



不安や悩みを抱えるお子さんに対する「家庭や学校、その他の居場所事業（教育支援センター「With」、子どもの学習・生活支援「B@SE」）」以外の居場所の必要性
【中学生の保護者】



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

国のこども基本法及びこども大綱の基本理念である、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現とともに、人口減少・少子高齢化に歯止めをかけ、地域の活性化を実現するため、「本市の目指すべき将来像」についてまとめた第2次山梨市まちづくり総合計画、山梨市少子化社会対策推進条例、山梨市子供・若者育成基本方針、そして本計画策定にあたり実施した各種アンケート調査結果の分析等を踏まえる中で、次のとおり基本理念を設定します。

すべてのこども・若者が未来に夢をもち
みんなが笑顔で輝き 幸せを実感できるまち 山梨市

2 取り組み方針

山梨市少子化社会対策推進条例（以下「条例」と表記）では、少子化に取り組むための方針として、以下の8つの方針が、また、山梨市子供・若者育成基本方針（以下「基本方針」と表記）では、以下の4つの基本目標が、それぞれ定められています。

【条例・8つの方針】

1. 子育て支援（条例第9条）
2. 親子の健康確保（条例第10条）
3. 子どもの生きる力の支援（条例第11条）
4. 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくりの整備（条例第12条）
5. 仕事と子育ての両立支援（条例第13条）
6. 子どもが安全な環境作りの推進（条例第14条）
7. 子どもの権利の尊重（条例第15条）
8. 市全体での子どもの健やかな育ちの応援（条例第16条）

【基本方針・4つの基本目標】

1. 全ての子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援（基本方針・基本目標 1）
2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援（基本方針・基本目標 2）
3. 子供・若者とともに育ちあうまちづくり（基本方針・基本目標 3）
4. ふるさとの未来をつくる子供・若者の応援（基本方針・基本目標 4）

以上、条例及び基本方針に示された方針及び基本目標をもとに、本計画で様々な事業を実施していく際の取り組み方針を次の4つとします。

1. こどもとともに育つ子育て
2. 切れ目のない子育て支援
3. 地域社会全体で作る子育て環境
4. こども・若者の良好な成育環境と自立に向けた支援

1. こどもとともに育つ子育て

こども基本法の基本理念では、「こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行う」こと、「家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会を整備すること」とされています。そのため、子育て支援とは、親も親として成長していく中で大きな喜びや生きがいを見出すことができるように、そして、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるように、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安などを和らげ、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことと考えられています。

特に「こどもの誕生前から幼児期まで」は、生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期であるため、こどもの保護者自身に対しても、出産前後の綿密なケアを含め、きめ細かい支援を重点的に提供するとともに、適切に制度やサービスにつなげられる体制の確保、保護者同士のネットワークづくり等に取り組みます。

2. 切れ目のない子育て支援

妊娠・出産から学齢期に至るまで、子育て支援は、こどもの発達段階に応じて、また保育、教育、保健、福祉、療育など様々な観点から提供されます。子育てのニーズは多様化しており、在宅で育児をする場合であっても、施設で幼児教育や保育等を行う場合であっても、また、こどもがどの発達段階であったとしても、心身の発達過程を通じて必要とする支援を受けることができるような体制づくりが必要となります。

幼児教育・保育施設等について、こどもやその保護者が安心して利用できるように調整を行うとともに、多くのこどもが様々な年齢のこどもや保護者以外のおとなとの関わりの中で集団生活や社会経験を得る機会を提供するとともに、様々な地域子ども・子育て支援事業によって、保護者の子育てを支えることで、切れ目のない子育て支援の実現を目指します。

3. 地域社会全体で作る子育て環境

子育ては乳幼児期だけのものではなく、ライフステージを通じて、地域社会全体で支える取り組みを推進し、こどもと子育て当事者のウェルビーイング向上を図ることが重要です。

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、生涯にわたるウェルビーイングにつながるため、年齢や発達の程度に応じて、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場の提供に取り組みます。また、こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、学童期から思春期を経て、若者へと至る過渡期の大半を過ごす大切な居場所のひとつです。コミュニティスクールにより、地域とともにある学校づくりを推進するとともに、支援が必要な児童生徒に対するケアに取り組みます。

さらに、安心安全に暮らせるまちづくりや仕事と子育てが両立できるような意識づくりを促す取り組みも推進し、「こどもまんなか社会」実現のため、地域社会全体として支援する体制づくりに取り組みます。

4. こども・若者の良好な成育環境と自立に向けた支援

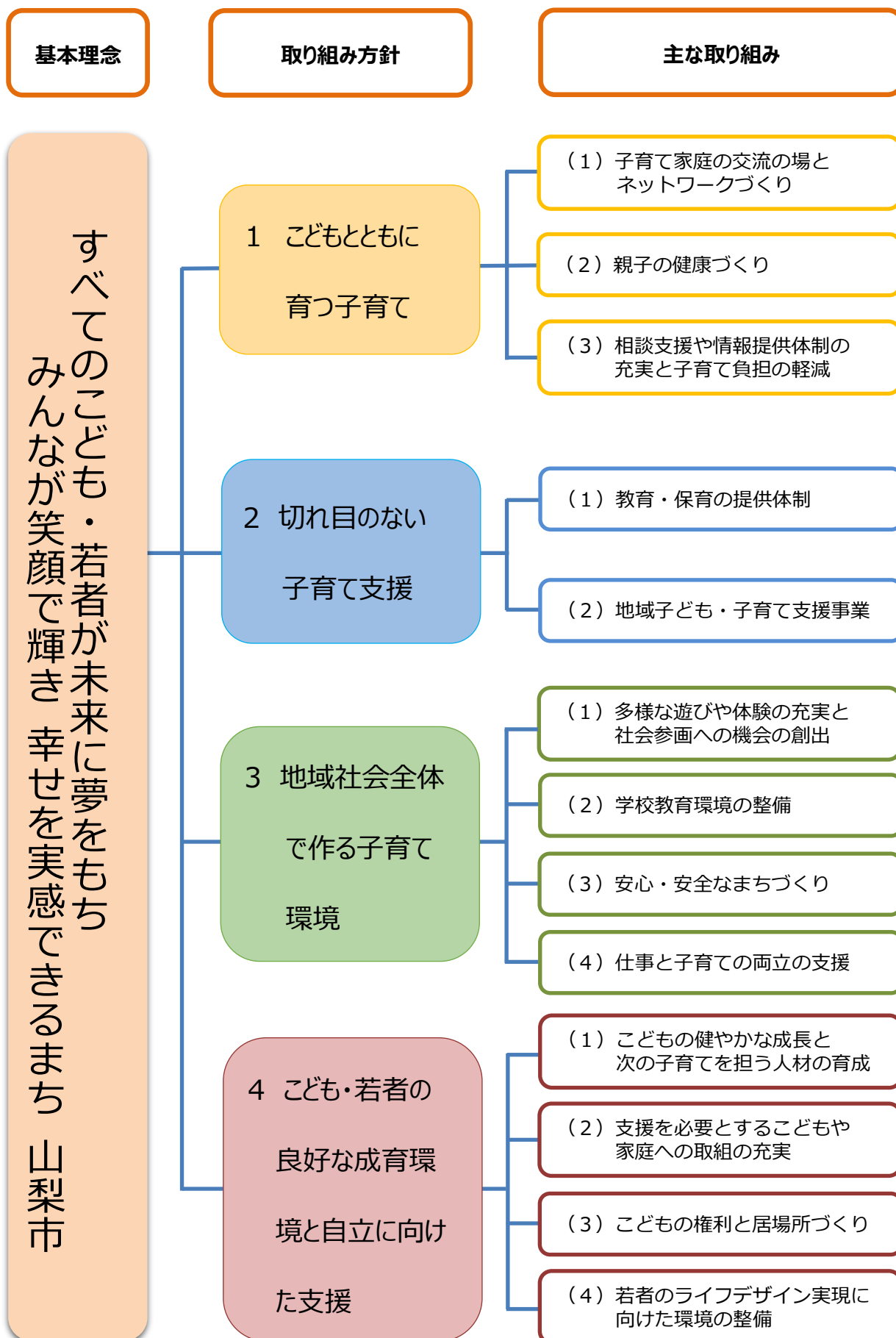
こどもがライフステージに沿って成長する過程では、命や性、心と身体について学ぶことも大切です。思春期の様々な悩みや問題に対して理解を深める取り組みなど、健やかな成長を支えています。一方で、こども・若者の成育環境において、貧困、ヤングケアラー、ひとり親、障害や発達への課題など、様々な状況を抱えている家庭に対して、こどもの権利を尊重した支援も重要となっています。

こども・若者が将来への夢と希望を持ち、充実した子育て環境の中で「山梨市に住んでよかった・山梨市で子育てできてよかった」とふるさとの良さを実感できるよう、次の子育てを担う人材の育成や支援を行うとともに、若い世代が自らの主体的な選択により描いたライフデザイン（将来設計）が実現できるよう、こども・若者の視点に立った支援を推進します。

3 施策体系

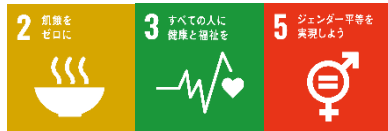
本計画の具体的な施策としては、こども基本法の理念に基づき、子ども・子育て支援法に規定されている、地域子ども・子育て支援事業の推進による「切れ目のない支援」が中心となります。しかし、基本理念である「すべてのこども・若者が未来に夢をもち みんなが笑顔で輝き 幸せを実感できるまち 山梨市」を実現するためには、子育ての中心となる保護者自身が「こどもとともに育ち」、育児を楽しめるような環境づくりや、地域を中心とした社会全体で子育てを支えていくような意識づくりを促していくとともに、様々な社会的要因を背景とするこども・若者やその家庭への重層的支援など、本市全体として支援する体制づくりが必要となります。

本計画では、4つの取り組み方針に基づき、次の体系により計画的に主な取り組みを進めていきます。



第4章 具体的な取り組みの成果指標及び概要

1. こどもとともに育つ子育て



成果指標

指標名	現況値		目標値
	値	年度	R11
子育て環境や支援に対する保護者の満足度※1	未就学児：16.3% 小学生：45.9%	R6	未就学児：30.0% 小学生：60.0%
子育てをする上で、気軽に相談できる人がある（場所がある）と回答した保護者の割合※2	未就学児：92.4% 小学生：92.3%	R6	未就学児：93.0% 小学生：93.0%

※1 令和6年度実施の「子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）」結果より、それぞれ「満足」「やや満足」と回答した保護者の割合

※2 同調査結果より、それぞれ「いる／ある」と回答した保護者の割合

(1) 子育て家庭の交流の場とネットワークづくり

本計画で目指している「すべてのこども・若者が未来に夢をもち みんなが笑顔で輝き 幸せを実感できるまち 山梨市」を実現するためには、保護者が子育ての不安を解消できる環境づくりと、同じ年頃のこどもを持つ保護者と交流できる場を提供することが大切です。また、その中で生まれた保護者同士のつながりをネットワーク化し、保護者同士が相互支援できるような環境づくりの基礎となる様々な取り組みを進めます。

取組概要

施策・事業名	内容				担当課
乳幼児地域子育て支援 団体育成事業	地域の子育てを応援する団体を育成し、保護者の居場所づくりやネットワークづくりを支援することで、アウェイ育児を解消し、産後うつ等の未然防止を図る。				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
子どもフェスティバル	地域の子育て支援に携わる団体等により組織された実行委員会で子どもフェスティバルを開催				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
地域子育て活動の活動 場所の開放	各地区にある公民館や児童センターなどを乳幼児・小学生等の子育て活動の場として提供				こども・子育て課 生涯学習課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
既存施設を利用したキッズ ブルームの設置	庁舎等の既存施設を有効活用し「たち」」「ほのBouno!」等を設置して、雨の日も気軽に集まれて遊べる場を提供する				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
屋内運動遊び場の整備	全天候型・オールシーズンで安全に遊べる環境を整備するとともに、子育て支援機能や子育て世代の交流の場とする				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	

(2) 親子の健康づくり

妊娠から出産、乳幼児期を中心とした時期は、母親やこどもの健康を維持することが非常に重要な時期です。定期的な健診を実施し、健康に関する情報提供等を行うとともに、生涯にわたって影響する基本的な生活習慣が形成される時期でもあるため、栄養バランスを意識した食生活の大切さも啓発していきます。また、妊娠期から出産・子育てに関する不安や悩みを傾聴し、寄り添った相談支援を行います。

取組概要

施策・事業名	内容				担当課
産前・産後サポート事業 (妊娠・出産包括支援事業)	両親学級、小児科医による子育て教室、小児救急法講習会、離乳食講習会等を開催し、安心して妊娠期を過ごし、育児に臨めるようサポートする				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
乳幼児健康診査	特定の時期に健康診査を行い、成長発達の評価を保護者とともに確認し、必要な育児支援を行う				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
すこやか発達相談	こどもの発達などについて個別相談を実施し、早期に適切な指導や支援を行う				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
学校保健安全法に基づく健康診査等	学校において各種健診や保健だよりを発行し、教育相談の充実を推進				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
食育教室	親子料理教室、親子おやつ作り教室、学童クラブ食育教室、高校生の食育教室を開催				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
食育推進事業	朝食の大切さや簡単にできる朝食レシピ周知のため、朝ごはんメニューのレシピコンテストを開催				健康増進課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	

施策・事業名	内容				担当課
食生活改善推進員の養成・育成	推進員の養成講習会を開催し、地域における健康づくりの担い手を養成				健康増進課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
食生活改善推進員の活動	健康づくりのための地区料理講習会等を開催し食育に関する普及・啓発の実施				健康増進課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
保育園給食	栄養バランスのよい給食摂取、食生活の基礎や食べる楽しみ、規則正しい生活リズムを育む				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
学校給食	栄養バランスのよい給食摂取と望ましい食習慣及び食に関する指導を実施				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
地産地消運動の推進	「地産地消運動」の実施や、郷土料理や旬の食材を使った給食を通して食べ物のおいしさを教える				こども・子育て課 学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
山梨市立産婦人科医院の運営	市民が安心して、妊娠、出産及び産後を過ごせる環境を整備し運営する				健康増進課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
母子保健関係機関連携	助産師、市立産婦人科医院、市内総合病院、小中学校養護教諭とそれぞれ情報連携を行う				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
小児救急医療体制の整備	山梨県及び県内の全市町村で、初期救急対応として小児初期救急医療センター、二次救急対応として小児病院群輪番制を実施				健康増進課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	

(3) 相談支援や情報提供体制の充実と子育て負担の軽減

今の親世代の幼児期までの育ちと比べ、家庭や地域の状況など社会情勢が変化しています。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添うことで、育児の不安を軽減し、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、相談支援や情報提供体制の充実に取り組みます。

また、経済的負担を軽減する事業を行い、すべての世帯が分け隔てなく健やかな子育てを行えるよう支援します。

取組概要

施策・事業名	内容				担当課
利用者支援事業 (基本型)	子育て支援総合コーディネーターが相談に応じ、適したサービスの援助、斡旋等を行う				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行い、子育てに関する悩みを早期にキャッチし、児童虐待の未然防止に取り組む				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
妊婦等包括相談支援事業	妊娠、出産、子育てと切れ目ない支援を継続する伴走型相談支援を実施し、孤立した子育てを防止し、虐待リスクの高まりを防ぐ				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
子育て情報の集約と活用 方策	母子手帳アプリを活用し、講座・教室の予約や子育て支援の情報を一元的に発信する				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
児童手当の支給	子育てにかかる経済的支援として、18歳までのこどもがいる世帯に手当を支給する				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	

施策・事業名	内容				担当課
子ども医療費助成	こどもの通院及び入院に係る保険診療自己負担分などを助成				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
妊婦のための支援給付金	妊娠期から相談に応じるとともに、出産支援としての給付金を市独自で上乗せして支給する				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
乳児用品貸出し事業	ベビーベット、ベビーシート、ベビーバスの乳児用品を無償で貸出しする				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
妊活応援事業	不妊治療・検査、不育症医療・検査に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	

子育て情報の発信について

■やまなし子育て情報【たちメール】

つどいの広場「たち」のお知らせを中心に、イベント情報や乳幼児向けの子育てに役立つ情報等をメール配信しています。

右の2次元コードを読み込み、空メールを送信してください。山梨市メールからメールが返信されますので、記載されたURLにアクセスし、次のグループ認証コードを入力すると登録できます。(グループ認証コード TKH22WM3)



■母子手帳アプリ山梨市たちダイアリー【母子モ】

予防接種のスケジュール管理、妊娠中の健診記録・こども成長記録、子育て情報やイベント情報の配信や予約ができるスマートフォンアプリです。以下の2次元コードを読み込み、インストールしてご利用ください。



2. 切れ目のない子育て支援



成果指標

指標名	現況値		目標値
	値	年度	R11
未就学児の保護者における 主要事業の平均認知度※1	73.1%	R6	80.0%
未就学児の保護者における 主要事業の平均満足度※2	4.2 点	R6	4.5 点

※1 令和6年度実施の「子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）」結果より、子育て支援センター等9事業の平均認知度

（子育て支援センター、利用者支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、延長保育、学童クラブ、児童センター、子育て短期支援事業、病児病後児保育事業）

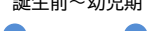
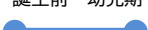
※2 同調査結果より、子育て支援センター等9事業の平均満足度（5点満点）

(1) 教育・保育の提供体制

令和7年4月から、本市では0歳児～2歳児までの保育料の無料化を開始しました。国の施策における認定こども園・幼稚園・保育園に通う3歳以上児の無償化と合わせて、保護者の負担が軽減され、保育が必要な家庭に幅広く、切れ目のない子育て支援の提供が可能となりました。こどもやその保護者が利用しやすいように調整を行い、適切な幼児教育や保育サービスを提供します。

また、低年齢児に対する保育料の無料化に伴い、一時的な利用二一ズの増加と少子化による影響を加味しながら、適切な保育人材の確保に努めます。

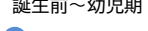
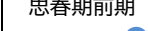
取組概要

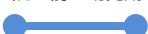
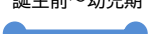
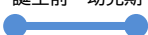
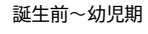
施策・事業名	内容				担当課
支給認定こどもへの支援 (第1号)	幼稚園や認定こども園での教育の実施				こども・子育て課
	誕生前～幼児期 	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
支給認定こどもへの支援 (第2号)	保育園や認定こども園での教育・保育の実施				こども・子育て課
	誕生前～幼児期 	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
支給認定こどもへの支援 (第3号)	3歳未満のこどもを対象とした保育園や認定こども園等での保育の実施				こども・子育て課
	誕生前～幼児期 	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
特定保育事業	保護者の就労等により、週2～3日などの保育を実施 ※八幡保育園でのみ実施				こども・子育て課
	誕生前～幼児期 	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
保護者負担の軽減	こどもの年齢・人数・保護者の所得等にかかわらず保育料を無償化し、保護者負担を軽減				こども・子育て課
	誕生前～幼児期 	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
地域の実情を踏まえた保育園等の確保	保育二一ズの把握や保育園の整備、統廃合等の実施				こども・子育て課
	誕生前～幼児期 	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法の改正に伴い、新規6事業として、「産後ケア事業」「妊婦等包括相談支援事業」「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。段階的に事業を実施し、多様化する子育てニーズを適切に把握し、提供体制の確保に努めます。

取組概要

施策・事業名	内容				担当課
利用者支援事業 (基本型)(再掲)	子育て支援総合コーディネーターが相談に応じ、適したサービスの援助、斡旋等を行う				こども・子育て課
	誕生前～幼児期 	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
利用者支援事業 (こども家庭センター型) (再掲)	母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行い、子育てに関する悩みを早期にキャッチし、児童虐待の未然防止に取り組む				こども・子育て課
	誕生前～幼児期 	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期 	
延長保育事業	保育認定を受けたこどもに対して、通常の保育時間以外の時間帯も保育を実施				こども・子育て課
	誕生前～幼児期 	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
放課後児童健全育成事業	放課後や学校休校日などに、空き教室や児童センター等で保育を行う(学童クラブ)				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期 	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
子育て短期支援事業	保護者の疾病等により、一時的に養育困難になった場合に泊まりや夜間の預かりを行う				こども・子育て課
	誕生前～幼児期 	学童期	思春期前期 	思春期後期 ～青年期	

施策・事業名	内容				担当課
乳児家庭全戸訪問事業	妊娠中に訪問した助産師が、新生児期に訪問し、育児に関する相談や助言、保健指導を行う				こども・子育て課
		学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に助産師や保育士等が訪問して、相談や助言を行う				こども・子育て課
		学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場事業)	子育て親子の交流、集いの場の提供。常駐のアドバイザーによる子育てに関する相談、援助の実施				こども・子育て課
		学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
一時預かり事業	保護者の病気や冠婚葬祭、育児疲れの際に一時的にこどもを預かる事業				こども・子育て課
		学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
病児・病後児保育事業	病気や病気からの回復期のため、集団保育が困難なこどもを預かる				こども・子育て課
		学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	子育てを「手助けしてほしい人」と「手助けしたい人」をつなぎ、相互援護活動を推進する				こども・子育て課
		学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
妊婦健診事業	医療機関で受ける妊婦健診の費用を助成し、定期的な健康診査による健康の保持増進を図る				こども・子育て課
		学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
産後ケア事業	産後の不調や育児に不安がある母親とその乳児が宿泊し、心身のケアや育児サポートを受ける。デイサービス型やアウトリーチ型も展開				こども・子育て課
		学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
妊婦等包括相談支援事業 (再掲)	妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う				こども・子育て課
		学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	

施策・事業名	内容				担当課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労等の要件を問わず、満3歳未満の未就園児を通園可能とする				こども・子育て課
	誕生前～幼児期 	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する				こども・子育て課
	誕生前～幼児期 	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期 	
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談、食事の提供等を行う				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期 	思春期前期 	思春期後期 ～青年期	
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者とその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する				こども・子育て課
	誕生前～幼児期 	学童期 	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な物品、給食費等の費用を補助する				こども・子育て課
	誕生前～幼児期 	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	

3. 地域社会全体で作る子育て環境



成果指標

指標名	現況値		目標値
	値	年度	R11
小中高校生の最近の生活の 平均満足度※1	小学生：8.06 点 中学生：7.56 点 高校生：7.19 点	R6	小学生：8.5 点 中学生：8.0 点 高校生：8.0 点
主に子育てを行っているのが「父母 ともに」と回答した保護者の割合※2	未就学児：65.1% 小学生：62.9% 中学生：53.7%	R6	未就学児：70.0% 小学生：70.0% 中学生：60.0%

※1 令和6年度実施の「こどもの生活状況アンケート調査」結果より、0が「まったく満足していない」、10が「十分に満足している」の10段階で評価

※2 「子ども・子育て支援に関する追加ニーズ調査」結果より、ひとり親世帯を除き、「父母ともに」と回答した割合

(1) 多様な遊びや体験の充実と社会参画への機会の創出

年齢や発達に応じて、自然体験、文化芸術体験、異世代・異文化交流、読書活動などの多様な体験が、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにするため、様々な機会・場所でこどもたちが体験できるよう推進します。

取組概要

施策・事業名	内容				担当課
高齢者との交流活動とボランティア活動	敬老会との共同活動、学校・地域でのボランティア活動等を実施				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
地区公民館活動での世代間交流	地区公民館主催で、各種教室を開催し、幅広い年代の中でこどもとの交流を推進				生涯学習課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
ボランティアチャレンジ	認知症きつずサポーター養成、手話体験等を通じて、ボランティア活動に対する意識の向上を図る				福祉課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
幼児教育・家庭教育講座等の開催	子どもの遊び道具の製作と、救急法・子育て講演会等の研修を実施				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
地域スポーツ活動の推進	身近なスポーツ施設の充実や指導者の育成・確保等により、生涯スポーツの振興を推進するとともに、スポーツ大会やスポーツ教室を開催する				生涯学習課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
山梨市ノーベル科学賞	こどもたちの科学する心を育て、豊かな人間性を育むため、部門別に作品を募集する				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
子ども科学教室	こどもたちの創造力や探求心を育むため、子ども科学教室を開催する				生涯学習課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	

施策・事業名	内容				担当課
環境教育の推進	こどもから大人まで環境保全に対する意識を高め、自ら行動できる人材を育成するため、親子でエコチャレンジや出前講座、各種イベントを開催する				環境課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
協働のまちづくり支援事業	プラモデル作品展示会、e スポーツ体験等、多様化するニーズや興味関心に応じたイベントを開催し、社会参加の機会を提供する				地域資源開発課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
伝統芸能の伝承	各小学校で伝統芸能の伝承のための特色ある教育を実施				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
青少年育成体験事業	青年育成活動団体と共催及び後援する形で体験活動を実施				生涯学習課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
育成会活動の支援	地域においてこどもたちの自助・互助・共助の意識を育てるため、育成会活動を支援する				生涯学習課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
生涯学習フェスティバル	生涯学習(こどもからお年寄りまでが、生涯を通して自身で行う学習)を推進するため、そのきっかけとなるように生涯学習フェスティバルを開催する				生涯学習課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
二十歳のつどい	式典の企画・運営を実際の参加対象者から募集し、社会に参画するためのスキルを育むとともに、式典参加者が大人としての自立や貢献を意識する機会とする				生涯学習課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
短歌大会	自然と文化に触れる機会として、「自然と清流・果実の里やまなし短歌大会」を開催する				生涯学習課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	

施策・事業名	内容				担当課
こどもの読書活動の推進	「育児学級」での読み聞かせや児童に本を贈るブックスタート、セカンドブック、サードブックを実施				生涯学習課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
こどもの読書活動の推進 (おはなし会)	図書館ボランティアグループと協働でおはなし会の開催				生涯学習課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
こどもの読書活動の推進 (読書環境の整備)	保育園等に巡回して、季節や年齢に合う図書の貸し出しや図書館子どもまつりを開催				生涯学習課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
読書活動推進事業	学校での読書活動時間の設定、図書館における職場体験等を通じて、本に親しめる様々な機会を提供する				学校教育課 生涯学習課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
英語教育の推進	幼児期に英語を楽しみ親しみながら学ぶ機会を提供することで、英語力の基礎を培う				こども・子育て課 学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
異文化体験活動の推進	姉妹都市との交流を行い、児童生徒がネイティブな英語に触れる機会を提供する他、異文化体験ができる機会を継続的に提供する				地域資源開発課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
みとみ子ども夏まつり、 みとみ紅葉まつり	三富地域の特性を生かしたイベントを開催し、こどもから高齢者までの全世代間の交流を図る				三富支所
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
児童センター事業	児童が安心して遊べる場として市内3か所に設置。子育て支援センターとしての機能も併設				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	

施策・事業名	内容				担当課
こどもの遊び場・憩いの場の確保(万力公園等)	市民の身近な憩いの場として、こどもから高齢者まで幅広い年齢層の利用者が安心安全に過ごせるような管理・運営を行う				都市計画課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
屋内運動遊び場の整備(再掲)	全天候型・オールシーズンで安全に遊べる環境を整備するとともに、子育て支援機能や子育て世代の交流の場とする				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	

(2) 学校教育環境の整備

次代の担い手となるこどもが個性豊かに生きる力を伸ばしていくことができるように、総合的な学習に取り組むとともに、地域と協働した学校づくりの取り組みを推進します。

また、生活習慣等に関する指導を行う他、発達障害や問題行動、不登校、引きこもり等の支援が必要なこどもについては、教職員とこども家庭センター等の市職員が連携して対応するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣による支援も行います。

障害を持つ児童生徒も、持たない児童生徒と同じ場で学ぶことができるようインクルーシブ教育を推進し、学習の支援が必要なこどもには適切な教育ができるように対応するなど、組織として信頼できる学校づくりに取り組みます。

取組概要

施策・事業名	内容				担当課
幼・保・小連携事業	小学校への入学が円滑にできるよう交流や意見交換会を実施				こども・子育て課 学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
児童健全育成事業	学習適応指導、生活習慣指導等を実施				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
学校と家庭の連携	授業参観、家庭訪問、学校便り等による学校と家庭との連携を実施				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
コミュニティスクール(学校運営協議会)制度	学校・保護者・地域住民が協働で「地域とともにある学校づくり」に取り組む				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
教職員の地域活動への参加促進	地区懇談会、行事等へ教職員が参加し学校での生活や地域・家庭での様子を情報交換する				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	

施策・事業名	内容				担当課
学校教育のなかでの指導	特別活動授業等でこどもが生きる意義や親が産み育てる意義を教育・啓発				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
教科横断的・総合的な学習 (ECHOES 学習)	市内にある素材・人材・フィールドを活用した教科横断的・総合的な学習を行う				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
英語をはじめとした外国語教育の充実	英検補助制度やICTの活用、外国人英語専科教員(NLT)による積極的に英語を使った会話などの授業を行い、英語力の向上を目指す				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
健全な身体づくり	学校での部活動等を通じて学校生活をより一層活発とするための支援等を実施				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
信頼できる学校づくり	保護者や教職員により学校評価を実施				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
問題行動等への対応と安全対策	思春期に想定される非行や問題行動等に対応するため、教職員間の連携を図る				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
不登校・引きこもり児童・生徒への対応	不登校や引きこもり児童・生徒への対応として教職員と市職員等の連携を図る				こども・子育て課 学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
不適切な対応を防止するための取り組み	虐待等の不適切な対応を防止するため、継続的な身体観察等を行ったり、個人懇談などで日頃の悩みなどを聞き、問題の早期発見に努める				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
被害にあったこどもの保護	関係機関と連携し、いじめや不適切な対応にあったこどもの心のケアの実施				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	

施策・事業名	内容				担当課
特別支援教育に関する取り組み	学習障害や発達障害など支援を必要とする児童生徒に対して、特別支援学級で適切な教育を行う				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
自立促進の支援	学習障害など障害のあることについて、山梨市特別支援教育推進協議会において、担任者同士の情報交換等を実施				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
ことばと発達のサポートルーム	校内にサポートルームを設置し、支援が必要な児童生徒に対し、個別指導または少人数指導を行う				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
学校開放	グラウンドと体育館の夜間開放を実施				学校教育課 生涯学習課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	

(3) 安心・安全なまちづくり

安心して暮らせる地域社会、安全な生活環境を整備することは、子育てを地域社会全体で支えていくまちづくりのために必要です。交通安全に関するハード面、ソフト面双方からの取り組みや地域と一体となった防犯活動、災害発生時を想定した対策や体制づくり、適切な対応など、安心して子育てができるまちづくりに取り組みます。

取組概要

施策・事業名	内容				担当課
都市計画に基づくまちづくりの推進	道路などの基盤整備や土地利用の適正化を図り、市民が快適で安全安心に暮らせるまちづくりを進める				都市計画課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
交通安全標識、カーブミラー等の整備	急カーブや交差点の交通安全対策として、継続的に実施				建設課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
通学路の整備	通学路の整備を進め、通学時等の安全を確保				建設課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
通学路安全対策事業（交通・防犯）	通学路の安全確保のため PTA や警察、県などの交通管理者等で通学路安全推進会議を開催				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
交通安全施設の整備	保育園や学校付近に交通安全施設の設置を実施				建設課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
交通安全教室	小学校で交通安全教室を開催し、道路の安全な歩き方、渡り方、自転車の乗り方などを指導する				市民課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
PTA交通安全活動	学校、PTA による通学路の安全点検活動や街頭指導、交通安全教室、スクールバス乗車指導の開催				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	

施策・事業名	内容				担当課
子ども 110 番の家	通学路上の在宅の家庭に協力をお願いし、地域の見守り活動と緊急時の対応を図る				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
小中学校における緊急時の対応	小中学校において、緊急時対応マニュアルに基づき、通報システムを使用し、警察への通報訓練を実施				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
子どもと高齢者帰り道ふれあい事業	セーフティパトロール隊員により、主に小学校低学年の登下校時に合わせて、地域の高齢者が通学路を巡回				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
安全安心警戒パトロール車運行事業	小中学校や児童センターを中心に市内をパトロール員が巡回し、犯罪防止・抑制を図る				防災危機管理課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
有害環境改善対策	関係機関と連携し、有害図書やたばこ・アルコール販売店への定期的な指導の実施				生涯学習課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
防災教育の推進	シェイクアウト訓練や親子防災教室の実施、各種イベント等での啓発活動を行い、防災意識を高める				防災危機管理課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	

(4) 仕事と子育ての両立の支援

家庭内において子育ての負担が女性に偏っている状況を解消するため、男性の家事や子育てへの参画に対する意識改革に加え、長時間労働の是正や働き方改革、男性の育児休業取得率の向上など、職場での取り組みも求められています。

共働き・共育てを実現し、夫婦が相互に協力しながら子育てできる「男女共同参画社会」に向けた啓発活動等の取り組みを推進します。

また、カルチャー教室や家庭に休息を促す事業も行い、子育て世帯へリフレッシュする機会を提供します。

取組概要

施策・事業名	内容				担当課
男女共同参画の啓発・推進	男女共同参画フォーラムの開催や意識啓発に関する広報活動を行う				地域資源開発課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
育児休業制度等の周知と取得促進	山梨市中小企業労務改善協議会等を通じて企業及び労働者に情報を提供				商工労政課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
イキイキ働く女性・男性の講座	勤労者や家庭にいる女性・男性のためのカルチャー教室を開講し、福利厚生を図る				商工労政課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
海の家開設	7月中旬から8月下旬の間、「山梨市海の家」事業として、静岡県牧之原市の指定宿泊施設に宿泊した者へ助成				商工労政課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	

4. こども・若者の良好な成育環境と自立に向けた支援



成果指標

指標名	現況値		目標値
	値	年度	R11
自分の将来に明るい希望を持っているこども(小中高校生)・若者(19～39歳)の割合※ ¹	小学生：84.1% 中学生：73.7% 高校生：70.5% 若者：66.4%	R6	小学生：90.0% 中学生：80.0% 高校生：75.0% 若者：70.0%
若者の最近の生活への平均満足度※ ²	6.19点	R6	7.0点
山梨市に将来にわたり住み続けたいと思う若者の割合※ ³	77.6%	R6	80.0%

※1 令和6年度実施の「こどもの生活状況アンケート調査」及び「若者の意識と生活状況アンケート調査」結果より、「自分の将来が楽しみだ」という質問に対し「とても思う」「思う」と回答した割合

※2 「若者の意識と生活状況アンケート調査」結果より、0が「まったく満足していない」、10が「十分に満足している」の10段階で評価

※3 同調査結果より、「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」と回答した割合

(1) こどもの健やかな成長と次の子育てを担う人材の育成

こどもたちは、将来、親となったり、次世代のこどもたちを育てたりする存在となります。そのため、学童期からこどもを産み育てることの意義や命の尊さ、お互いの性を理解し、他者の心と身体を大切にすることについて学ぶ機会を段階的に提供します。また、思春期の様々な悩みや問題に対して理解を深め、自らの心と身体を大切にすることの情操を育みます。さらに、SNS 等におけるインターネット利用の低年齢化が進む中、氾濫する有害情報から身を守り、情報を適切に利活用できる情報リテラシーの育成も行い、こどもたちの健やかな成長を支えています。

取組概要

施策・事業名	内容				担当課
思春期事業	命を大切にすることの学習、エイズ及び性感染症に関する正しい知識の啓発と普及を図る				こども・子育て課 学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
青少年の健全育成に関する啓発	長期休みの生活指導等、青少年の健全育成を図り、明るい家庭づくりを進めるための活動を行う				生涯学習課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
たばこ・アルコール・薬物に関する教育	家庭を中心に学校・地域が連携した取り組みを行う。中学校では薬物乱用防止の指導を実施				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
生活習慣病・がん等健康教育	生活習慣病やがんの仕組み・予防方法、健診の大切さについて健康教室を開催				健康増進課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
インターネット・SNS・ICT 端末等の安全利用対策の推進	ネット依存や SNS 等でのトラブルを未然に防ぐため、「見守りフィルター」の活用や啓発活動を行う 他、消費生活相談窓口を開設する				商工労政課 学校教育課 生涯学習課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	

(2) 支援を必要とする子どもや家庭への取組の充実

支援が必要な子ども・若者やその家族が抱える課題は、貧困、ヤングケアラー、ひとり親家庭、障害や発達への課題など、複雑かつ複合化してきているため、的確にニーズを把握し、「誰一人取り残さない」包括的な支援に取り組みます。また、より専門的な支援が必要となる場合は県などの専門機関と連携し、誰もが将来に夢と希望が持てる環境づくりを目指します。

取組概要

施策・事業名	内容				担当課
青少年育成カウンセラーの設置	県青少年育成カウンセラー会との連携のもとにカウンセリング等を実施				生涯学習課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
就学援助費、特別支援学級奨励費の周知	学用品費や校外活動費等の費用の一部を補助し、経済的な負担を軽減する				学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
支援対象児童等見守り強化事業	児童虐待防止やヤングケアラーの支援として、訪問による食事を提供し、家庭の状況を見守ることで、必要な支援につなげる体制を強化する				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
子ども支援プロジェクト事業	長期休暇等で給食が食べられず、十分な食事が摂れない子どもたちへの食糧支援				福祉課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
生活困窮者自立支援	経済的に困窮する世帯に対して、支援のプランを作成し、生活の安定や就労機会を得られるように支援を行う				福祉課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
児童扶養手当の支給	ひとり親や重い障害を持つ親の家庭に、生活の安定と自立の促進のために手当を支給				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	

施策・事業名	内容				担当課
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の親及び児童に対し、医療費の保険自己負担分を助成				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
母子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金や母子家庭高等技能訓練促進費により通学や資格取得を支援				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
療育・保育	障害児保育に必要な環境整備により、障害児の処遇向上と受け入れ保育園の拡大を推進				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
こどもの発達包括支援事業	発達に特性を持つこどもに対し関係機関が連携して相談や、集団療育などの支援を実施				こども・子育て課 学校教育課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
障害児に対する通所支援	発達障害を含む障害のあるこどもに対し、療育を提供する事業所への通所を支援する				福祉課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
障害児の相談支援及び障害福祉サービス	障害のあるこども・若者や保護者の相談支援を行うとともに、ニーズや生活課題に沿ったサービス等への繋ぎを支援する				福祉課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
ひきこもりのこども・若者への支援	孤立した若者や家族に対して、情報提供・相談を行い、適切なサポートに繋げる支援を行う				福祉課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
男女間の暴力(DV)の予防対策	DV被害者に対する相談・支援や、保護のための関係機関との調整				福祉課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	
こども・若者の自殺対策	思春期事業として、命の大切さ、生きることの意味を学ぶ機会を設ける他、ゲートキーパーを養成し、悩みに気づき声をかけてあげられる社会をつくる				こども・子育て課 健康増進課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期～青年期	

ヤングケアラーへの取り組みについて

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことです。ヤングケアラーは、本来なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人とのたわいもない時間といった「こどもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしています。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

【出典】 こども家庭庁 HP

「ヤングケアラー」は、本人に自覚がない、SOS が出せない、周りが気がつかないなど、支援が必要でも表面化しにくい問題です。福祉・介護・医療・保育・教育などの多分野・多機関・多職種による連携のもと、ヤングケアラーの発見や支援へのつながりが重要となっています。本市でも、母子保健・児童福祉の分野ではこども家庭センターが担うとともに、貧困や障害、高齢者、介護の分野などは庁内の縦割りを超えて重層的支援に取り組めます。

■子育て世帯訪問支援事業

支援員が家庭に訪問し、家事や子育ての支援、相談支援、情報提供を行う事業です。

■支援対象児童等見守り強化事業

訪問による食事を提供し、家庭の状況を見守ることで、必要な支援につなげる事業です。

■山梨県の取り組み

「ヤングケアラー支援計画」を策定し、「山梨コネクトヤングケアラー」を合言葉に、コーディネーターの養成、広報・啓発活動、電話やSNS等による相談支援、生成AIによる相談機能を備えたポータルサイトの運用など様々なサポート体制を構築しています。



山梨県 HP
ヤングケアラーの支援



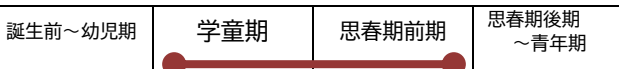
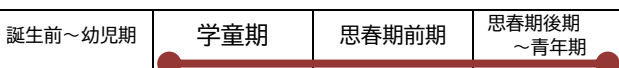
やまなしケアラー支援
ポータルサイト

(3) こどもの権利と居場所づくり

「こどもの権利条約」や「こども基本法」、県の「やまなし子ども条例」の理念にもとづき、「こどもまんなか社会」の実現のため、こどもの権利について大人が理解し、守っていくとともに、こども自身がこどもの権利について学ぶための啓発活動に取り組みます。

また、こども・若者の視点に立ち、安心して過ごし、遊び、学べる多様な居場所づくりに取り組みます。

取組概要

施策・事業名	内容	担当課
こどもの権利・子育てに関する意識の啓発	こども基本法に基づき、全てのこどもが健やかに成長し、その権利が保障される社会の実現を目指すため、啓発活動を行う 	こども・子育て課
放課後こども教室推進事業	こどもの居場所づくりや地域で支える学習環境づくり、学力向上のため、やまなし寺子屋「学び場」・「学び塾」を開催 	学校教育課
教育センターWith	様々な理由で学校に通うことが難しい児童生徒に居場所を提供し、個々の状況に合わせた学習支援やレクリエーション活動等を行う 	学校教育課
生活困窮世帯の子ども学習・生活支援	学習習慣や生活習慣を身に付け、社会性や協調性を育むことで将来的な自立を図るための居場所として、地区公民館等で週二回開催 	福祉課
子ども食堂開設運営支援	地域のこどもたちが食事の提供を受け、コミュニケーションを図り、安心して過ごすことのできる居場所の開設・運営を支援する 	福祉課

施策・事業名	内容				担当課
児童育成支援拠点事業 (再掲)	養育環境等に課題を抱える児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談、食事の提供等を行う				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
こどもの居場所づくり 支援団体補助金	地域でこどもが健やかに育成される環境を整備するために、こどもの居場所や活動の機会を設けようとする団体に補助金を交付する				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	

(4) 若者のライフデザイン実現に向けた環境の整備

価値観や人生観が多様化する中で、若い世代が自らの主体的な選択によりライフデザイン（将来設計）を描き、将来に希望を持って生きられるよう、経済的支援、就業支援、結婚支援等の施策を推進します。

また、将来妊娠を希望した際に実現できるよう、性別を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及と健康管理への意識を高める「プレコンセプションケア」を適切な時期から推進し、啓発活動に取り組みます。

若い世代一人ひとりの意思や選択が尊重されるよう、その視点に立った支援や環境づくりに努めます。

取組概要

施策・事業名	内容				担当課
ライフデザインセミナー	多様な価値観に触れ、将来のライフイベントを見据え、自身の価値観に基づいた将来設計をするセミナーを実施する				企画推進課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
県外通学者支援事業	県外の大学等へ通学する学生に対し、通学定期券の購入費用の一部を補助する				企画推進課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
学生住居応援補助事業	市内にある専門学校または短期大学へ進学するために転入した学生に対し、家賃等を補助する				企画推進課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
奨学金返還支援補助事業	市内の事業所等に就労している人が返還している奨学金の一部または全部を補助する				企画推進課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
若者定住促進住宅	若者定住を促進するため、住環境の良好な住宅を供給するとともに、市内に持ち家を取得した者に祝い金を支給する				建設課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	

施策・事業名	内容				担当課
雇用対策	求職者に対し、就職(転職)についての相談や指導、適性や希望に合った職業紹介を行い、若者の就業率の向上を図る				商工労政課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
結婚支援事業	結婚を希望する独身者に出会いの場の提供とセミナーを開催することで、将来的な婚姻を支援する				企画推進課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	
プレコンセプションケアの普及啓発	性別を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進する				こども・子育て課
	誕生前～幼児期	学童期	思春期前期	思春期後期 ～青年期	

プレコンセプションケアについて

「プレコンセプションケア」とは、「性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う」取り組みです。

「プレコンセプションケア」という言葉やその概念の認知度が低いことから、国では、若い世代への認知度向上のため、「プレコン」の略称による SNS 等での情報発信等、気軽に情報を入手でき、興味を持つような工夫・取り組みを行うこととしています。

また、ライフステージにより、必要な知識も変化するため、ターゲット層に応じた適切な情報提供を行うことも必要です。食事・運動・睡眠・飲酒・喫煙等の生活習慣と健康管理に関する知識や、妊娠と出産に向けて特に重要となる知識等、幅広い内容を発信するとともに、妊娠は女性だけの問題ではなく、男性も主体的に関わるべきものであることについても周知していきます。

■プレコン・チェックシート

「もっとすてきな自分になるために、未来の家族のために」プレコン・チェックシートで自分の健康状態について向き合ってみましょう。チェックシートは、女性用・男性用があります。できることから始めて、1つずつチェック項目を増やしていきましょう。



国立研究開発法人
国立成育医療研究センターHP
プレコン・チェックシート

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

1 保育の必要性の認定について

(1) 認定区分

子ども・子育て支援法では、就学前の児童に関して、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、2号及び3号認定については保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者	利用施設
1号	満3歳以上で保育の必要性がない就学前のこども	・認定こども園 ・幼稚園
2号	満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前のこども	・認定こども園 ・保育園
3号	満3歳未満で保育の必要性の認定を受けたこども	・認定こども園 ・保育園 ・特定地域型保育事業

認定区分	対象年齢	利用目的	保育の必要性	推計の区分
1号認定	3～5歳	主に教育	低い	1号認定
2号認定		主に保育	高い	2号認定 (認定こども園)
3号認定	0～2歳			2号認定(保育園)
				3号認定(0歳)
				3号認定(1・2歳)

(2) 認定基準

保育の必要性の認定（2号・3号）に当たっては、以下の3点について基準を設定します。

観点	内容
事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間就労、自営業、在宅勤務など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） また、育児休暇取得中に、既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要である場合 ②就労以外 保護者の疾病・障害、妊娠・出産、親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学などに加え、本市が保育を必要と認める事由
区分	①保育標準時間（11時間保育） 月単位の就労時間が120時間以上 ②保育短時間（8時間保育） 月単位の就労時間が48時間以上120時間未満 ※就労以外の事由の場合は、その内容に応じて区分を決定
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースのこども等

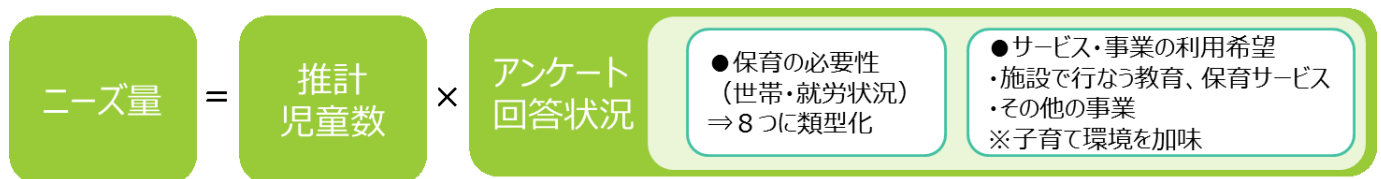
2 教育・保育提供区域の設定

施設型給付及び地域型保育給付の対象となる施設の利用については、子育て世帯の状況により選択肢を多くするため、山梨市全域を一つの区域と設定します。

3 教育・保育の量の見込みの算出

令和 7 年度から令和 11 年度までの計画期間中に必要となる子ども・子育て支援事業の量の見込みは、子育て世帯へのアンケート調査（ニーズ調査）の結果をはじめ、現状の利用実績を含めて総合的に勘案し推計しました。

住民アンケートに基づき推計する方法は、国の手引き（市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き）に従いました。



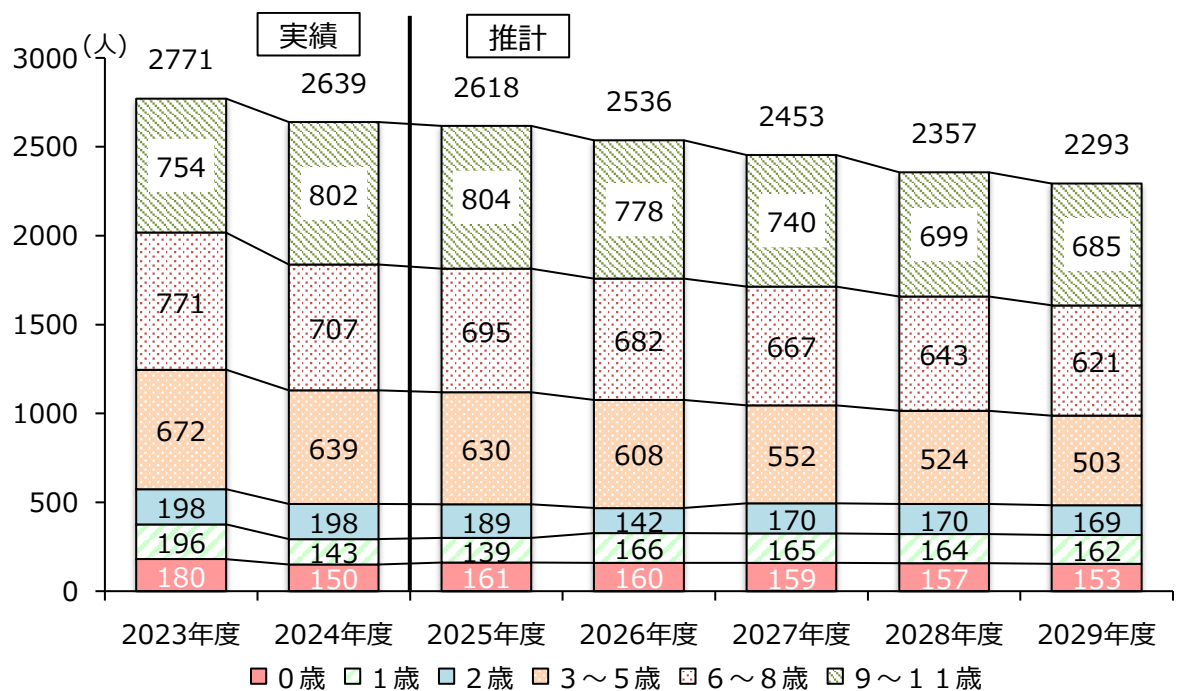
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	両親ともにフルタイム勤務
タイプ C	片親がフルタイムで片親が一定時間以上のパート勤務
タイプ C'	片親がフルタイムで片親が一定時間未満のパート勤務
タイプ D	片親が働いており、片親が専業主婦（夫）
タイプ E	両親ともに一定時間以上のパート勤務
タイプ E'	両親いずれかが一定時間未満のパート勤務
タイプ F	両親ともに無職

【0歳～11歳までの各年齢別の人口推計】

0歳～11歳までのこどもの各年齢別の人口については、人口全体と同様に少子化の影響を受け、緩やかに減少していくことが想定されます。

	2023(R5)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度	2026(R8)年度
0歳	180	150	161	160
1歳	196	143	139	166
2歳	198	198	189	142
3歳	219	201	202	194
4歳	235	204	206	207
5歳	218	234	222	207
6歳	236	237	234	224
7歳	275	232	222	235
8歳	260	238	239	223
9歳	261	259	277	239
10歳	235	291	261	278
11歳	258	252	266	261

	2027(R9)年度	2028(R10)年度	2029(R11)年度
0歳	159	157	153
1歳	165	164	162
2歳	170	170	169
3歳	146	175	174
4歳	198	150	179
5歳	208	199	150
6歳	208	210	201
7歳	223	208	210
8歳	236	225	210
9歳	223	237	225
10歳	239	223	237
11歳	278	239	223



※2024年度は12月末現在

【出典】子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

【ニーズ調査結果から推計される家庭類型】

ニーズ調査結果から推計される家庭類型は以下のとおりとなりました。共働きのタイプBが最も多く、続くタイプC'、タイプC、タイプDで全体の9割近くを占めています。現状、希望（就労希望が満たされた場合）とともに、父母ともにフルタイム勤務となるタイプBが最も多くなっていると同時に、特にタイプDの専業主婦（夫）のママを希望する割合が大きく減少し、タイプBへの移行を希望する割合の増加率が高い結果となりました。以下の推計では、希望の割合を用いて推計を行いました。

家庭類型	保護者別	現在		希望	
		実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親家庭	未就学児	23	5.8%	23	5.8%
	小学生	45	12.3%	45	12.3%
	小計	68	8.9%	68	8.9%
タイプB 両親ともにフルタイム勤務 ※1	未就学児	192	48.0%	257	64.3%
	小学生	146	40.0%	202	55.3%
	小計	338	44.2%	459	60.0%
タイプC 片親がフルタイムで片親が一定時間以上のパート勤務 ※2	未就学児	48	12.0%	26	6.5%
	小学生	84	23.0%	55	15.1%
	小計	132	17.3%	81	10.6%
タイプC' 片親がフルタイムで片親が一定時間未満のパート勤務	未就学児	83	20.8%	78	19.5%
	小学生	50	13.7%	47	12.9%
	小計	133	17.4%	125	16.3%
タイプD 片親が働いており、片親が専業主婦（夫）	未就学児	49	12.3%	13	3.3%
	小学生	40	11.0%	16	4.4%
	小計	89	11.6%	29	3.8%
タイプE 両親ともに一定時間以上のパート勤務	未就学児	2	0.5%	1	0.3%
	小学生	0	0.0%	0	0.0%
	小計	2	0.3%	1	0.1%
タイプE' 両親いずれかが一定時間未満のパート勤務	未就学児	1	0.3%	1	0.3%
	小学生	0	0.0%	0	0.0%
	小計	1	0.1%	1	0.1%
タイプF 両親ともに無職	未就学児	2	0.5%	1	0.3%
	小学生	0	0.0%	0	0.0%
	小計	2	0.3%	1	0.1%
全体	未就学児計	400	100.0%	400	100.0%
	小学生計	365	100.0%	365	100.0%
	総計	765	100.0%	765	100.0%

※1 ここでの「フルタイム勤務」とは「1日8時間・週5日勤務」を基本としている。

※2 ここでの「一定時間以上のパート勤務」とは「月120時間以上の勤務」としている。

(1) 1号認定及び2号認定（教育目的の希望が強い）

【対象】

1号認定の3～5歳児及び2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの（教育ニーズ）

【事業内容】

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

【量の見込みと確保の方策】

就学前児童の人口や教育ニーズの推移等から、令和7年度の量の見込みを上限とし、十分な提供体制が確保されています。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（必要利用定員数）	177	174	171	168	166
1号認定	155	153	152	150	149
2号認定 （教育の利用希望が強い）	22	21	19	18	17
確保の方策（利用定員数）	177	174	171	168	166
過不足	0	0	0	0	0

(2) 2号認定

【対象】

保育の必要性のある3～5歳児

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育園、認定こども園）

【量の見込みと確保の方策】

就学前児童の人口や保育ニーズの推移等から、令和7年度の量の見込みを上限とし、十分な提供体制が確保されています。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	430	399	371	344	320
確保の方策	430	399	371	344	320
過不足	0	0	0	0	0

(3) 3号認定

【対象】

保育の必要性のある0～2歳児

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育園、認定こども園）

【量の見込みと確保の方策】

令和7年度の量の見込みを上限とし、保育ニーズに対する提供体制は十分に確保されていますが、「こども誰でも通園制度」の開始に伴い、今後ニーズの高まりが見られた場合には適切な提供体制の確保に努めます。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員数)	288	274	258	245	232
0歳児	24	23	21	20	19
1歳児	115	109	103	97	92
2歳児	149	142	134	128	121
②確保の方策	288	274	258	245	232
過不足	0	0	0	0	0

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

身近な場所で、地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。こどもや保護者等の身近な場所で行う「基本型」と、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく、母子保健や育児等の相談支援等を行う「こども家庭センター型」があります。

【量の見込みと確保の方策】

子ども・子育て支援に関する情報提供・相談業務・支援活動の提供に取り組むとともに、妊産婦や子育て世帯の心身の状態やニーズを把握し、必要な支援を提供します。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
基本型（箇所）	1	1	1	1	1
こども家庭センター型 （箇所）	1	1	1	1	1

(2) 延長保育事業

【事業内容】

保育認定を受けたこどもについて、通常または利用時間以外の日及び時間において、保育園等で保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保の方策】

現在 7 保育園で受け入れ体制が整えられており、ニーズに対して十分な提供体制が確保されています。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人）		123	120	118	115	112
確保の方策	実人数（人）	123	120	118	115	112
	施設数（箇所）	7	7	7	7	7

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童センター等において適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保の内容】

児童数の減少とともに利用者数も減少傾向にはありますが、小学校区によっては二一
ズの上昇傾向が見られるため、状況に応じて提供体制の確保に努めます。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人）		374	362	340	337	334
	1 年生	106	103	101	97	94
	2 年生	107	104	102	98	95
	3 年生	77	75	73	70	75
	低学年 計	290	282	276	265	264
	4 年生	51	49	39	44	43
	5 年生	21	20	16	18	17
	6 年生	12	11	9	10	10
	高学年 計	84	80	64	72	70
確保の方策	実人数（人）	450	450	450	450	450
	施設数（箇所）	10	10	10	10	10

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になったこどもを児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

市外の児童養護施設と連携しており、利用ニーズに対して十分な受入れ体制が確保されています。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人）		30	30	30	30	30
確保の方策	利用延べ人数（人）	30	30	30	30	30
	施設数（箇所）	2	2	2	2	2

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後間もない乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

安心して子育てができるように、必要な支援や助言を行うために、市の保健師等による乳児家庭の全家庭への訪問を継続していきます。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人）	120	120	120	120	120
確保の方策（人）	165	165	165	165	165

(6) 養育支援訪問事業

【事業内容】

若年妊婦や育児に対して強い不安や孤立感を抱える家庭、不適切な養育状態にあり虐待のリスクを抱える家庭など、養育についての支援が必要な家庭を対象に、助産師・保育士等が訪問し、育児に関する相談・助言を行うことで、安心して子育てができるよう支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

乳児家庭全戸訪問事業等によりニーズを把握し、適切な養育の実施を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	12	12	12	12	12
確保の方策(人)	27	27	27	27	27

(7) 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

【事業内容】

少子化や核家族化の進行により、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

「つどいの広場たち」において、常駐する子育て支援総合コーディネーターが子育てに関する相談に応じ、その家庭に適した子育て支援サービスの利用を援助・斡旋したり、定期的に子育てに関する講座を開催するなど利便性の向上を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 延べ人数(人)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
確保の方策 延べ人数(人)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000

(8) 一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象）

【事業内容】

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育園や幼稚園で一時的に預かる事業です。

① 幼稚園型

【量の見込みと確保の内容】

幼稚園の預かり保育を支援するとともに、保護者のニーズに沿ったサービスの提供に努めます。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人）	559	554	549	544	539
確保の方策（人）	600	600	600	600	600

② 幼稚園型以外の不定期利用

【量の見込みと確保の内容】

既存の保育園等において十分な受け入れ体制が確保されていますが、緊急や多様なニーズへの対応のため、ファミリー・サポート・センター事業等その他の事業とも連携し、支援の体制確保に努めます。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み 延べ人数（人）	43	42	42	41	41
確保の方策 延べ人数（人）	50	50	50	50	50

(9) 病児病後児保育事業

【事業内容】

病気または回復期の児童について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

利用者のニーズに適切に対応しつつ、緊急時に円滑に対応するため、事業関係者と連携し、必要な施設、定員を確保します。

なお、令和 6 年 10 月より、利用料の減額を行い負担軽減を図っている。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	延べ人数（人）	30	30	30	30	30
確保の方策	延べ利用定員数（人）	968	968	968	968	968
	施設数（箇所）	1	1	1	1	1

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

提供会員の確保に努め、多様化する利用会員のニーズに対応します。

令和 6 年度時点での登録会員数は 227 人で、うち育児の応援を依頼したい利用会員は 159 人、育児を応援できる提供会員は 63 人、両方会員は 5 人です。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み 延べ人数（人）	400	400	400	400	400
確保の方策 延べ人数（人）	400	400	400	400	400

（１１） 妊婦健診事業

【事業内容】

妊婦に対し、定期的に専門機関で健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

母子健康手帳交付時に健康診査票を発行することで、定期的な受診を促す機会とします。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み 延べ人数（人）	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
確保の方策 延べ人数（人）	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310

（１２） 産後ケア事業

【事業内容】

リラックスペース「ふわふわ」では、日帰り型として、つどいの広場「たち山梨」と市立産婦人科医院に開設し、こどもと母親がゆっくり過ごせる場所を提供しています。

市立産婦人科医院及び産前産後ケアセンター「ママの里」では、育児への不安や負担感を有する母親と乳児が宿泊し、母体の休養と体力の回復、母体ケア・育児ケアを行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

宿泊型の産後ケア事業は、市立産婦人科医院や県の施設と連携し、利用者のニーズに応えながら引き続き提供体制の確保に努めます。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み 延べ人数（人）	13	13	13	13	13
確保の内容 延べ人数（人）	13	13	13	13	13
実施箇所（箇所） （山梨市立産婦人科医院、産前産後ケアセンター「ママの里」）	2	2	2	2	2

(13) 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

妊婦等に対して面談その他の方法により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

こども家庭センターの保健師による面談等を実施します。現在、量の見込み（妊婦等への相談支援へのニーズ）について、提供体制は確保されています。今後ニーズの高まりがみられた場合には、適切な提供体制の確保に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（回） （妊娠届出数×面談回数3回）	489	486	483	477	465
②確保の内容（回） （こども家庭センター）	489	486	483	477	465
実施箇所（箇所） （こども家庭センター）	1	1	1	1	1

(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）

【事業内容】

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労等の要件を問わずに0歳6か月から満3歳未満の未就園児を通園可能とする事業です。

【量の見込みと確保の内容】

ニーズ調査の結果では、長時間の保育ニーズが高く当事業が想定している短時間保育の性質とは異なるため、今後、他自治体の先進事例を参考にするとともに、令和8年度からの本格実施に向けた提供体制の確保に努めます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み（人日）	—	3	3	3	3
	②確保の内容（人日）	—	3	3	3	3
1歳児	①量の見込み（人日）	—	3	3	3	3
	②確保の内容（人日）	—	3	3	3	3
2歳児	①量の見込み（人日）	—	3	3	3	3
	②確保の内容（人日）	—	3	3	3	3

※人日＝1人あたり1日に最大8時間利用すると仮定した場合の1日あたりの利用者数

(15) 子育て世帯訪問支援事業（新規）

【事業内容】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整える事業です。

【量の見込みと確保の内容】

今後、事業を実施する中で、多様化する子育てニーズを適切に把握し、ニーズの高まりがみられた場合には、適切な提供体制の確保に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）（人）	59	57	56	54	53
確保の内容（延べ人数）（人）	59	57	56	54	53

(16) 児童育成支援拠点事業（新規）

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を包括的に提供する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

今後、多様化する子育てニーズを適切に把握し、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	－	－	19	18	18
確保の内容（人）	－	－	19	18	18

(17) 親子関係形成支援事業（新規）

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えている保護者とその児童に対し、講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施し、良好な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

今後、多様化する子育てニーズを適切に把握し、令和8年度からの実施に向けて、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	－	29	28	27	26
確保の内容（人）	－	29	28	27	26

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、日用品・文房具等の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事の参加に要する費用及び給食費（副食費）に要する実費徴収費用の一部を助成する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

助成が必要な世帯に対し、適切に給付を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	620	620	620	620	620
確保の内容（人日）	620	620	620	620	620

第6章 計画の推進と進捗状況の管理

1 計画の推進体制

本計画の関連分野は、児童福祉だけでなく教育や生涯学習、健康増進、まちづくりなど多岐にわたります。したがって、関係機関・各種団体・地域等との連携を密にして取り組むとともに、国・県や他市町村とも連携しながら、本計画の推進に努めます。

2 計画の評価・点検

本計画の各事業は、市の行政評価システムにより進捗管理します。年度毎に計画（Plan）に基づいて実施した施策・事務事業（Do）を評価（Check）し、それに基づき事業を見直し改善（Action）する「PDCA サイクル」の考え方をを用います。

なお市では、課題の検討や計画の見直しなど、その時々为社会情勢などに応じて柔軟に対応することとします。

また、子ども・子育て支援法の規定に基づき設置した子ども・子育て会議により、計画全体の進捗状況や成果を定期的に協議することとします。

資料編

資料1 山梨市子ども・子育て会議委員名簿（敬称略）

役 職	氏 名	所属母体役職等	備 考
	編 集 中		

役 職	氏 名	所属母体役職等	備 考

資料2 山梨市子ども・子育て会議条例

○山梨市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日

条例第15号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、山梨市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 子ども・子育て会議に、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の構成員は、会長が指名する。
- 3 専門部会は、資料収集及び計画素案の作成を行う。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、こども・子育て課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山梨市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 山梨市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年山梨市条例第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年3月25日条例第7号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第11号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日条例第4号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

資料3 施設の改修等計画

本計画期間中における施設の改修計画は次のとおりです。

対象施設	整備内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
公立保育園	空調、屋根防水等			●————●		
加納岩児童センター (加納岩学童クラブ)	修繕計画に基づき優先順位を含め検討			修繕計画策定	●————●	
日下部児童センター (日下部学童クラブ)					●————●	
山梨児童センター (山梨学童クラブ)					●————●	
日川学童クラブ					●————●	
岩手学童クラブ					●————●	
笛川学童クラブ					●————●	
山梨市立産婦人科医院	空調、換気、給湯設備		●————●			
	建物内装、建具		●————●			
	結露対策		●————●			

資料4 施策・事業評価シート

施策・事業評価シート

施策・事業名			事業費 国・県 市・債 その他 一般財源	
施策の体系				
小分類				
担当部署				
事業の目的				
事業の対象				
内容				
業務形態	☐ 直営 ☐ 全部委託 ☐ 一部委託 ☐ 負担金・交付金 ☐ その他()			
内容				
事業の内容				
活動指標	単位	7年度 目標値実績値	8年度 目標値実績値	
		9年度 目標値実績値	10年度 目標値実績値	
		11年度 目標値実績値		
①				
②				
③				
④				
⑤				
上記以外の実施事業内容				
計画当初からの改善・変更点				
施策・事業に対する 市民等の意見・要望				
新年度の取り組みについて (改善点・見直し点)				
今後の方向性	☐ 拡大 ☐ 現状維持 ☐ 維持改善 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止			
項目別評価	1. 実施主体・目的の妥当性		・自治体が関与すべき事業か。民間等で実施できないか。 ・事業の目的に合致するか。課題解決に結びつくか。	
	評価	A. 妥当である B. 改善する余地がある C. 妥当ではない	◎評価理由(上記の観点により記入してください)	
	2. 事業の必要性		・市民にとって必要な事業か。期待度は高い事業か。 ・意図した成果が得られたか。	
	評価	A. 必要である B. 実施を検討する余地がある C. 必要ではない	◎評価理由(上記の観点により記入してください)	
	3. 事業の効率性		・費用対効果は得られたか。 ・将来的なコストの増加または増大の要因はあるか。	
	評価	A. 効率的である B. 改善する余地がある C. 効率的ではない	◎評価理由(上記の観点により記入してください)	
	4. 事業の進捗度		・事業の目的、意図に対する達成度はどうか。 ・前年の指標に対する進捗度はどうか。	
	評価	A. 達成された B. 前年と同程度である C. 達成されていない	◎評価理由(上記の観点により記入してください)	
	総合評価		外部評価	

山梨市こども計画

(令和7年度～令和11年度)

●発行年 令和7年

●発行 山梨市

〒405-8501 山梨県山梨市小原西 843

TEL 0553-22-1111(代) FAX 0553-23-2800

<https://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/>

●編集 山梨市こども・子育て課